

第Ⅵ編 土木工事標準単価 及び市場単価

第 1 章	土木工事標準単価……………	Ⅵ- 1 -①- 1
第 2 章	市場単価……………	Ⅵ- 2 -①- 1

第1章 土木工事標準単価

① 区画線工	VI-1-①- 1	⑤ コンクリートブロック積工	VI-1-⑤- 1
1 適用範囲	VI-1-①- 1	1 適用範囲	VI-1-⑤- 1
2 標準単価の設定	VI-1-①- 1	2 標準単価の設定	VI-1-⑤- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-①- 4	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑤- 3
4 参考資料	VI-1-①- 5	4 参考資料 参考図（コンクリートブロック積工 （調整コンクリート・小口止））	VI-1-⑤- 4
② 高視認性区画線工	VI-1-②- 1	⑥ 排水構造物工	VI-1-⑥- 1
1 適用範囲	VI-1-②- 1	1 適用範囲	VI-1-⑥- 1
2 標準単価の設定	VI-1-②- 1	2 標準単価の設定	VI-1-⑥- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-②- 3	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑥- 4
③ 橋梁塗装工	VI-1-③- 1	⑦ 防草シート設置工	
1 適用範囲	VI-1-③- 1	1 適用範囲	VI-1-⑦- 1
2 標準単価の設定	VI-1-③- 1	2 標準単価の設定	VI-1-⑦- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③- 6	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑦- 2
④ 構造物とりこわし工	VI-1-④- 1		
1 適用範囲	VI-1-④- 1		
2 標準単価の設定	VI-1-④- 1		
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-④- 3		
4 内訳書	VI-1-④- 3		

第1章 土木工事標準単価

① 区画線工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。
- (2) 設置作業のうち，熔融式（手動），溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

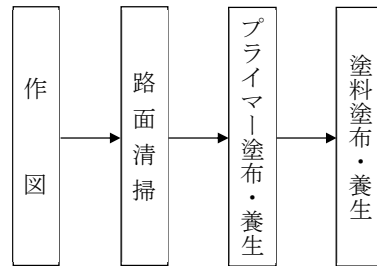
- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 設置作業のうち，ペイント式（手動）の場合。（ただし，北海道特殊規格において一部適用可）
 - 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。
 - 4) その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

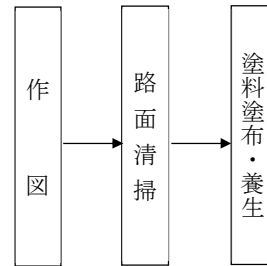
標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 設 置 (熔融式)	○	○	×

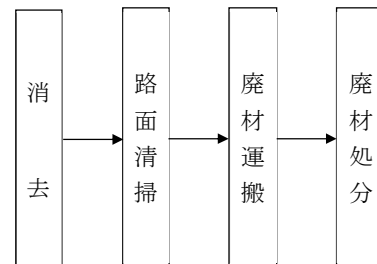


- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	×



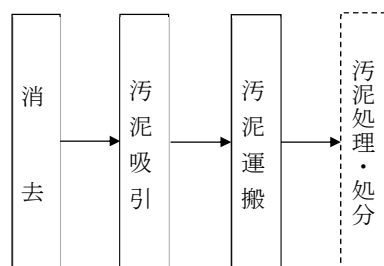
- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。



工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (削取り式)	○	○	/

- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5. 排水性舗装には適用しない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (ウォータージェット式)	○	○	/



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(熔融式・手動)

規格・仕様		単 位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm 換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm，1.0mmとする。
2. 線色は白色又は黄色とする。
3. 破線は塗布延長とする。
4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし，熔融式に限り適用出来る。また，自転車マークのように構

成する線幅が 10 cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2. 2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	3,000	3,830
	破線	15cm	m	2,500	3,190
		30cm	m	2,000	2,550

(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。

2. 破線は塗布延長とする。

表2. 3 区画線消去

規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算	m	300
ウォータージェット式	熔融式	15cm 換算	m	600
	ペイント式	15cm 換算	m	700

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去は削取り式を標準とする。

2. 排水性舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2. 4 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 補正係数の数値

表2. 5 補正係数の数値

区分		記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
			熔融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
補正係数	排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	—	—	—
	未供用区間の場合	K ₂	0.91	0.79	—	—

(注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は，熔融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また，ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（ $K_1 \times K_2$ ）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料である。

※材料諸雑費は，プロパンガス，希釈剤等の費用であり，材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式：0.05 ペイント式：0.03

※矢印・文字・記号の設計数量は「所要材料換算長」とし，次式により算出する。

所要材料換算長（m）＝設計数量（塗布面積（ m^2 ））÷0.15×1.20（重複施工ロス分）

ただし，構成する線幅が10cm未満の場合は適用できない。

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

- 1）1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は，「第Ⅰ編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工，高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し，同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては，他規格と一連の作業とは考えずに判定する。
- 2）表層の完了待ちなどの工程調整により，1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については，1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。
- 3）区画線消去（ウォータージェット式）で，施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は，実施工量にかかわらず，日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。

- （１）区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは，下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事(1種)：交差点改良，停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事
	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- （２）仮区画線を施工する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。
- （３）歩道部，駐車場に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。
- （４）コンクリート舗装に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。
- （５）区画線工における横断歩道，停止線等はゼブラを適用する。
- （６）区画線設置のうち，減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。
- （７）水性型ペイント式については，気温5℃以上，湿度85%未満での施工を標準とする。また，新設舗装上に施工する場合は，養生期間を経て，路面上の水分，軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。
- （８）随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

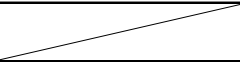
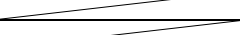
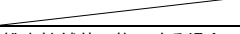
4. 参考資料

表 4. 1 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式
JIS K 5665 1 種 A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2 種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3 種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表 4. 2 溶融式（手動）の標準的な材料使用量

(1,000m当たり)

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字 15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100
	排水性舗装に施工する場合	L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105
	未供用区間に施工する場合	L	36	39	59	66	40	44	66	73	43	47	70	81	91
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	38	42	62	70	43	47	70	77	45	50	74	85	96

- (注) 1. 塗布厚 1.5 mm の場合の使用量であり、() 内は塗布厚 1.0 mm の場合の使用量である。
 2. 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
 3. プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の 5% を計上する。

表 4. 3 ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

(1,000m 当たり)

名 称	区 分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	33	40	50
	未供用区間に施工する場合	L	26	31	39

- (注) 1. 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
 2. プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の 3% を計上する。

表 4. 4 区画線消去（削取り式）の燃料使用量

(1,000m 当たり)

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	62
ガソリン	L	35

② 高視認性区画線工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。
- (2) 設置作業のうち，リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。
 - 2) 設置作業のうち，2液反応式，貼付式の場合。
 - 3) 排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去の場合。また，コンクリート舗装上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) 消去作業のうち，ウォータージェット式の場合。
 - 6) その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価			作 図	路面清掃	プライマー 塗布・養生	塗料塗布・養生
	機	労	材				
高視認性 区画線設置	○	○	×				

- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。

工 種	標準単価			消 去	路面清掃	廃材運搬	廃材処分
	機	労	材				
高視認性 区画線消去 (削取り式)	○	○					

- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
3. 消去後のバーナー仕上げ，黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2.1 高視認性区画線設置(リブ式・溶融式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実 線	15 cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実線	15cm	m	750	825
	20cm	m	650	715
	30cm	m	500	550
	45cm	m	425	468
ゼブラ	15cm	m	650	715
	20cm	m	550	605
	30cm	m	400	440
	45cm	m	350	385

(注) 線色は白色又は黄色とする。

表2.3 高視認性区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去(削取り式)	15cm 換算	m	300

(注) 貼付式には適用出来ない。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区分		記号	高視認性区画線設置	
			リブ式(溶融式)	非リブ式(溶融式)
補正係数	未供用区間に施工する場合	K ₁	0.91	0.91

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋材料費(注2)

(注1) 設計単価＝標準単価(機械・労務)×(K₁)

(注2) 材料費＝主材料単価×使用数量×(1＋材料諸雑費率)

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式：0.02

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

1) 1日未満で完了する場合(施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合)は、「第I編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去(ウォータージェット式)に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

2) 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表3.1 施工場所区分

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事
	交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。
- (3) 歩道部に区画線を設置する場合，高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。
- (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

③ 橋 梁 塗 装 工

1. 適 用 範 囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- (2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- (3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整，塗装。
- (4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。
- (5) 塗膜剥離剤を使用した旧塗膜除去後のブラスト処理による素地調整（1種ケレン）。

1-2 標準単価を適用出来ない範囲

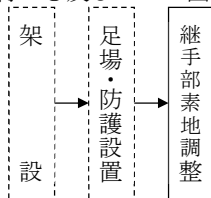
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) 部分塗替塗装の場合
 - 3) 塗膜剥離剤による素地調整の場合。
 - 4) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
 - 5) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
 - 6) 工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。
 - 7) その他，規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

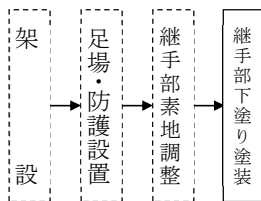
標準単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	○	○	○



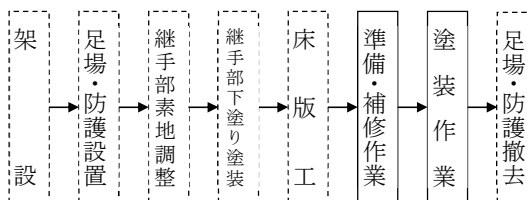
- (注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。
2. ブラスト処理による継手部素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用を含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。
3. ブラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等），及び安全対策に要する費用は含まない。
4. 継手部素地調整は，継手部塗装面積を計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り	○	○	○



- (注) 1. 新橋現場塗装とは，工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 新橋継手部現場塗装とは，工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○



- (注) 1. 新橋現場塗装とは，工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。
2. 準備・補修は，清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし，塗装面積を計上する。
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○

架
設

→

足
場
・
防
護
設
置

→

継
手
部
素
地
調
整

→

継
手
部
下
塗
り
塗
装

→

継
手
部
塗
装

→

床
版
工

→

足
場
・
防
護
撤
去

(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○

足
場
・
防
護
設
置

→

養
生

→

清
掃
・
水
洗
い

→

素
地
調
整

→

塗
装
作
業

→

足
場
・
防
護
撤
去

(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2. 素地調整は、塗装面積を計上する。

3. 動力工具及び手工具による素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。

4. プラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。

5. プラスト処理による素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等）、安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理（鉛、PCB 等有害物質への対応）に要する費用は含まない。

6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。

7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 標準単価の規格・仕様

表2.1 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装素地調整

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	日当たり標準施工量
素 地 調 整	動 力 工 具 処 理 I S O S t 3	m ²	38
	ブ ラ ス ト 処 理 I S O S a 2 1 / 2	m ²	42
研 削 材 及 び ケ レ ン か す 回 収 ・ 積 込 工		m ²	70

(注) プラスト処理に用いる研削材は硅砂を除く。

表2.2 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(1)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	日当たり標準施工量
ミストコート	変 性 エ ポ キ シ 樹 脂 塗 料 （ 1 層 ）	m ²	325
下 塗 り 塗 装	超厚膜形エポキシ樹脂塗料（2回塗り／層） 注1	m ²	115
	有機ジンクリッチペイント（2層） 注2	m ²	150
	有機ジンクリッチペイント（2回塗り／層） 注1	m ²	143
	変 性 エ ポ キ シ 樹 脂 塗 料 （ 2 層 ） 注 2	m ²	150
	鉛・クロムフリーさび止めペイント（3層） 注2	m ²	100
	変 性 エ ポ キ シ 樹 脂 塗 料 （ 1 層 ）	m ²	300

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料（2回塗り／層）、有機ジンクリッチペイント（2回塗り／層）は、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。

2. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。3層は、2層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の

塗装を塗り重ねるものである。

3. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。
4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(2)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
	準備・補修		㎡	500
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料用	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(3)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300
	ふっ素樹脂塗料	赤系	㎡	300
		淡彩	㎡	300
		濃彩	㎡	300

(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。

表2.5 塗替塗装(1)

区分	規 格・仕 様		単 位	日当たり標準施工量
清 掃 ・ 水 洗 い			㎡	1,050
素 地 調 整	1 種 ケ レ ン （ ブ ラ ス ト 法 ）		㎡	55
	2 種ケレン（動力工具と手工具の併用）		㎡	58
	3 種ケレン A（動力工具と手工具の併用）		㎡	83
	3 種ケレン B（動力工具と手工具の併用）		㎡	145
	3 種ケレン C（動力工具と手工具の併用）		㎡	213
	4 種ケレン（動力工具と手工具の併用）		㎡	313
研 削 材 及 び ケ レ ン か す 回 収 ・ 積 込 工			㎡	70

表2.6 塗替塗装(2)

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
下塗り塗装	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(1層)	はけ・ローラー	㎡	300
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) 注3		㎡	150
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) 注3	スプレー	㎡	225
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層) 注3	はけ・ローラー	㎡	150
	有機ジンクリッチペイント(1層) 注1	はけ・ローラーⅠ	㎡	300
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層) 注1,2	はけ・ローラーⅡ	㎡	143
	有機ジンクリッチペイント(1層)	スプレー	㎡	360
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) 注3	はけ・ローラー	㎡	143

(注) 1. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅠは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイ

ントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合であり、有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、旧塗膜を全面除去した場合である。

2. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。
3. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。
4. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。

表2.7 塗替塗装(3)

区分	規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
		スプレー		㎡	450
		はけ・ローラー	淡彩	㎡	300
		スプレー		㎡	450
		はけ・ローラー	濃彩	㎡	300
		スプレー		㎡	450

表2.8 塗替塗装(4)

区分	規格・仕様			単位	日当たり標準施工量
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
			淡彩	㎡	300
			濃彩	㎡	300
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	㎡	300
		スプレー		㎡	450
		はけ・ローラー	淡彩	㎡	300
		スプレー		㎡	450
		はけ・ローラー	濃彩	㎡	300
		スプレー		㎡	450

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.9 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	箱桁構造の密閉部（内部照明・換気共）	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象面積
	横断歩道橋・側道橋	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象面積
	弦材を有する構造	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象面積
	高欄部単独施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体面積
	新橋継手部現場塗装	桁架設における新橋継手部の現場塗装の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象面積
	床版補強鋼板現場塗装（鋼板圧着工法）	既設橋梁の床版補強工（鋼板圧着工法）において、補強鋼板現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。	K ₆	対象面積

(2) 補正係数の数値

表2. 10 補正係数の数値

区 分		記号	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装			塗 替 塗 装			
			継 手 部 素地調整	準備・補修	塗装作業	清 掃 ・ 水 洗 い	素地調整	研削材及び ケレンかす 回収・積込 工	塗装作業
補 正 係 数	箱 桁 構 造 の 密 閉 部	K ₁	-	-	-	1. 42	1. 79	1. 42	1. 42
	横断歩道橋 側 道 橋	K ₂	-	1. 19	1. 20	1. 20	1. 25	-	1. 16
	弦材を有する 構 造	K ₃	-	1. 25	1. 28	1. 33	1. 62	-	1. 24
	高 欄 部 単 独 施 工	K ₄	-	-	-	1. 49	2. 54	-	1. 51
	新橋継手部 現 場 塗 装	K ₅	-	-	1. 44	-	-	-	-
	床版補強鋼板 現 場 塗 装	K ₆	-	-	1. 33	-	-	-	-

- (注) 1. 新橋継手部現場塗装の補正係数を適用する場合、他の補正は、重複して適用しない。
 2. 横断歩道橋、側道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部（K₁）のみを適用し、横断歩道橋・側道橋（K₂）を重複して適用しない。
 3. 横断歩道橋、側道橋で弦材を有する構造の場合は、弦材を有する構造（K₃）のみを適用し、横断歩道橋・側道橋（K₂）を重複して適用しない。
 4. 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りは、新橋継手部現場塗装の補正（K₅）を適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝土木工事標準単価×K_n

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。
- (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。
- (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。
 鉸桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。
 箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。
 弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。
 横断歩道橋……各種横断歩道橋。
 側道橋……各種側道橋。
- (4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

1) さびが発生している場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上	
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	

2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの動力工具と手工具の併用
3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上	
3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上	
4 種	同 上	5 以下	同 上	
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。	

- (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。
- (6) 3 種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2 種及び4 種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。
- (7) 2 種ケレン、3 種ケレン、4 種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、ブラスト処理により行う作業は適用外とする。
- (8) ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等）、安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理（鉛、PCB 等有害物質への対応）が必要な場合は、別途計上する。
- (9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。
- (10) ブラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。
- (11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。
- (12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3 種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。
- (13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (14) 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。

(参考)

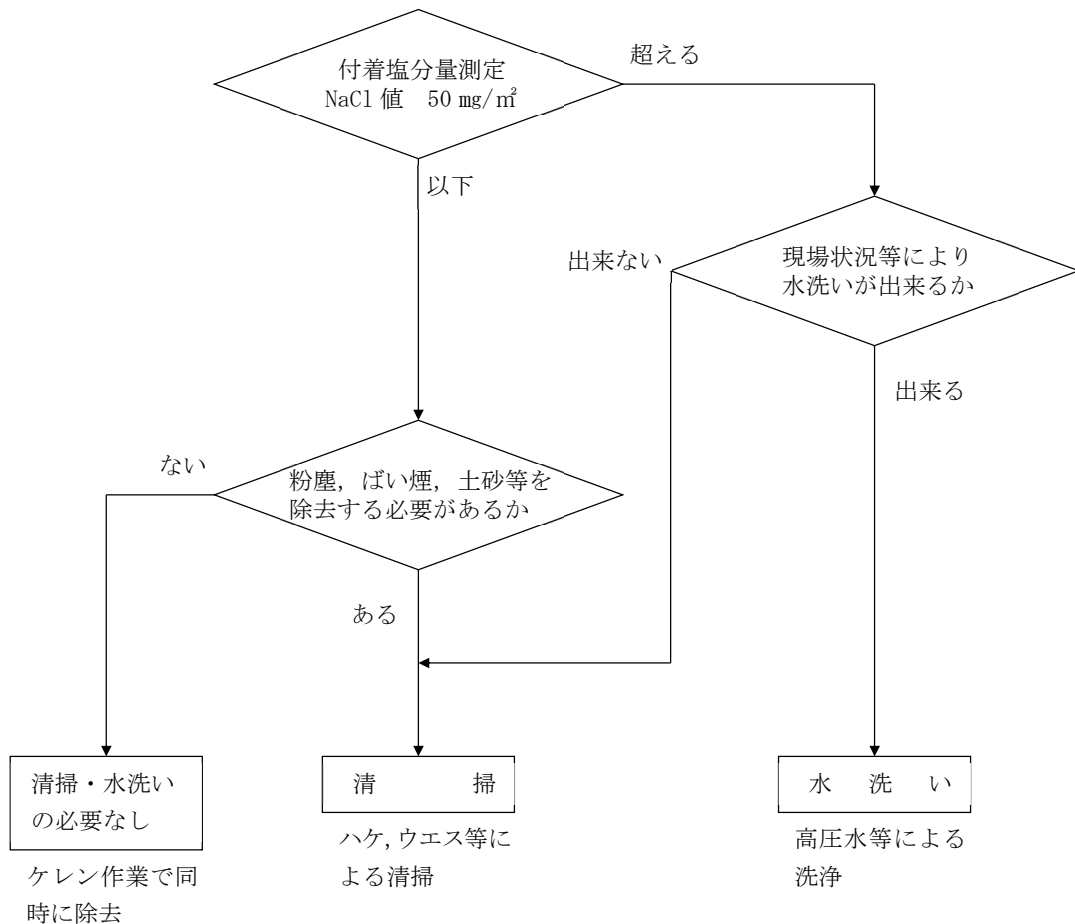
清 掃…粉塵，ばい煙などが付着したり土砂が堆積しているなど，ケレン作業に支障をきたしたり，塗装面に影響があると判断される場合は，粉塵，ばい煙，土砂などを除去する必要がある。

また，現場状況により水洗いによる塩分除去が出来ない場合はウエス等で除去する必要がある。

水洗い…飛来塩分の影響を強く受ける海岸に架設された部材は，現場塗装開始前に付着塩分量を測定し，付着塩分量が多い場合は塩分を除去する必要がある。

また，海岸からの距離が遠い場合でも，海塩粒子の飛来，農薬散布，凍結防止剤の散布などにより塩分が付着していることがあるので，塗膜の劣化状態から塩分付着の疑いがある場合は，付着塩分量を測定し判断する。

清掃フロー図



④ 構造物とりこわし工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

1-2 標準単価が適用できない範囲

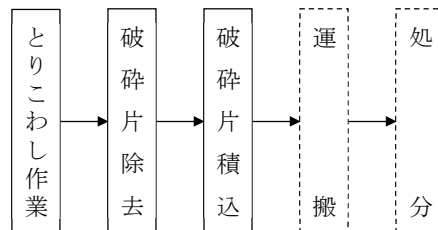
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
 - 2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。
 - 3) 「構造物とりこわし工」に伴う「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
 - 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
 - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

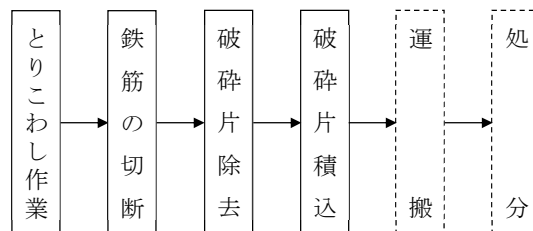
2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
無筋構造物	○	○	



工 種	標準単価		
	機	労	材
鉄筋構造物	○	○	



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日当たり 標準施工量
無 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		19 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所， 部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m ³ /日
鉄 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		11 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所， 部分的な壊しが必要な場合。	4 m ³ /日

(注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。

2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、掘削等）作業費用は含まない。

3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。

4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

5. 人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込方法は、人力積込とする。

2-3 補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
補 正 係 数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₁	対象 数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分		記 号	無筋構造物		鉄筋構造物	
			機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
補 正 係 数	低騒音・低振動対策	K ₁	1.30	—	1.14	—

(注) 補正係数「低騒音・低振動対策 (K₁)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量

（注1） 設計単価＝標準単価×K₁

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径 30 cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径 30cm 程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (3) P C・R C橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

4. 内 訳 表

(1) 構造物とりこわし・運搬・処分（複合）1式当り内訳表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
構造物とりこわし		m ³		標準単価
殻 運 搬		〃		
処 分 費		〃		

⑤ コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 勾配が1割未満（1：1.0 未満）の法面に施工するブロック積みで、JIS タイプ（JIS で規定する形状寸法）の積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個未満）を使用する場合に適用する。

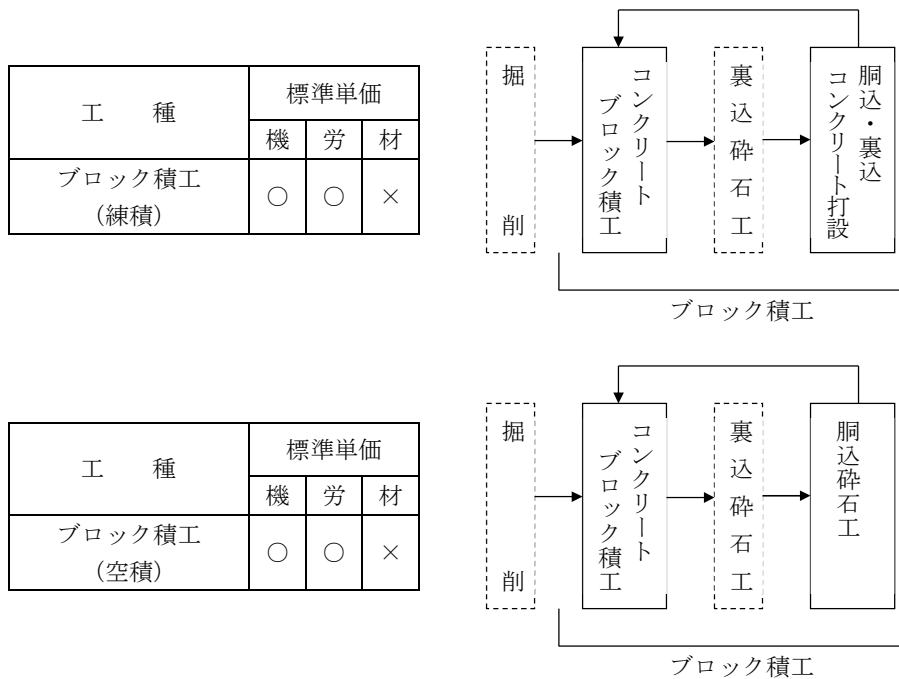
1-2 標準単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個以上）を使用する場合。
 - 2) 作業半径が 8.5m を超える場合又は吊上げ高さが 5.8m を超える場合。
 - 3) 勾配が1割以上（1：1.0 以上）の法面に施工する場合。
 - 4) JIS 以外の積ブロックを使用する場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
3. 練積の場合は、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。空積の場合は、胴込砕石工の手間を含むが、材料費は含まない。
4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
- なお、必要な場合は別途考慮する。

2-2 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単位	日当たり 標準施工量
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)， 調整コンクリート等	m ²	10

- (注) 1. 上表の日当たり標準施工量には，コンクリートブロック積工，裏込砕石工，胴込・裏込コンクリート工（空積の場合は胴込砕石工）までの一連作業を含む。
2. 胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
補正係数	裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区分		記号	ブロック積工
補正係数	裏込コンクリートを施工しない場合	K ₁	0.92
	空積の場合	K ₂	0.87

2-4 直接工事費の算出

練積の場合の直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋ブロック材料費（注2）＋胴込・裏込めコンクリート材料費（注3）

空積の場合の直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋ブロック材料費（注2）＋胴込砕石材料費（注4）

（注1） 設計単価＝標準単価×（K₁ or K₂）

（注2） ブロック材料費＝ブロック単価 [円／個] × m²当り使用量 [個／m²] × 設計数量 [m²]

（注3）練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

（注4）空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費＝砕石（胴込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

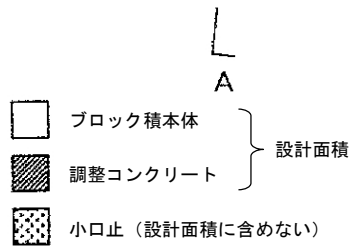
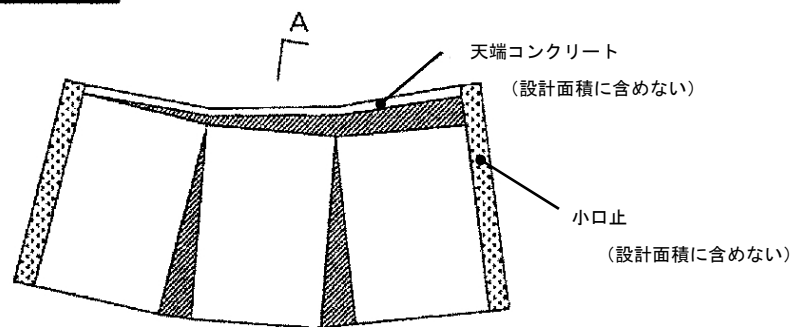
3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

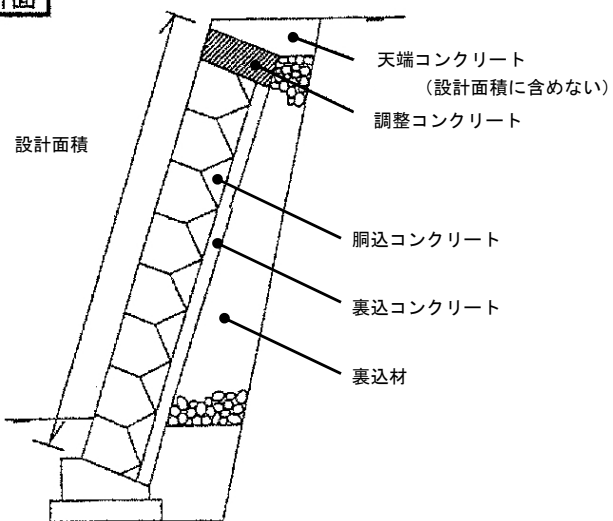
- （1） 布積，谷積を問わず適用出来る。
- （2） 設計面積は，ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- （3） ブロック積工は，目地，水抜パイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用出来る。
- （4） 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- （5） 小口止コンクリートは，「第Ⅱ編第4章コンクリート工」により別途計上する。
- （6） 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打基礎コンクリート工及び天端コンクリート工」により別途計上する。
- （7） 基礎・裏込砕石を施工する場合，基礎砕石は「第Ⅱ編第2章②基礎・裏込砕石工」，裏込砕石は「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。

4. 参考資料 参考図(コンクリートブロック積工(調整コンクリート・小口止))

正面図



A-A断面



⑥ 排水構造物工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

1-2 標準単価が適用出来ない範囲

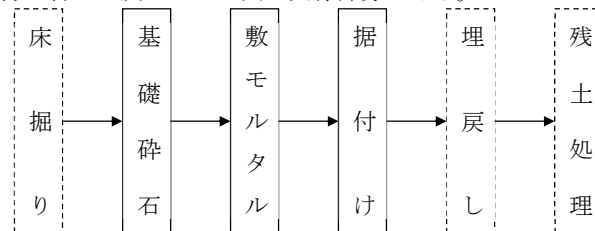
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
- 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
 - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 2) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

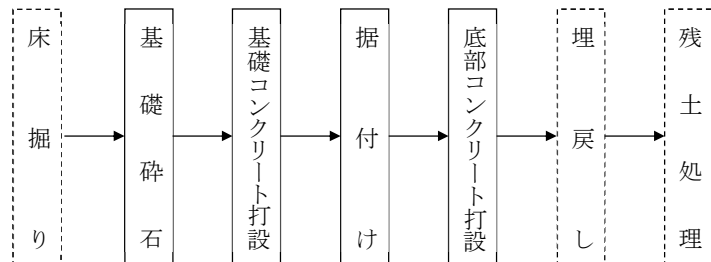
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	標準単価		
	機	労	材
U 型 側 溝	○	○	×



- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
 2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。
 3. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 4. 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。
 5. 基面整正は含まない。

工 種	標準単価		
	機	労	材
自 由 勾 配 側 溝	○	○	×

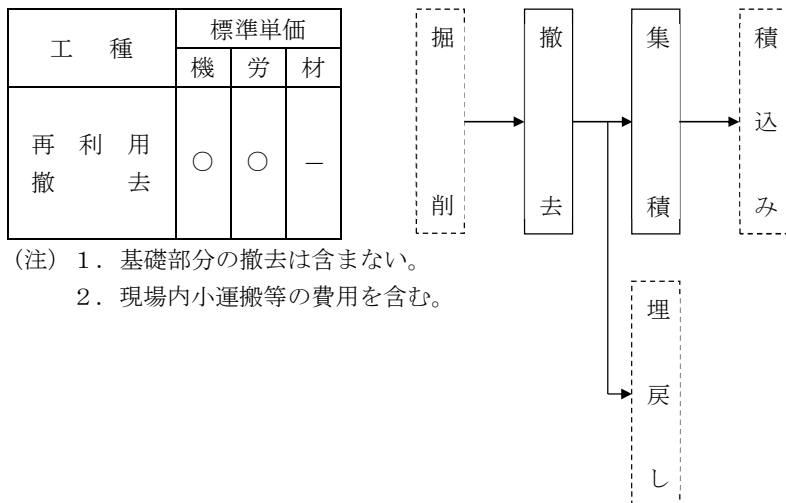


- (注) 1. 側溝本体、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
 2. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 3. 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。
 4. 基面整正は含まない。
 5. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。

工 種	標準単価		
	機	労	材
蓋 版	○	○	×

据
付
け

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。
 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 3. 現場内小運搬等の費用を含む。



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様

排水構造土工の標準単価の規格・仕様，日当たり標準施工量は，下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区 分		規 格 ・ 仕 様		単位	日当たり 標準施工量
排水構造土工	U 型 側 溝	L = 600mm	60kg/個以下	m	28
			60を超え300kg/個以下		26
		L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	43
			1,000を超え2,000kg/個以下		29
			2,000を超え2,900kg/個以下		23
	自由勾配側溝	L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	27
			1,000を超え2,000kg/個以下		22
			2,000を超え2,900kg/個以下		20
	蓋 版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200
			40を超え170kg/枚以下		120

- (注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格・仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
補 正 係 数	L=1,000mmを使用 す る 場 合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	L=4,000mmを使用 す る 場 合	使用する側溝本体の長さ(L)が4,000mmの場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	法 面 小 段 面	法面小段面部における作業の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法 面 縦 排 水	法面縦排水部における作業の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	基 礎 砕 石 を 施 工 し な い 場 合	基礎砕石を施工しない場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象数量
	再 利 用 撤 去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分		記 号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋 版
補 正 係 数	L=1,000mmを使用 す る 場 合	K ₁	1.17	—	—
	L=4,000mmを使用 す る 場 合	K ₂	0.93	—	—
	法 面 小 段 面	K ₃	1.21	—	1.00
	法 面 縦 排 水	K ₄	1.38	—	—
	基 礎 砕 石 を 施 工 し な い 場 合	K ₅	0.87	0.87	—
	再 利 用 撤 去	K ₆	0.51	—	0.62

(注) L=1,000 mmを使用する場合の補正係数(K₁), L=4,000 mmを使用する場合の補正係数(K₂)
が補正の対象としているのはU型L=2,000 mmであり, 各々の個当り質量を2 mに換算し, 適
合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+材料費(注2又は注3)

(注1) 設計単価=標準単価×(K₁×K₂×……×K₆)

(注2) 材 料 費=側溝材料単価×設計数量+基礎砕石材料単価×設計数量×1.20(ロス分)
+コンクリート材料単価×設計数量×1.06(ロス分)

(注3) 材 料 費=蓋版材料単価×設計数量

3. 適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法（機械・人力）は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。
- (6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑦ 防草シート設置工

1. 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 目付量 600g/㎡以下の防草シートを設置する工事。

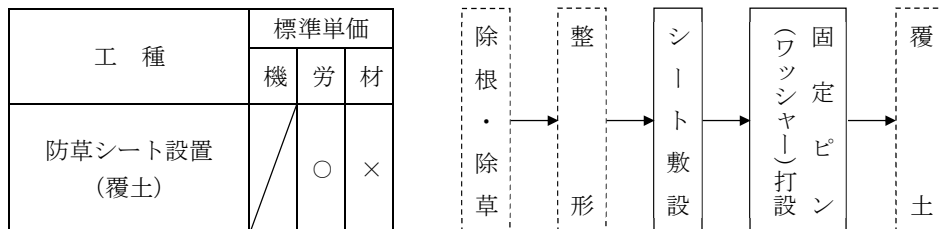
1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) ロープ足場（命綱）を用いて施工する場合。
 (2) 端部専用工法の場合。
 (3) 1現場当たりの数量が 100 ㎡未満の場合。
 (4) 植栽用切込みが必要な場合。
 (5) 固定ピンを使用しない場合。
 (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2. 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

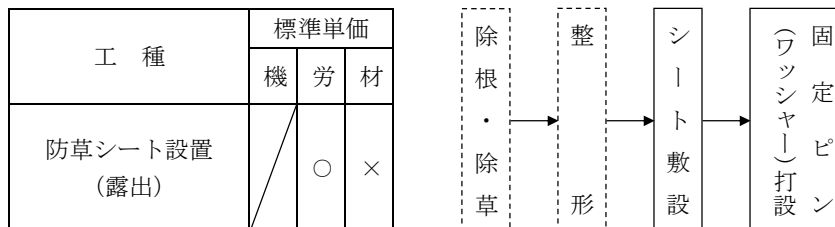
標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. 防草シートの材料費は含まない。

2. 固定ピン、ワッシャーの材料費を含む。

3. 現場内小運搬の費用を含む。



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

2. 固定ピン、ワッシャーの材料費を含む。

3. 現場内小運搬の費用を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定

防草シート設置工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 防草シート設置(覆土)

工 種	区 分	規格・仕様		単位	日当たり 標準施工量
	現場条件	施工方法	施行箇所		
防草シート設置 (覆土)	Ⅰ	固定ピンのみによる設置	平面部 (1:2.0 超)	m2	200
			法面部 (1:2.0 以下)		150
	Ⅱ	固定ピンとワッシャーを 併用して設置	平面部 (1:2.0 超)		200
			法面部 (1:2.0 以下)		150

表2.2 防草シート設置(露出)

工 種	区 分	規格・仕様		単位	日当たり 標準施工量
	現場条件	施工方法	施行箇所		
防草シート設置 (覆土)	Ⅰ	固定ピンのみによる設置	平面部 (1:2.0 超)	m2	160
			法面部 (1:2.0 以下)		120
	Ⅱ	固定ピンとワッシャーを 併用して設置	平面部 (1:2.0 超)		160
			法面部 (1:2.0 以下)		120

2-3 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注1)×設計数量＋材料費^(注2)

(注1) 設計単価＝土木工事標準単価

(注2) 材料費の計上は次による。

材料費＝設計数量×(1＋ロス分)×防草シート材料単価

3. 適用にあたっての留意事項

- (1) 端部、重ねあわせ部、ピン上部等に接着剤、接着テープを使用する場合の費用は別途計上すること。
- (2) 固定ピンの打設間隔は、50 cm程度とし、打設本数は、㎡当たり覆土：2～3本、露出：4～6本とする。
- (3) 防草シートの材料費（材料費、及びロス分）は含まれていない。

第2章 市場単価

① 鉄筋工	VI-2-①- 1	④ 法面工	VI-2-④- 1
①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)	VI-2-①- 1	④-1 法面工	VI-2-④- 1
1 適用範囲	VI-2-①- 1	1 適用範囲	VI-2-④- 1
2 市場単価の設定	VI-2-①- 2	2 市場単価の設定	VI-2-④- 2
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-①- 5	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-④- 7
①-2 鉄筋工(ガス圧接工)	VI-2-①- 8	4 参考資料	VI-2-④- 9
1 適用範囲	VI-2-①- 8	④-2 吹付砕工	VI-2-④-11
2 市場単価の設定	VI-2-①- 8	1 適用範囲	VI-2-④-11
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-①- 9	2 市場単価の設定	VI-2-④-11
② インターロッキングブロック工	VI-2-②- 1	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-④-13
1 適用範囲	VI-2-②- 1	⑤ 道路植栽工	VI-2-⑤- 1
2 市場単価の設定	VI-2-②- 1	1 適用範囲	VI-2-⑤- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-②- 3	2 市場単価の設定	VI-2-⑤- 1
4 参考資料(代表的な標準品の形状図例)	VI-2-②- 5	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑤-10
③ 防護柵設置工	VI-2-③- 1	⑥ 橋梁付属物工	VI-2-⑥- 1
③-1 防護柵設置工(ガードレール)	VI-2-③- 1	⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工	VI-2-⑥- 1
1 適用範囲	VI-2-③- 1	1 適用範囲	VI-2-⑥- 1
2 市場単価の設定	VI-2-③- 1	2 市場単価の設定	VI-2-⑥- 2
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-③- 7	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑥- 4
③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)	VI-2-③- 8	⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	VI-2-⑥-11
1 適用範囲	VI-2-③- 8	1 適用範囲	VI-2-⑥-11
2 市場単価の設定	VI-2-③- 8	2 市場単価の設定	VI-2-⑥-11
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-③-12	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑥-15
③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	VI-2-③-13	⑦ 薄層カラー舗装工	VI-2-⑦- 1
1 適用範囲	VI-2-③-13	1 適用範囲	VI-2-⑦- 1
2 市場単価の設定	VI-2-③-13	2 市場単価の設定	VI-2-⑦- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-③-17	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑦- 4
4 参考資料	VI-2-③-18	⑧ 道路標識設置工	VI-2-⑧- 1
③-4 防護柵設置工(落石防護柵)	VI-2-③-19	1 適用範囲	VI-2-⑧- 1
1 適用範囲	VI-2-③-19	2 市場単価の設定	VI-2-⑧- 1
2 市場単価の設定	VI-2-③-19	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑧- 7
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-③-22	4 参考資料	VI-2-⑧- 9
③-5 防護柵設置工(落石防止網)	VI-2-③-25	⑨ 道路付属物設置工	VI-2-⑨- 1
1 適用範囲	VI-2-③-25	1 適用範囲	VI-2-⑨- 1
2 市場単価の設定	VI-2-③-25	2 市場単価の設定	VI-2-⑨- 2
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-③-28	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑨- 8

⑩ 公園植栽工	VI-2-⑩- 1	⑬ グルーピング工	VI-2-⑬- 1
1 適用範囲	VI-2-⑩- 1	1 適用範囲	VI-2-⑬- 1
2 市場単価の設定	VI-2-⑩- 1	2 市場単価の設定	VI-2-⑬- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑩- 3	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑬- 2
⑪ 軟弱地盤処理工	VI-2-⑪- 1	⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)	VI-2-⑭- 1
1 適用範囲	VI-2-⑪- 1	1 適用範囲	VI-2-⑭- 1
2 市場単価の設定	VI-2-⑪- 1	2 市場単価の設定	VI-2-⑭- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑪- 3	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑭- 5
4 参考資料	VI-2-⑪- 4	⑮ コンクリート表面処理工	
⑫ 橋面防水工	VI-2-⑫- 1	(ウォータージェット工)	VI-2-⑮- 1
1 適用範囲	VI-2-⑫- 1	1 適用範囲	VI-2-⑮- 1
2 市場単価の設定	VI-2-⑫- 1	2 市場単価の設定	VI-2-⑮- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑫- 3	3 適用にあたっての留意事項	VI-2-⑮- 2

第2章 市場単価

① 鉄 筋 工

①－１ 鉄筋工(太径鉄筋含む)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1－1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。

1－2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 表1.1に示す工種。
 - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 表1.2に示す工種。
 - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
 - 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓座拡張工	基準書による
---	--------

表1.2 特別調査によるもの

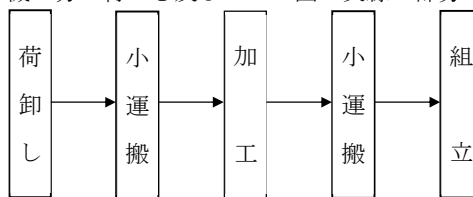
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 栈橋式上部工におけるプレキャスト部材の接合部、継手部 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--	---------------

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋工	○	○	×



(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサの材料費を含まない。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びブラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。

2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。

3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表2. 1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

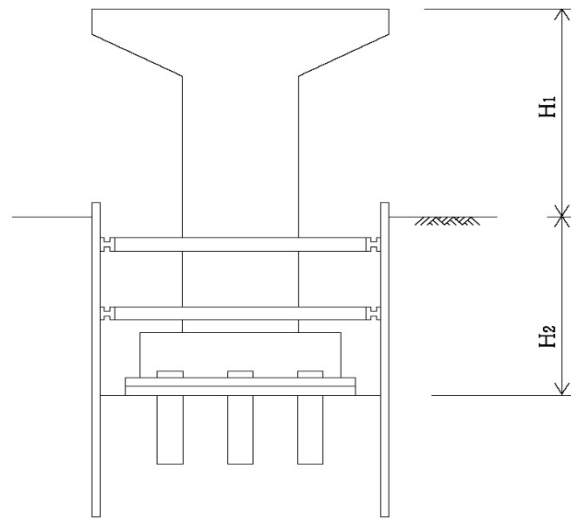
表2. 2 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

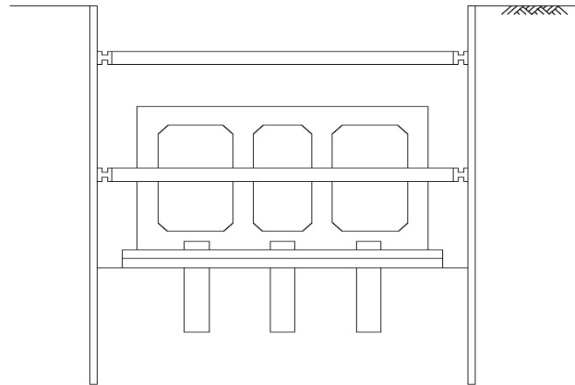
(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

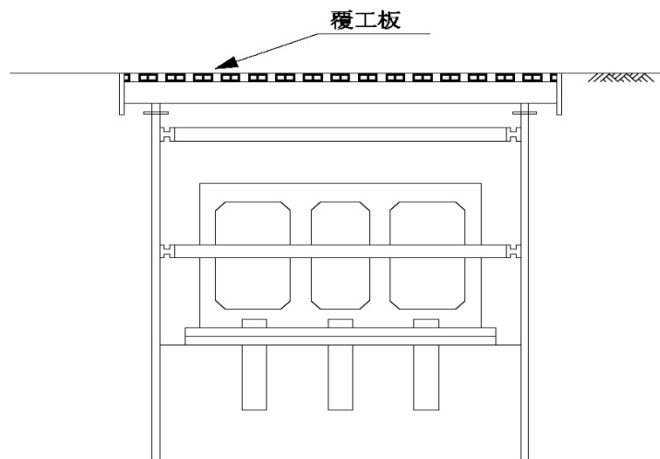
3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。



$H_1 < 2H_2 \cdots T_1$ (切梁のある構造物)
 $H_1 \geq 2H_2 \cdots$ 補正なし



覆工板を外す、またはない。 $\cdots T_1$ (切梁のある構造物)



覆工板を外さず作業する $\cdots T_2$ (地下構造物)

2-3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は,1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

補 正 係 数 1	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合,単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法 面 作 業	勾配が 1:1.5 より急勾配の場合,単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	太 径 鉄 筋	1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 10%以上 20%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 20%以上 40%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が 40%以上の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量

2) 補正係数2 (1項目を選択)

補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物,立坑,及び,深礎工(掘削坑内組立て)の場合,単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量
	地 下 構 造 物	地表面下,覆工板等に覆われて施工する構造物の場合,単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	橋 梁 用 床 版	鋼橋用及びコンクリート橋 (P C コンポ橋,P C 合成桁橋) 用床版(P C 床版は除く)の場合,単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラ ブ 橋	R C 場所打ホロースラブ橋の場合,単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合,単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

(注) 1. 太径鉄筋 (D38 以上D51 以下) の割合が 10%以上の場合には,係数で補正する。ただし, 太径鉄筋の割合が 10%未満の場合には,係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は, 1 単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は, 以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4 加算率の数値

区 分		記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量	
加 算 率	施工規模	S ₀	10 t 以上	0%
	施工規模	S ₁	10 t 未満	15%

1) 補正係数1（必要条件を選択）

表2.5 補正係数の数値

区 分		記 号	一般構造物,場所打杭用かご筋
補正係数1	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.10
	夜 間 作 業	K ₂	1.25
	ト ン ネ ル 内 作 業	K ₃	1.10
	法 面 作 業	K ₄	1.15
	太 径 鉄 筋	K ₅	0.9
		K ₆	0.8
		K ₇	0.7

- (注) 1. 施工規模加算率（S₁）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。
3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

2) 補正係数2（1項目を選択）

区 分		記 号	一般構造物
補正係数2	切 梁 の あ る 構 造 物	T ₁	1.00
	地 下 構 造 物	T ₂	1.10
	橋 梁 用 床 版	T ₃	0.85
	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラ ブ 橋	T ₄	1.15
	差 筋 及 び 杭 頭 処 理	T ₅	0.95

- (注) 1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項（10）フロー図による。
2. K₃、K₄を適用する場合、補正係数2は適用しない。
3. K₅、K₆、K₇を適用する場合は、T₃、T₄は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁／100）×（K₁×K₂×……×K₇）×（T₁ or T₂ or …… or T₅）

※ T₁～T₅は1項目を選択

（注2）材料費の計上は次による。

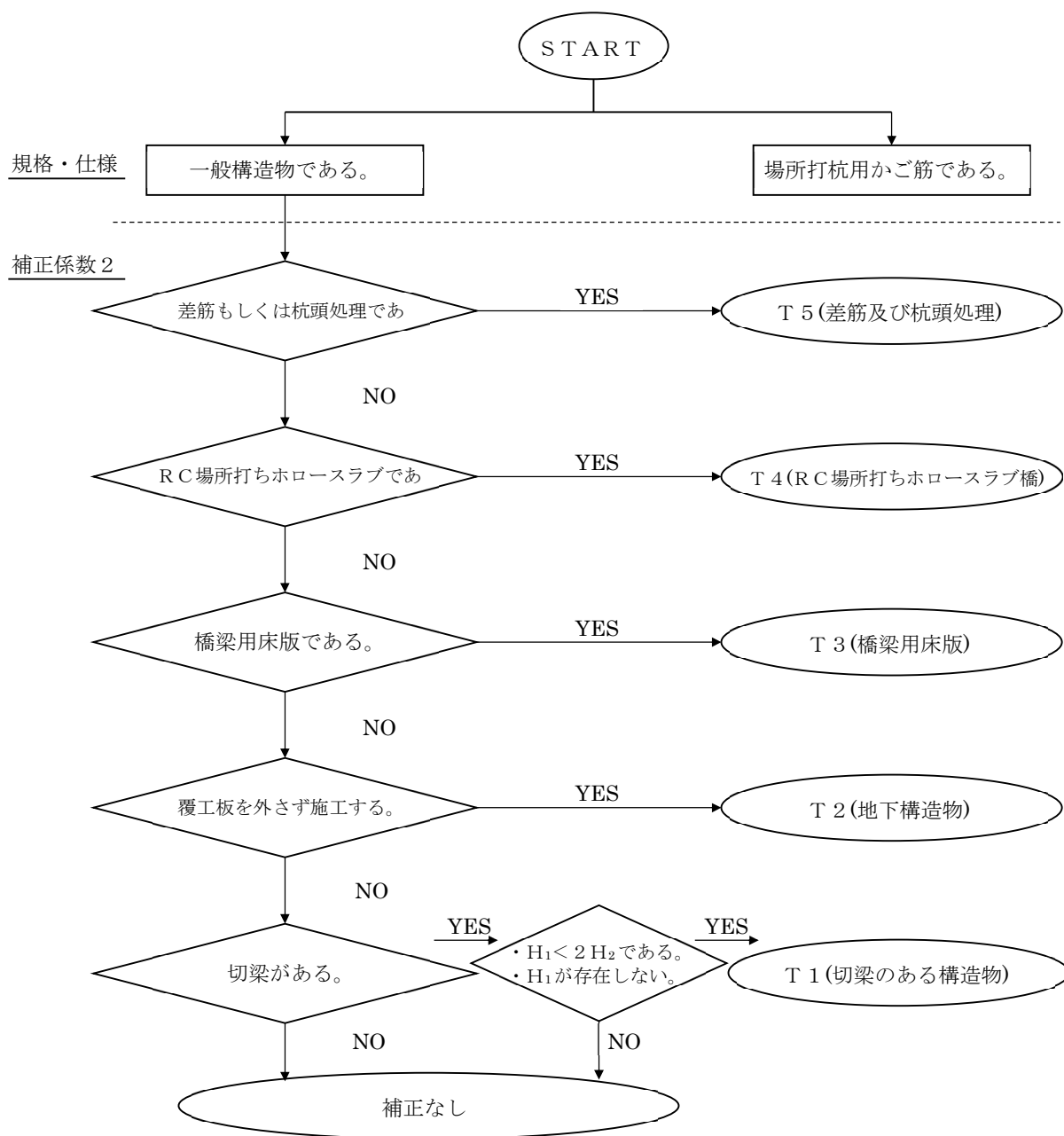
材料費＝設計質量×1.03（ロス分）×鉄筋材料単価

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- （1）普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- （2）鉄筋強度、長さは問わない。
- （3）鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書第Ⅵ編第2章①-2鉄筋工（ガス圧接工）によるものとする。
- （4）フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- （5）フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。

- (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びブーサは表 2. 1 の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事中に複数の補正係数 2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数 2」毎の単価を適用する。
ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。
- (10) 規格・仕様区分及び補正係数 2 の適用は次に示すフローによる。



- (11) 使用クレーンの規格は、25 t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。
- (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。

①ー２ 鉄筋工(ガス圧接工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。

1－１ 市場単価が適用できる範囲

- １）鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。

1－２ 市場単価が適用できない範囲

- （１）特別調査等別途考慮するもの

- １）熱間押抜法によるガス圧接工。
- ２）離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ３）その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2－１ 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
ガス圧接工	○	○	○

圧
接
作
業

（注）１．単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。

- ２．圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2－２ 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

表2.1 規格・仕様

規 格 ・ 仕 様		単 位
ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19	箇所
	D22+D22	箇所
	D25+D25	箇所
	D29+D29	箇所
	D32+D32	箇所
	D35+D35	箇所
	D38+D38	箇所
	D41+D41	箇所
	D51+D51	箇所

（注）１．径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。

- ２．手動（半自動）、自動の区分は問わない。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S ₀	100箇所以上 0%
		S ₁	100箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	夜間作業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具(ホース、ポンプ、バーナー等)、圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。

② インターロッキングブロック工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設、更新、撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）
- (2) 特殊品を使用する場合は、「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。

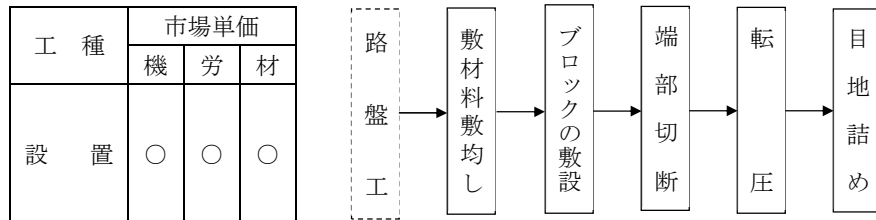
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。
 - 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。
 - 3) 敷材料に練りモルタル、樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。
 - 4) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

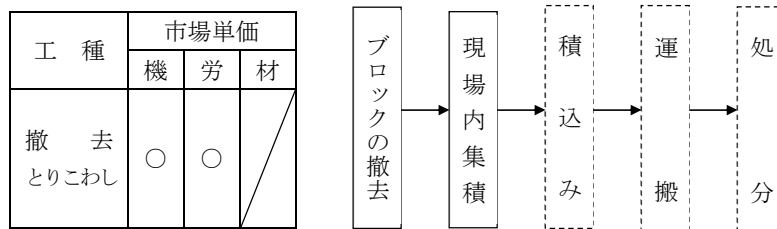
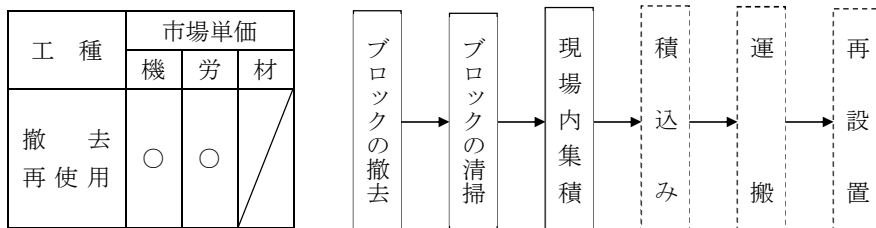
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし、敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。
2. 単価には、インターロッキングブロックの材料ロスを含む。
3. 目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。



(注) 撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様				単位
設 置	直 線 配 置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
	曲 線 配 置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
	直 線 配 置 3 色 以 上 に よ る 色 合 わ せ	ブロック厚6cm	3 色以上の標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m ²
		ブロック厚8cm		m ²
撤 去	再 使 用 目 的 の 撤 去	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロックを再使用を目的として撤去する場合に適用する。	m ²
		ブロック厚 6cm, 8cm		m ²
	と り こ わ し	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロックを撤去する場合に適用する。	m ²

(注) ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は、蓋部に接続する面のブロック厚を選択し、適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	設 置	撤 去
加算率	施 工 規 模	S ₀	100㎡以上 0%	100㎡以上 0%
		S ₁	100㎡未満 10%	100㎡未満 40%
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.10	1.40
	夜 間 作 業	K ₂	1.15	1.50

(注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1 工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) ブロックの種類

1) 標準品

ブロック厚 6 cm, 8 cm のブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。

なお形状は、5. 参考資料を参照されたい。

2) 特殊品

特殊品とは以下のものをいう。

イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。

ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。

ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ、洗い出し仕上げ、研出し仕上げ、粉末樹脂、ガラスビーズ、溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性、植生用、複合(天然石、タイル)のもの。

3) オリジナル品

標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

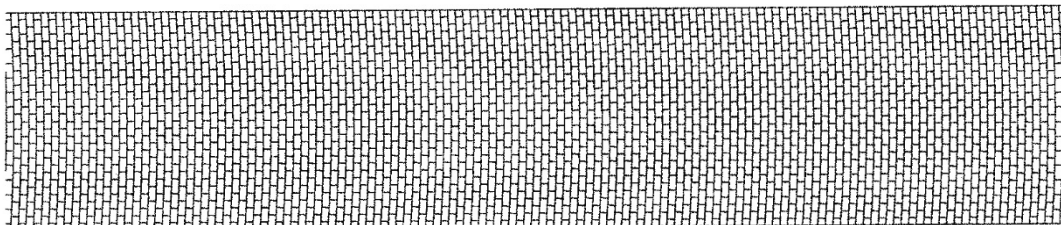
(2) ブロックの配置

1) 直線的配置

標準品を直線的に配置する。2色による色合わせを含む。

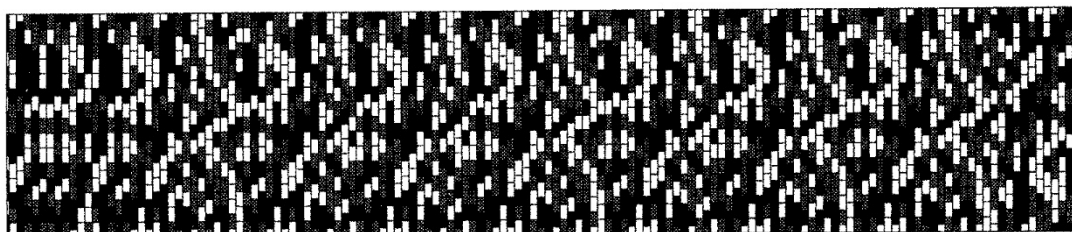
2) 曲線的配置

標準品を円形（半径 10m以上で楕円、欠円含む）、波形等曲線的に配置する。2色による色合わせを含む。



3) 3色以上による色合わせ

3色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。



(3) 敷材料の使用量

敷材料は砂又は空練りモルタルとし、材料の使用量は次式による。

イ) 砂・モルタル普通・モルタル高炉・再生砂の場合

使用量 (m³) = 100 (m²) × 敷材料の厚さ (m) × (1 + K)

K : ロス率 (表 3. 1 ロス率による)

表3. 1 ロス率

材 料 名	ロス率
砂	+0. 29
空練りモルタル	+0. 14

(4) 特殊品を使用する場合は、標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚 6 cm (8 cm) の材料費を差し引き設置手間をもとめ、特殊品の材料費を加算して適用する。(材料費の入れ換え)

ただし、加算率・補正係数を適用させる場合は、標準の市場単価を補正した後、材料費を差し引くこととする。

設置手間 = ブロック厚 6 cm (8 cm), 標準の市場単価 × 加算率・補正係数

－ブロック厚 6 cm (8 cm), 標準の材料単価 × 1. 02

特殊品設計単価 = 設置手間 + ブロック厚 6 cm (8 cm), 特殊品材料単価 × 1. 02

(5) オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は、材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。

(6) 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし、透水シートの材料費は別途計上する。

(7) 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して、再使用する場合は、次式による。

撤去 (再使用) の標準の市場単価 × 加算率・補正係数 + 設置手間 + 新品材料 (不足分) のロス

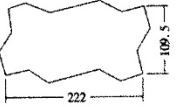
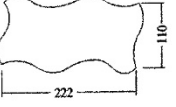
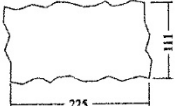
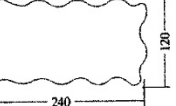
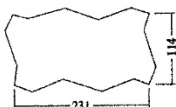
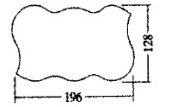
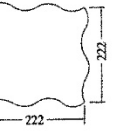
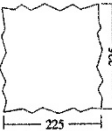
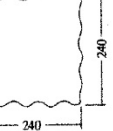
(注 1) 再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様 2 % とする。

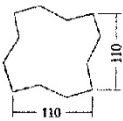
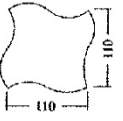
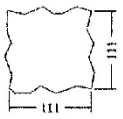
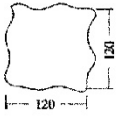
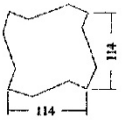
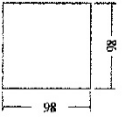
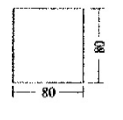
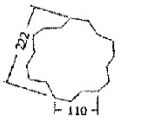
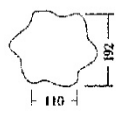
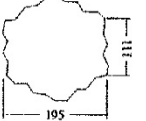
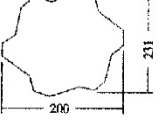
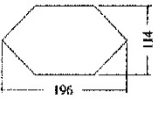
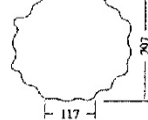
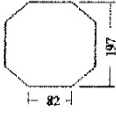
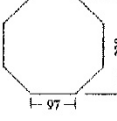
(注 2) 設置手間については、(4) の特殊品を使用する場合と同じとする。

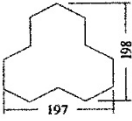
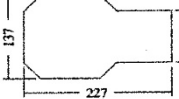
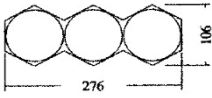
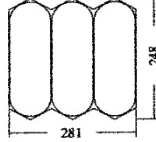
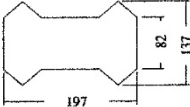
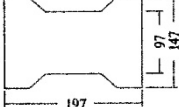
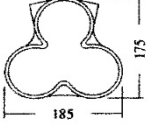
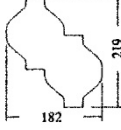
(8) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料(代表的な標準品の形状図例)

※形状図寸法: 単位 mm

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
長 方 形		39.5		39.5
		38.5		35
		36.5		44
		23		50
正 方 形 (×2)		19.5		19.5
		19.2		18

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
小正方形 (X1/2)		79		79
		77		70
		73		
		100		145
六角形		30.5		30.5
		29.6		27
		28		60
八角形		13.5		13.5
		15.9		12
		25		17

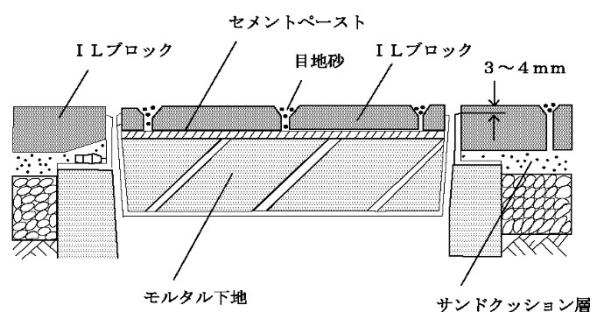
タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
多 角 形		39		37.8
		42		15
		50		40
		50		
そ の 他		41		
		46		

参考資料（キャブ部の蓋部施工図の代表例）

キャブ部の蓋部施工

※30～40mm厚の薄いブロックを使用する場合

- (1) 10～20mmのモルタルで接着します。
- (2) キャブふた内外に設置するブロックの表面は、枠鉄板面より3～4mm程、高く仕上げます。



③ 防護柵設置工

③ー１ 防護柵設置工(ガードレール)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。

1－1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設・更新、撤去工事。
- (2) 部材設置、部材撤去。

1－2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 橋梁建込の場合。
- (2) 見積等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（撤去）。
- (3) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) ベースプレート式ガードレールの場合。
 - 2) 2－2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合。
 - 3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。
 - 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2－1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵設置

1) 土中建込

工 種	市場単価		
	機	労	材
土 中 建 込	○	○	○

現場内小運搬

→

支柱建込

→

レール等設置

(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。

2. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。

3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

2) コンクリート建込

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○

現場内小運搬

→

支柱建込

→

充填

→

レール等設置

(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）を含む。

2. 耐雪型（コンクリート建込）においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

② 部材設置

1) レール設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール設置	○	○	×

現場内小運搬

→

レール等設置

(注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用出来る。

2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用出来る。

③ 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/

レール等撤去

→

支柱等撤去
(必要な土工事を含む)

→

積込・運搬・処分

(注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2) レール撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール撤去	○	○	/

レール等撤去

→

積込・運搬・処分

(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。

2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（ガードレール）の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 土中建込

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
土中建込	塗 装 品	Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-C-4E	m
		Gr-Am-4E	m
		Gr-Bm-4E	m
	メッキ品	Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-Am-4E	m
		Gr-Bm-4E	m

表2. 2 コンクリート建込

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
コンクリート建込	塗 装 品	Gr-A-2B	m
		Gr-B-2B	m
		Gr-C-2B	m
		Gr-Am-2B	m
		Gr-Bm-2B	m
	メッキ品	Gr-A-2B	m
		Gr-B-2B	m
		Gr-Am-2B	m
		Gr-Bm-2B	m

表2. 3 耐雪型(土中建込)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
耐雪型 土中建込	塗 装 品	Gr-A2-4E	m
		Gr-A3-3E	m
		Gr-A4-2E	m
		Gr-A5-2E	m
		Gr-B2-4E	m
		Gr-B3-3E	m
		Gr-B4-2E	m
		Gr-C2-3E	m
		Gr-C3-2E	m
	メッキ品	Gr-A2-4E	m
		Gr-A3-3E	m
		Gr-A4-2E	m
		Gr-A5-2E	m
		Gr-B2-4E	m
		Gr-B3-3E	m
		Gr-B4-2E	m

表2. 4 耐雪型（コンクリート建込）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
耐雪型 コンクリート建込	塗 装 品	Gr-A2-2B	m
		Gr-A3-2B	m
		Gr-A4-2B	m
		Gr-A5-2B	m
		Gr-B2-2B	m
		Gr-B3-2B	m
		Gr-B4-2B	m
		Gr-C2-2B	m
		Gr-C3-2B	m
	メッキ品	Gr-A2-2B	m
		Gr-A3-2B	m
		Gr-A4-2B	m
		Gr-A5-2B	m
		Gr-B2-2B	m
		Gr-B3-2B	m
		Gr-B4-2B	m

表2. 5 撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
土中建込	塗 装 品 メッキ品	(旧Gr-S-2E)	m
		Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E	m
		Gr-C-4E	m
		Gr-Am-4E	m
		Gr-Bm-4E	m
		(旧Gr-Ap-2E)	m
		(旧Gr-Bp-2E)	m
		(旧Gr-Cp-2E)	m
コンクリート 建込		(旧Gr-S-1B)	m
		Gr-A-2B	m
		Gr-B-2B	m
		Gr-C-2B	m
		Gr-Am-2B	m
		Gr-Bm-2B	m
		(旧Gr-Ap-2B)	m
		(旧Gr-Bp-2B)	m
		(旧Gr-Cp-2B)	m

* 中央分離帯用は、(狭)タイプを含む。

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

表2. 6 撤去（耐雪型）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
土中建込	(旧Gr-S2-2E)	m
	(旧Gr-S3-2E)	m
	(旧Gr-S4-2E)	m
	(旧Gr-S5-2E)	m
	Gr-A4-2E	m
	Gr-A5-2E	m
	Gr-B4-2E	m
	Gr-C3-2E	m
	Gr-A3-3E	m
	Gr-B3-3E	m
	Gr-C2-3E	m
	Gr-A2-4E	m
	Gr-B2-4E	m
	メッキ品	
コンクリート 建込	(旧Gr-S2-1B)	m
	(旧Gr-S3-1B)	m
	(旧Gr-S4-1B)	m
	(旧Gr-S5-1B)	m
	Gr-A2-2B	m
	Gr-A3-2B	m
	Gr-A4-2B	m
	Gr-A5-2B	m
	Gr-B2-2B	m
	Gr-B3-2B	m
	Gr-B4-2B	m
	Gr-C2-2B	m
	Gr-C3-2B	m
	塗 装 品	
	メッキ品	

（注）（旧）の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

表2. 7 部材設置（レール設置）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
レール設置 （耐雪型含む）	路側用 A・B・C種	m
	分離帯用 Am・Bm種	m

表2. 8 部材撤去（レール撤去）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
レール撤去 （耐雪型含む）	(旧路側用 S種)	m
	路側用 A・B・C種	m
	(旧歩車道境界用 Ap・Bp・Cp種)	
	分離帯用 Am・Bm種	m

（注）（旧）の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.9 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して, 作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	曲線部	曲線部(半径 30m以下)の場合は, 曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.10 加算率・補正係数の数値

区分		記号	防護柵設置		部材設置	防護柵	部材撤去
			土中建込	コンクリート建込	レールのみ	撤去	レールのみ
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	21m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	21m以上 50m未満 20%	21m未満 50%	—	—	—
		S ₃	21m未満 60%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率(S₁) , (S₂) 又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は, 土中建込, コンクリート建込それぞれ1 工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単位	備 考
加算額	標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象数量
		支柱間隔3m			
		支柱間隔2m			
	曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔4m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。		
		支柱間隔3m			
		支柱間隔2m			

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁ or S₂ or S₃／100）×（K₁×K₂×K₃）

（注2） 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)

※（1）曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費※(2)＋曲げ加工費）とする。

また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費※(2)を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※(2)を30%割増）を控除すること。

※（2）21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

(2) 景観色ガードレールの設置費（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置費＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)＋材料費（景観色）※(3)

※（3）21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費※(2)を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※(2)を30%割増）を加算すること。

(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5，ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。

(4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}
＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費※(1)}

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。

(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

③-2 防護柵設置工（ガードパイプ）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 見積等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（撤去）。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 耐雪型を用いる場合。
 - 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。
 - 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 5）以外の製品の場合。
 - 4) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等）。
 - 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 6) 特殊袖ビーム（張出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

(1) 防護柵設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○

現場
内小
運搬

→

支柱
建
込

→

パイ
プ
等
設
置

(注) 土中建込には，床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし，支柱建込箇所が岩盤，舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○

現場
内小
運搬

→

支柱
建
込

→

充
填

→

パイ
プ
等
設
置

(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。
ただし，充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））を含む。

(2) 部材設置

1) パイプ設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ設置	○	○	×

現場
内小
運搬

→

パイ
プ
等
設
置

(3) 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/

パイプ等撤去 → 支柱等撤去 (必要な土工事を含む) → 積込・運搬・処分

(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2) パイプ撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ撤去	○	○	/

パイプ等撤去 → 積込・運搬・処分

(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）の市場単価の規格・仕様区分は次表のとおりである。

表2.1 土中建込

区 分	規格・仕様		単位
土 中 建 込	塗装品	Gp-Ap-2E	m
		Gp-Bp-2E	
		Gp-Cp-2E	
	メッキ品	Gp-Ap-2E	
		Gp-Bp-2E	
		Gp-Cp-2E	

表2.2 コンクリート建込

区 分	規格・仕様		単位
コンクリート建込	塗装品	Gp-Ap-2B	m
		Gp-Bp-2B	
		Gp-Cp-2B	
	メッキ品	Gp-Ap-2B	
		Gp-Bp-2B	
		Gp-Cp-2B	

表2.3 撤去

区 分	規格・仕様		単位
土 中 建 込	塗装・	Gp-Ap-2E	m
	メッキ品	Gp-Bp-2E	
	塗装品	Gp-Cp-2E	
コンクリート建込	塗装・	Gp-Ap-2B	m
	メッキ品	Gp-Bp-2B	
	塗装品	Gp-Cp-2B	

表2. 4 パイプ設置

区 分	規格・仕様	単位
パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m

表2. 5 パイプ撤去

区 分	規格・仕様	単位
パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2. 6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	曲線部	曲線部(半径30m以下)の場合は, 曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2. 7 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去
			土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ
加算率	施 工 規 模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	20m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	20m以上 50m未満 20%	20m 未満 50%	—	—	—
		S ₃	20m未満 50%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約 を 受 け る 場 合	K ₁	1. 10	1. 20	1. 35	1. 35	1. 35
	夜 間 作 業	K ₂	1. 10	1. 20	1. 50	1. 50	1. 50
	曲 線 部	K ₃	1. 25	1. 30	1. 15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁), (S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は, 土中建込, コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.8 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単位	備考
加算額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm 増す毎に 対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価＝標準の市場単価× $(1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 / 100)$ × $(K_1 \times K_2 \times K_3)$

(注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}－材料費※₍₁₎

※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費※₍₂₎＋曲げ加工費)とする。

また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※₍₂₎×30%割増)を控除すること。

※(2) 20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費(m単価)を指す。

(2) 景観色の設置費(機・労・材)の算出は、次式による。

(景観色とは、景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品)

設置費＝{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}－材料費※₍₁₎＋材料費(景観色)※₍₃₎

※(3) 20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費(景観色)に施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※₍₂₎×30%割増)を加算すること。

(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価(標準の市場単価)×補正係数}＋{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数－材料費※₍₁₎}

(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する

③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、柵高 70cm 以上 125cm 以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 新設・更新、撤去工事。
- (2) 部材設置、部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 見積等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（撤去）。
 - 2) 生活道路用柵の場合。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 防護柵（P 種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。
 - 2) 高さが 125cm 超の場合。
 - 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。
 - 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。
 - 5) 勾配 2 割未満（1:2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。
 - 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵（横断・転落防止柵）設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	×

(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。

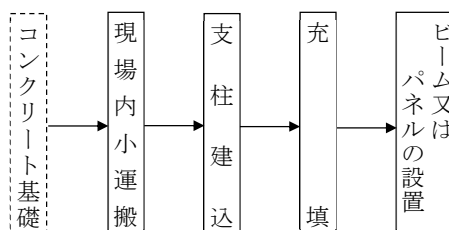
工 種	市場単価		
	機	労	材
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×

(注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材（労務費・材料費）を含む。

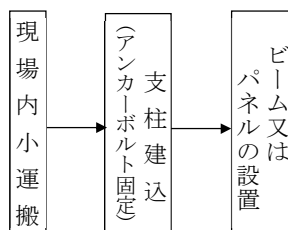
2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg 未満に適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	×



(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（労務費・材料費）を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
アンカーボルト固定	○	○	×

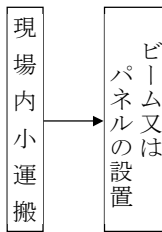


(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。

② 防護柵（横断・転落防止柵）部材設置

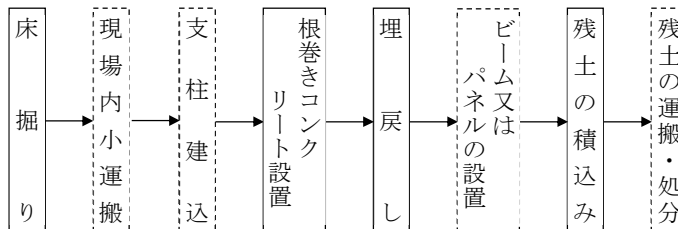
1) ビーム又はパネルの設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
ビーム又はパネルの設置	○	○	×



2) 根巻きコンクリート設置

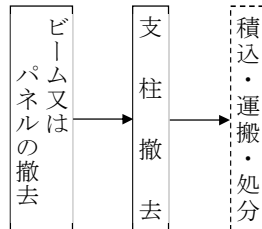
工 種	市場単価		
	機	労	材
根巻きコンクリート設置	○	○	○



(注) 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用出来る。

③ 防護柵（横断・転落防止柵）撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/



- (注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。
 2. プレキャストコンクリートブロック建込及び根巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。
 3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。

④ 防護柵（横断・転落防止柵）部材撤去

ビーム又はパネルの撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
ビーム又は パネルの撤去	○	○	

ビーム又は
パネルの
撤去

→

積込・運搬・処分

（注） 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用出来る。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

防護柵設置工（横断・転落防止柵）の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2. 1

区 分	規 格 ・ 仕 様			単位
設 置	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m	m
	プ レ キ ャ ス ト コンクリートブロック 建 込	ビーム式・パネル式		
		門 型		
	コ ン ク リ ー ト 建 込	ビーム式・パネル式		
		門 型		
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式		

表2. 2

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位
部材設置	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m

表2. 3

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位
根巻きコンクリート設置		箇所

表2. 4

区 分	規 格 ・ 仕 様			単位
撤 去	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m	m
	プ レ キ ャ ス ト コンクリートブロック 建 込	ビーム式・パネル式		
		門 型		
	コ ン ク リ ー ト 建 込	ビーム式・パネル式		
		門 型		
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式		

（注） 土中建込用の撤去には，根巻きコンクリートブロックの撤去も含まれる。

表2. 5

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位
部材撤去	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
			S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱間隔 1 m	支柱間隔が1 mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	支柱間隔 1.5 m	支柱間隔が1.5 mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	支柱間隔 2 m	支柱間隔が2 mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区分		記号	防護柵設置 (横断・転落防止柵)			撤去	部材設置・撤去		
			土中建込	コンクリート建込	プレキャストコンクリートブロック建込、アンカーボルト固定		ビーム 又は パネルのみ 設置	ビーム 又は パネルのみ 撤去	根巻き コンクリート 設置
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	100m以上 0%		—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 25%	100m未満 35%	100m未満 25%	—	—	—	—
		S ₂	50m未満 40%	—	—	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.25	1.35	1.25	1.35	1.35	1.35	1.25
	夜間作業	K ₂	1.35	1.50	1.35	1.50	1.50	1.50	1.35
	支柱間隔 1 m	K ₃	2.90						—
	支柱間隔 1.5 m	K ₄	2.00						—
	支柱間隔 2 m	K ₅	1.45						—

(注) 1. 施工規模加算率（S₁）又は（S₂）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込、プレキャストコンクリートブロック建込、アンカーボルト固定それぞれ1工事の全体数量で判断する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数値

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1 + S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃ or K₄ or K₅) + 材料費

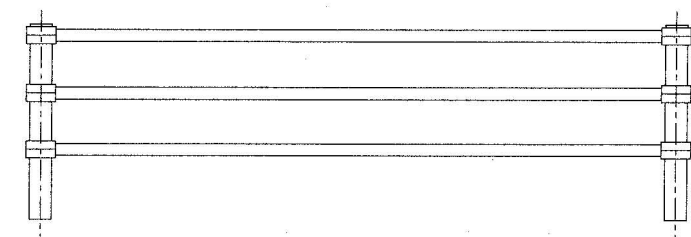
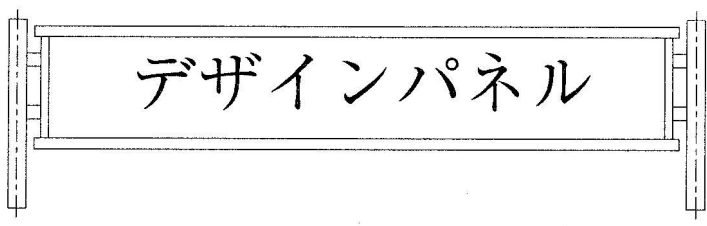
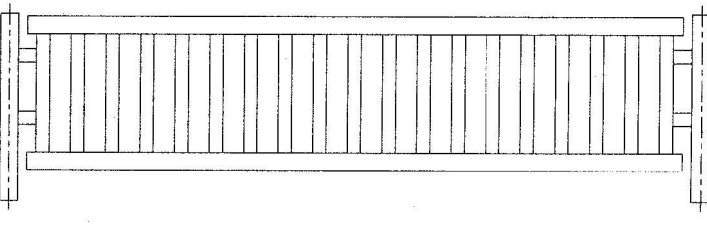
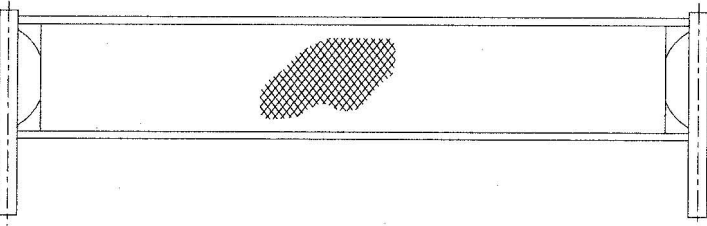
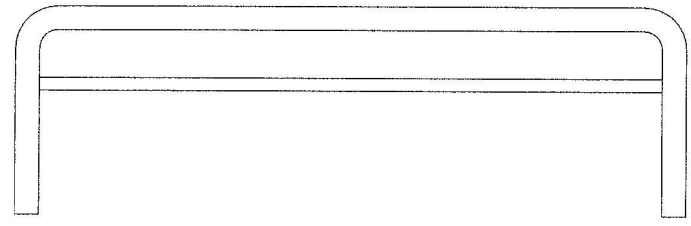
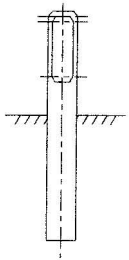
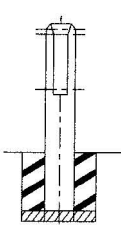
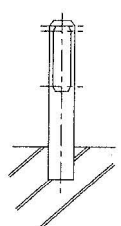
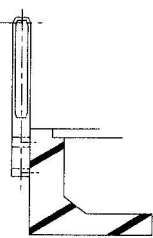
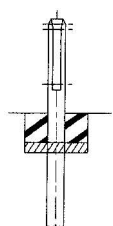
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (2) プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも、プレキャストコンクリートブロック質量が 100kg 未満であれば適用出来る。
- (3) 根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用出来る。
- (4) 部材の色を問わず適用出来る。

4. 参考資料

横断・転落防止柵参考例

ビーム型					
パネル型	デザインパネル 				
					
					
門型					
基礎形状	土 中 建 込 用	プレキャストコンクリート ブロック建込用	コンクリート建込 用	アンカーボルト固定 用	根巻きコンクリート ブロック
					

③-4 防護柵設置工(落石防護柵)

1. 適用範囲

本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。

なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4 m以下、支柱間隔は3 m（耐雪型（上弦材付き）は3 m、2 m）とする。
- (2) 落石対策便覧（平成 29 年度版）に対応した製品を採用する場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 柵高が1.5 m未満、または4 mを超える場合。
 - 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。
 - 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3 mを超える場合。
 - 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。
 - 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
 - 6) 高エネルギー吸収柵の場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。
- (2) 落石対策便覧（平成 12 年度版）に対応した製品を採用する場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー アン カー ロー プ・ 設置	ロー プ 設 置	金 網 等 設 置
	機	労	材				
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○				

(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。

工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー アン カー ロー プ・ 設置	ロー プ 設 置	金 網・ 間隔 保持 材 設 置
	機	労	材				
ロープ・金網設置 工 (間隔保持材付き)	○	○	○				

(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数
にて補正すること。

工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー アン カー ロー プ・ 設置	ロー プ 設 置	金 網・ 上弦 材 設 置
	機	労	材				
ロープ・金網設置 工 (上弦材付き)	○	○	○				

(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

工 種	市場単価			支 柱 建 込 み	ス テ ー ロ ー プ ・ ア ン カ ー 設 置	ロ ー プ 設 置	金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置
	機	労	材				
ステーロープ設置工	○	○	○				

(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

落石防護柵設置工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 中間支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m	メッキ	本
柵高 2.50m	メッキ	本
柵高 3.00m	メッキ	本
柵高 3.50m	メッキ	本
柵高 4.00m	メッキ	本

表2.2 端末支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m	メッキ	本
柵高 2.50m	メッキ	本
柵高 3.00m	メッキ	本
柵高 3.50m	メッキ	本
柵高 4.00m	メッキ	本

表2.3 ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m
柵高 3.50m	ロープ本数 12本	m
柵高 4.00m	ロープ本数 13本	m

表2.4 ロープ・金網設置工（上弦材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m

表2.5 ステーロープ設置工

区 分	規格・仕様	単位
ステーロープ	岩盤用アンカー込み	本

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	間隔保持材なしの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	厚メッキ	表面仕様が厚メッキ(Z-6S7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	撤去	金網・ロープ、支柱を撤去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区分		記号	支柱設置工		ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	ステーロープ設置工
			中間支柱	端末支柱			
加算率	施工規模	S ₀	—	—	15m以上 0%		—
		S ₁	—	—	15m未満 10%		—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.00	1.10	1.10	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.05	1.20	1.20	1.15
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₃	1.35 (1.50)	1.20 (1.30)	—	—	—
	間隔保持材なしの場合	K ₄	—	—	0.90	—	—
	厚メッキ	K ₅	—	—	1.05	1.05	—
	撤去	K ₆	0.10	0.05	0.25	0.20	—

(注) 1. 施工規模は、1工事における落石防護柵と耐雪型落石防護柵の合計数量で判定する。

2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

3. 撤去の補正係数(K₆)を適用する場合については、(K₃)、(K₄)、(K₅)の補正係数は適用できない。
また、支柱の撤去は、ステーロープの撤去の有無を問わず適用できる。

4. 補正係数の()内の係数は、柵高3.5m以上に適用する。

2-4 加算額

表2.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	曲支柱の場合	柵高3.5m以下	本	対象数量
		柵高4.0m	本	対象数量

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋加算額総合計（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁/100）×（K₁×K₂×K₃×K₄×K₅）

撤去の場合：設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁/100）×（K₁×K₂×K₆）

（注2）加算額総合計＝加算額×総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- （1）支柱は溶融亜鉛メッキ2種（HDZT77）を標準とする。
なお、メッキ＋焼付塗装（工場加工）は補正係数（K₃）により補正を行う。
- （2）金網は亜鉛メッキを標準とする。
なお、亜鉛メッキはJIS G 3552 の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種（厚メッキ）は補正係数（K₅）により補正を行う。
- （3）ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。
- （4）間隔保持材なしの場合の補正係数（K₄）により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。

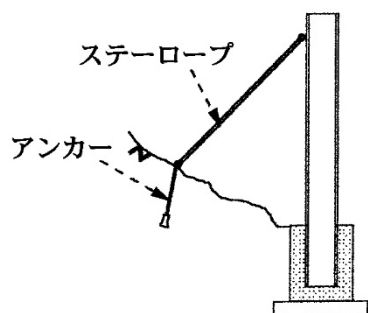
表3.1 落石防護柵（間隔保持材なし）

区 分	規格・仕様
柵高 1.55m	ロープ本数 5本
柵高 2.00m	ロープ本数 6本
柵高 2.50m	ロープ本数 8本
柵高 3.00m	ロープ本数 9本
柵高 3.50m	ロープ本数 11本
柵高 4.00m	ロープ本数 13本

- （5）撤去の場合の補正係数（K₆）は、落石防護擁壁の撤去は含まない。
- （6）資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。
- （7）排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず適用できる。
- （8）アンカーの規格・仕様は、φ 25 × 1,000 を標準とする。
- （9）ステーはφ18 3×7 G/Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。
- （10）随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

○ステーロープ

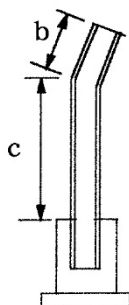
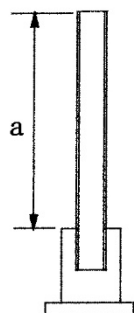


○ 落石防護柵 柵高の考え方

直支柱（標準）の場合

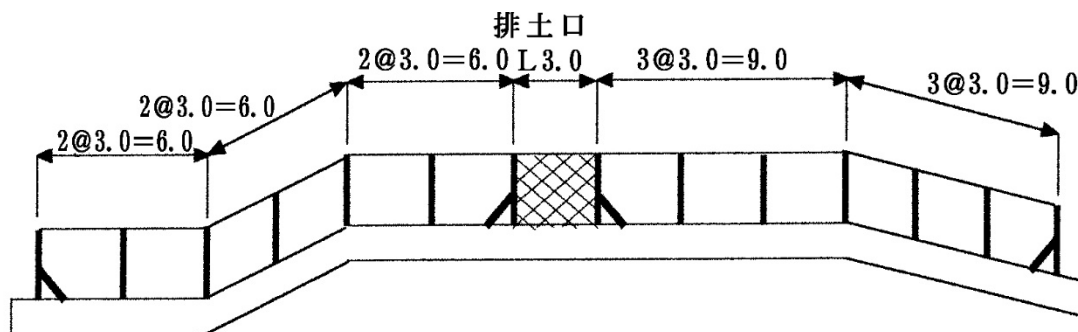
曲支柱の場合

柵高さ = a



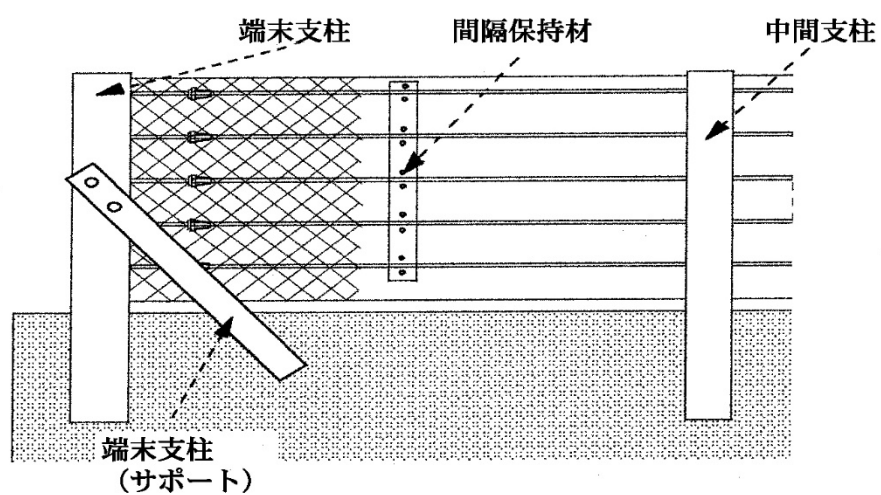
柵高さ = b + c

○ 落石防護柵の延長について

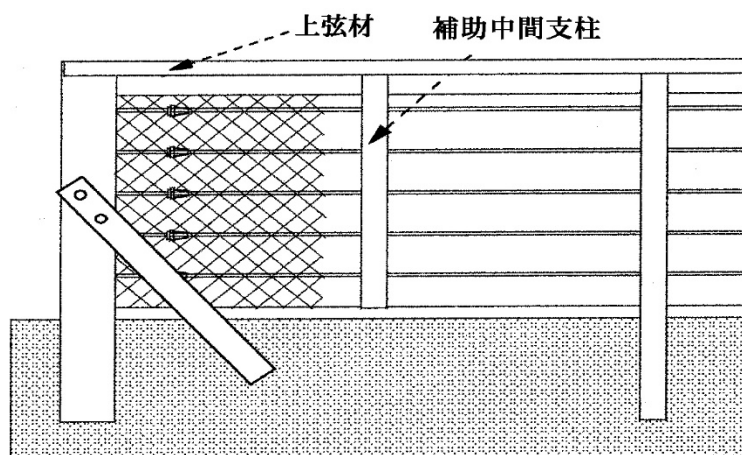


$$2 @ 3.0 + 2 @ 3.0 + 2 @ 3.0 + 3.0 + 3 @ 3.0 + 3 @ 3.0 = 39.0\text{m}$$

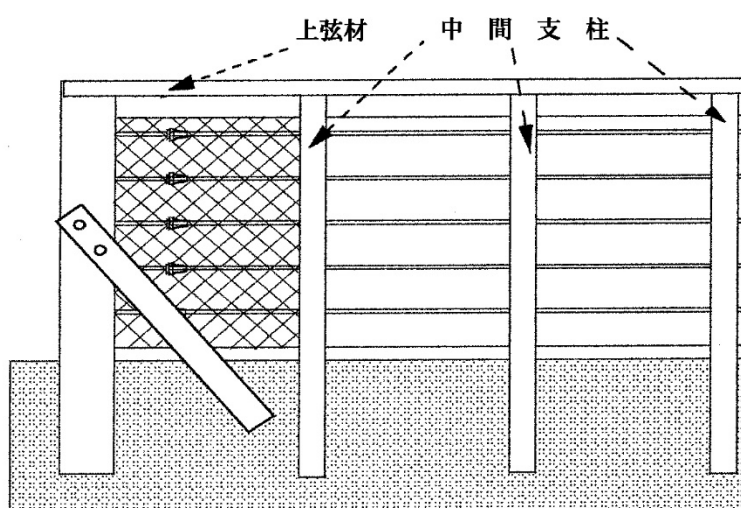
- 落石防護柵（間隔保持材付き）



- 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）3.0m間隔



- 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）2.0m間隔



③-5 防護柵設置工（落石防止網）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。
- (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。
- (3) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 落石防止網（繊維網）設置工。
 - 2) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
 - 3) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。
 - 4) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。
 - 5) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。
 - 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。
- (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
金網・ロープ設置	○	○	○

ロープ設置

→

金網設置

(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
アンカー設置	○	○	○

アンカー設置

→

残土の積込

→

残土の運搬

→

(残土の処分費処理)

(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。
3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
支柱設置	○	○	○

アン カ ー 設 置	→	支 柱 設 置	→	残 土 の 積 込	→	残 土 の 運 搬	→	(残 土 の 費 処 理)
------------------------	---	------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	------------------------------

- (注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。
2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。
3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

落石防止網（ロックネット）設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 市場単価の規格・仕様区分（金網・ロープ設置）

規 格・仕 様	単 位
亜鉛メッキ3, 4種（Z-GS3, 4） 線径 2.6mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種（Z-GS3, 4） 線径 3.2mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種（Z-GS3, 4） 線径 4.0mm	m ²
亜鉛メッキ3, 4種（Z-GS3, 4） 線径 5.0mm	m ²

- (注) 1. 表中の（ ）内は、JIS G 3552による。
2. 金網の表面仕様は、亜鉛メッキ3, 4種（Z-GS3, 4）を標準とし、亜鉛メッキカラー3, 4種（C-GS3, 4）、厚メッキ7種（Z-GS7）、厚メッキカラー7種（C-GS7）及び合成樹脂（ポリエチレン）被覆3, 4種（E-GH3, 4）を使用する場合は、補正係数を適用する。

表2.2 市場単価の規格・仕様区分（アンカー設置）

規 格・仕 様			単 位
岩盤用	D22mm ×長 1,000mm		箇所
	D25mm ×長 1,000mm		箇所
	D29mm ×長 1,000mm		箇所
	D32mm ×長 1,000mm		箇所
土中用	羽根付アンカー	径 25mm ×長 1,500mm	箇所
	高耐力アンカー （プレート羽付）	アンカー有効長 1,500mm	箇所
		アンカー有効長 2,000mm	箇所
	高耐力アンカー （溝形鋼羽付）	アンカー有効長 1,500mm	箇所
		アンカー有効長 2,000mm	箇所

表2.3 市場単価の規格・仕様区分（支柱設置）

規 格・仕 様	単 位
ポケット式支柱 （アンカー固定 式）	支柱高 2.0m
	支柱高 2.5m
	支柱高 3.0m
	支柱高 3.5m
	支柱高 4.0m

- (注) 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし、土中用の場合は補正係数を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー（C-G S 3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	金網仕様 厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ（Z-G S 7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	金網仕様 厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー（C-G S 7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	金網仕様 合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂（ポリエチレン）被覆（E-G H 3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	支柱設置用アンカー 土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置
加算率	施工規模	S ₀	500 m ² 以上（金網設置面積） 0%		
		S ₁	500 m ² 未満（金網設置面積） 10%		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10
	夜間作業	K ₂	1.25	1.25	1.25
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	1.15	—	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	1.20	—	—
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₇	—	—	1.05

- (注) 1. 施工規模は、1工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。
 2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。
 3. 施工規模の加算率（S₁）と、時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁／100）×（K₁×K₂×K₃ or K₄ or K₅ or K₆×K₇）

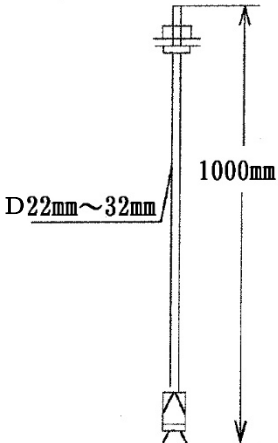
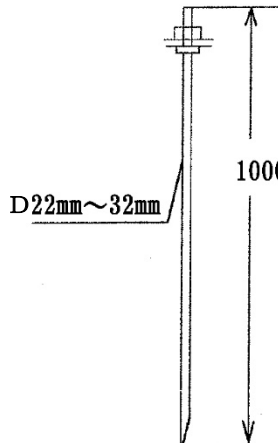
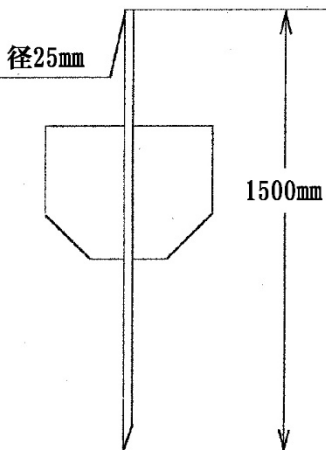
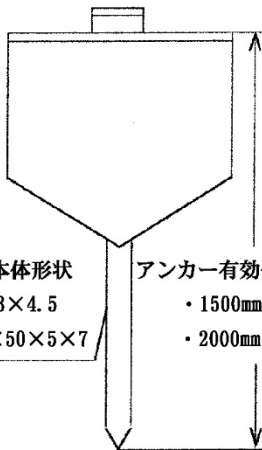
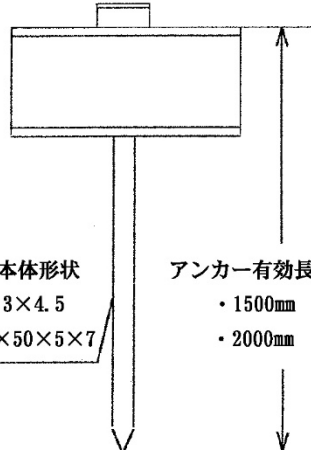
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

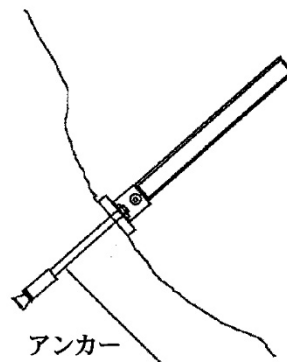
- （1）簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第IV編第2章①-7 雪崩予防柵設置工 3-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。
- （2）随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

アンカー (岩盤用及び土中用)

岩盤用		
 D22mm~32mm 1000mm  D22mm~32mm 1000mm		
土中用		
羽根付アンカー	高耐力アンカー (プレート羽付)	高耐力アンカー (溝形鋼羽付)
 径25mm 1500mm	 アンカー本体形状 ・ $\phi 114.3 \times 4.5$ ・ H-100 $\times$ 50 $\times$ 5 $\times$ 7 アンカー有効長 ・ 1500mm ・ 2000mm	 アンカー本体形状 ・ $\phi 114.3 \times 4.5$ ・ H-100 $\times$ 50 $\times$ 5 $\times$ 7 アンカー有効長 ・ 1500mm ・ 2000mm

ポケット式支柱 (アンカー固定式)



④ 法 面 工

④－１ 法 面 工

1. 適 用 範 囲

本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。

1－1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）

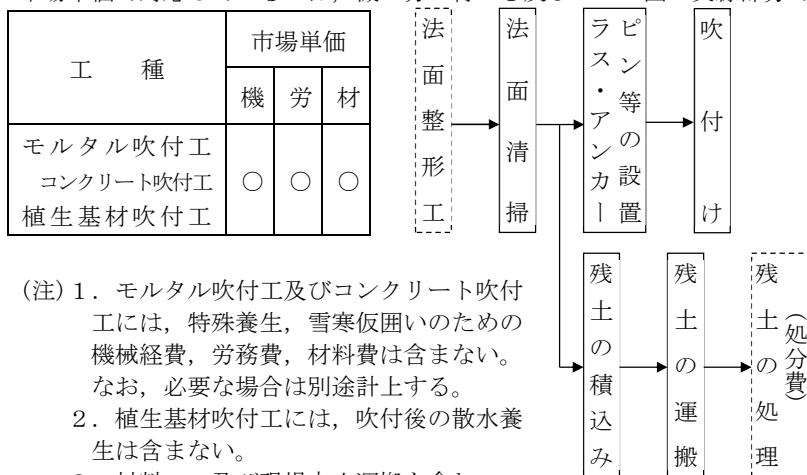
1－2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
- 1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45m を超える場合、または、吹付けのホース延長が 100m を超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80m を超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25m を超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30m を超える場合
- 2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
- 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
- 4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合
- 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合
- ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合
- ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの
- ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合
- 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合
- ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合
- ② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合
- ③ 公園工事の場合
- ④ 道路植栽工事の場合
- 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合
- 8) 法面施肥工を使用する場合
- 9) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合
- 10) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- 11) 夜間作業の場合
- 12) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

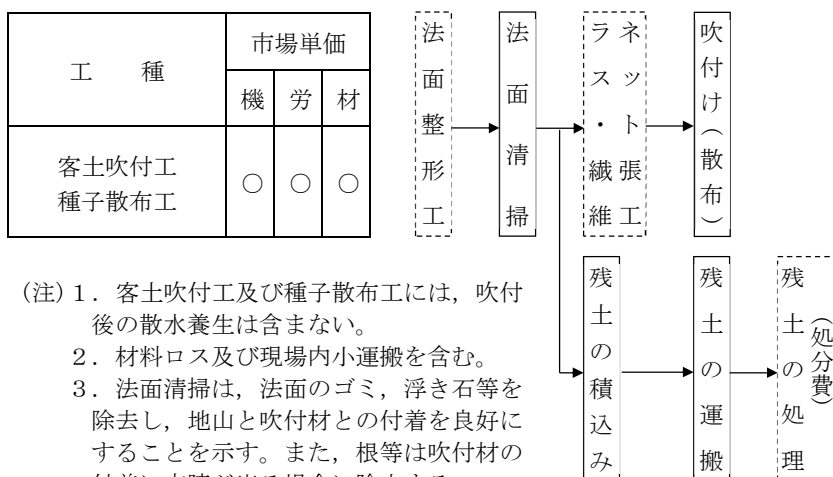
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

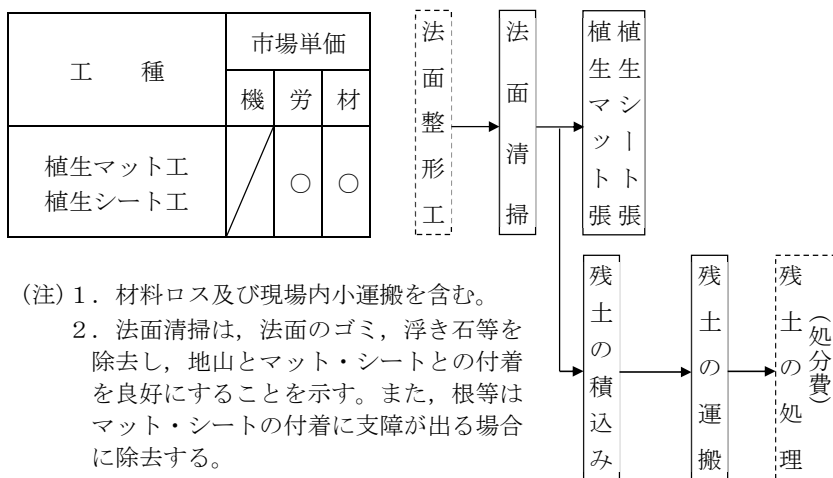
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。
2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。
3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。



- (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。
2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用出来る。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。
3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植生筋工 筋 芝 工	○	○	○

- (注) 1. 土羽土（材料費）は含まない。
 2. 耳芝及び肥料等，必要な資材を含む。
 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
張 芝 工	/	○	○

- (注) 1. 耳芝，芝串及び肥料等，必要な資材を含む。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○

- (注) 枠内にモルタル，コンクリート及び植生基材を吹付ける場合とし，規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○

- (注) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 モルタル吹付工

区 分	規格・仕様	単 位
モルタル吹付工	厚 5 cm	m ²
	厚 6 cm	m ²
	厚 7 cm	m ²
	厚 8 cm	m ²
	厚 9 cm	m ²
	厚 10cm	m ²

表2.2 コンクリート吹付工

区 分	規格・仕様	単 位
コンクリート吹付工	厚 10cm	m ²
	厚 15cm	m ²
	厚 20cm	m ²

表2.3 機械播種施工による植生工

区 分	規格・仕様	単 位
植 生 基 材 吹 付 工	厚 3cm	m ²
	厚 4cm	m ²
	厚 5cm	m ²
	厚 6cm	m ²
	厚 7cm	m ²
	厚 8cm	m ²
	厚 10cm	m ²
客 土 吹 付 工	厚 1cm	m ²
	厚 2cm	m ²
	厚 3cm	m ²
種 子 散 布 工		m ²

表2.4 人力施工による植生工

区 分	規格・仕様		単 位
植 生 マ ッ ト 工	肥料袋付		m ²
植 生 シ ー ト 工	肥料袋無	標準品	m ²
		環境品	m ²
植 生 筋 工	人工筋芝（種子帯）		m ²
筋 芝 工	野芝・高麗芝		m ²
張 芝 工	野芝・高麗芝（全面張）		m ²

（注）植生シート工の環境品とは、分解（腐食）型及び循環型（間伐材等使用）製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。

表2.5 ネット張工

区 分	規格・仕様	単 位
織 維 ネ ッ ト 工	肥料袋無	m ²
	肥料袋付	m ²

表2. 6 主体種子

草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー バミューダグラス バビアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在 来 種	ヤマハギ (皮取り) ヤマハギ (皮付き) コマツナギ

(注) 種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

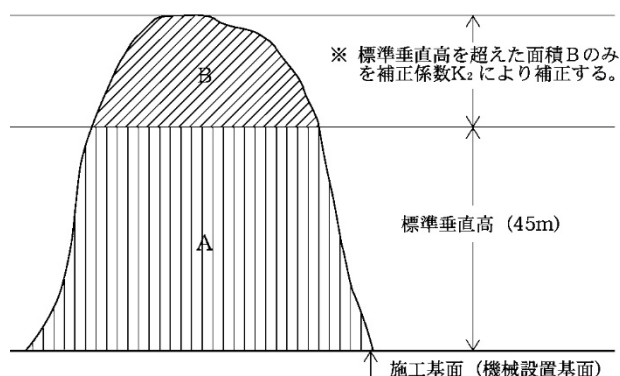
表2. 7 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S_0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S_1 S_2 S_3 S_4	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間(所定労働時間)を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が 45 m を超え 80 m 以下の場合	植生基材吹付工において, 法面の垂直高が 45m を超え 80m 以下の場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し, 施工基面より下面への施工は補正しない。	K_2	
	枠内吹付の場合 〔モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工〕	吹付枠工で枠内吹付をする場合, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また, 対象となる数量は, 枠内に吹付ける面積とする。	K_3	

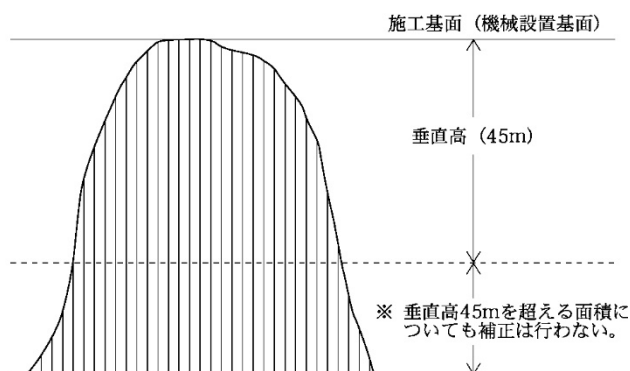
(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工, コンクリート吹付工は 45m 以下。
- 2) 植生基材吹付工は 45m 以下。(下記図例を参照)
- 3) 客土吹付工は 25m 以下。
- 4) 種子散布工は 30m 以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工		
					植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工
加算率	施工規模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
		S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 15%
		S ₂	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 15%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 25%
		S ₃	(100 m ² 以上 250 m ² 未満) 35%	(100 m ² 以上 250 m ² 未満) 35%	(100 m ² 以上 250 m ² 未満) 25%	(100 m ² 以上 250 m ² 未満) 25%	(100 m ² 以上 250 m ² 未満) 45%
		S ₄	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 60%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	法面垂直高45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) , (S₂) , (S₃) または (S₄) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 法面垂直高補正 (K₂) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。
3. モルタル吹付工, コンクリート吹付工, 植生基材吹付工における K₁, K₂ については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
5. 種子散布工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
6. 枠内吹付補正 (K₃) は、法面清掃, ラス金網設置を含まない場合に補正する。

表2.9 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	人力施工による植生工				ネット張工
			植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工
加算率	施 工 規 模	S ₀	(1,000 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(500 m ² 以上) 0%	(1,000 m ² 以上) 0%
		S ₁	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(300 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(500 m ² 以上 1,000 m ² 未満) 10%
		S ₂	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%	(100 m ² 以上 300 m ² 未満) 40%	(100 m ² 以上 300 m ² 未満) 40%	(100 m ² 以上 500 m ² 未満) 40%	(250 m ² 以上 500 m ² 未満) 20%
		S ₃	(250 m ² 未満) 35%	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 50%	(100 m ² 未満) 50%	(250 m ² 未満) 35%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁), (S₂) または (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 1 工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

3. 張芝工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁ or S₂ or S₃ or S₄/100）×（K₁×K₂×K₃）

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

(1) モルタル吹付工，コンクリート吹付工

- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。
- 2) モルタル，コンクリートの強度は、15N/mm² (150kgf/cm²) 程度以上とする。
- 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。
- 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/ m²，及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/ m² をそれぞれ標準とする。
- 5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。
- 6) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る。
- 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
- 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 9) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。
- 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
- 12) 施工規模は、モルタル吹付工，コンクリート吹付工のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。

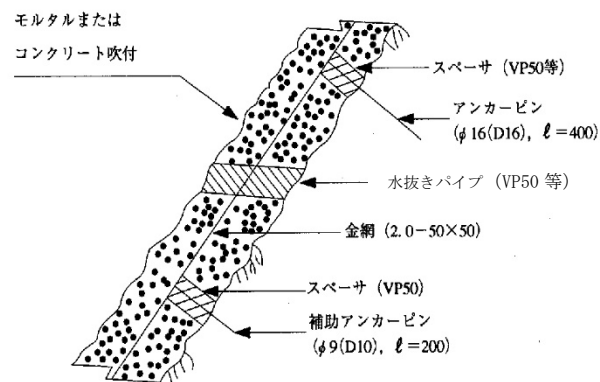
(2) 植生基材吹付工

- 1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/ m²，及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/ m² をそれぞれ標準とする。
- 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。

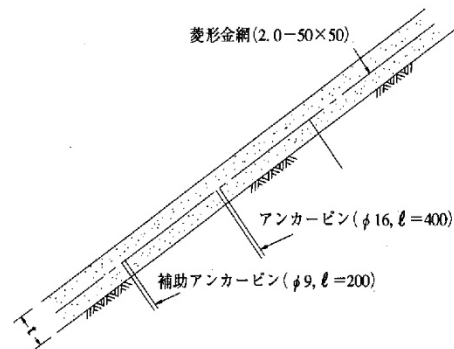
- 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。
 - 4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。
 - 5) ラス張工はスパーサの有無にかかわらず適用出来る。
 - 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。
- (3) 客土吹付工、種子散布工
- 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第Ⅵ編第2章④－2吹付砕工による。
 - 2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。
 - 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。
 - 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
 - 6) 沖縄の種子散布工は土壌団粒化剤を使用する。
- (4) 枠内吹付工
- 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第Ⅵ編第2章④－2吹付砕工による。
- (5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
- 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40～50cm）が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。
 - 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工（肥料袋付）が6本/m²程度、植生シート工が4本/m²程度、繊維ネット（肥料袋無）が3本/m²程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm、止め釘はL=150mmを標準とする。
 - 3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。
 - 4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。
 - 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。
- (6) 植生筋工、筋芝工、張芝工
- 1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。
 - 2) 植生筋工、筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。
 - 3) 張芝工は、施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。
 - 4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は、耳芝、芝串及び肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無にかかわらず適用出来る。
 - 5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 6) 北海道の張芝は栽培土工芝、形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない。
- (7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参 考 資 料

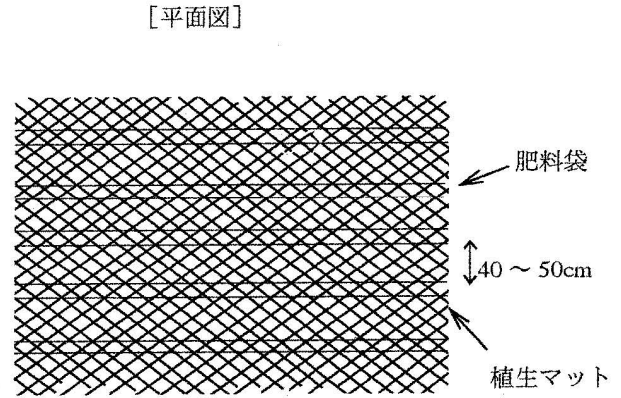
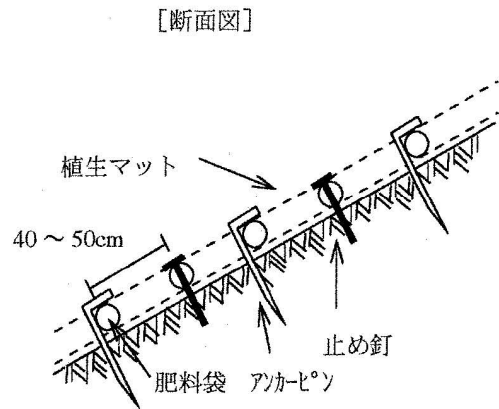
(1) モルタル吹付工及びコンクリート吹付工



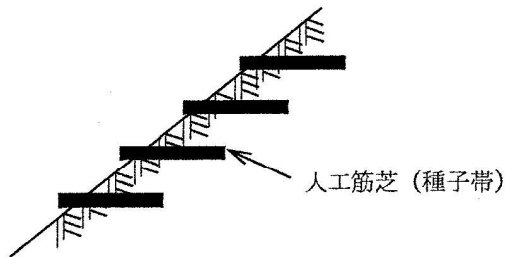
(2) 植生基材吹付工



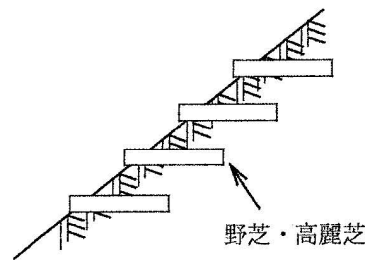
(3) 植生マット工



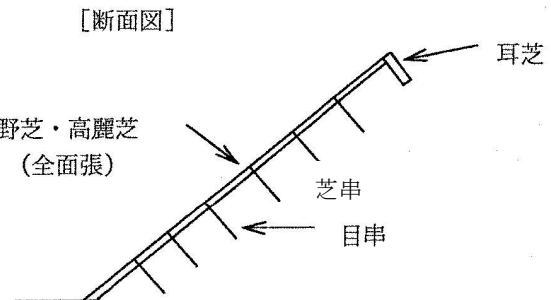
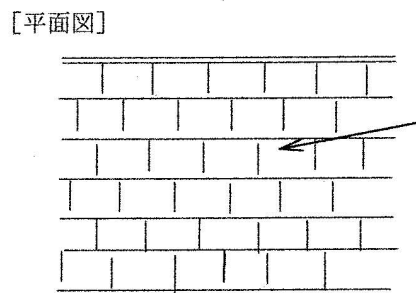
(4) 植生筋工



(5) 筋芝工



(6) 張芝工



④-2 吹 付 枠 工

1. 適 用 範 囲

本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。

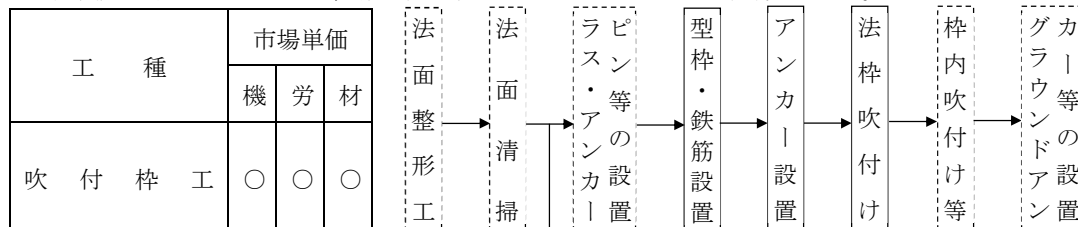
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。
 - 2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 - 3) 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。
 - 4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 - 5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 - 6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 - 7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 - 8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) 夜間作業の場合。
 - 11) 逆巻き施工の場合。
 - 12) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

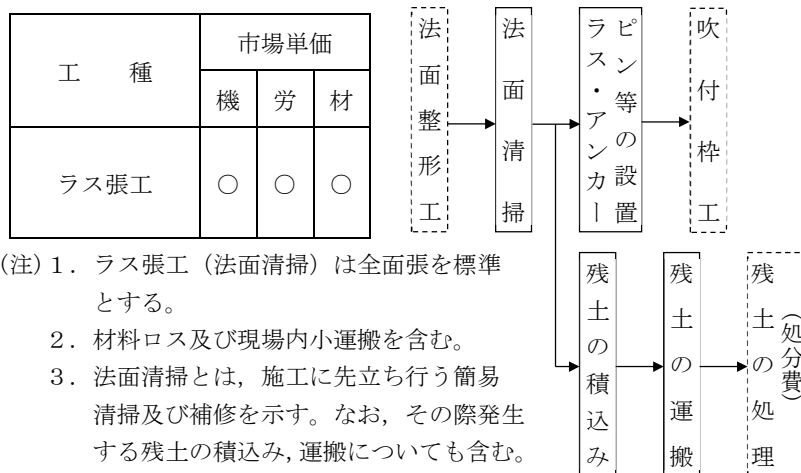
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. ハンチの有無は問わない。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 目地については別途考慮する。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。



- (注) 1. ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積み込み、運搬についても含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

吹付枠工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

区 分		規 格 ・ 仕 様	単 位
吹付 枠工	モルタル・ コンクリート	梁断面 150 × 150	m
		〃 200 × 200	
		〃 300 × 300	
		〃 400 × 400	
		〃 500 × 500	
		〃 600 × 600	
ラ ス 張 工		法面清掃及びラス・アンカーピン設置	m ²

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄	全体数量
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	吹付枠工	ラス張工
加算率	施 工 規 模	S ₀	500m以上 0%	1,000 m ² 以上 0%
		S ₁	250m以上 500m未満 20%	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 20%
		S ₂	100m以上 250m未満 30%	250 m ² 以上 500 m ² 未満 35%
		S ₃	50m以上 100m未満 50%	100 m ² 以上 250 m ² 未満 45%
		S ₄	50m未満 80%	100 m ² 未満 60%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

(注) 1. 施工規模加算率(S₁), (S₂), (S₃)又は(S₄)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数(K₂)は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額
加算額の適用基準

表2.4 加算額の適用

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位
加 算 額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価（注1）×設計数量）＋加算額総金額（注2）

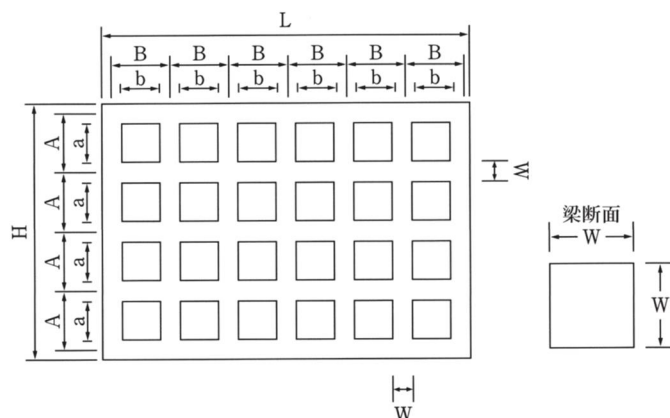
（注1） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀又はS₁， S₂， S₃又はS₄／100）×（K₁×K₂）

（注2） 加算額総金額＝加算額×総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

（1） 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠： $H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$

横枠： $b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$

- （2） 土質及び法勾配は問わない。
- （3） モルタル・コンクリートの強度は18N／mm²程度以上とする。
- （4） 異形棒鋼の材質はSD295，SD345を問わない。
- （5） スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）及び水抜パイプの有無は問わない。
- （6） 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- （7） 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。
また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

表3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー (長さ 1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150 × 150	○	×	×
200 × 200	○	×	○ (注) 1
300 × 300	○	×	○ (注) 1
400 × 400	×	○ (注) 1	○ (注) 1
500 × 500	×	○ (注) 1	×
600 × 600	×	○ (注) 1	×

(注) 1. ロックボルト、グラウンドアンカーの材料費及び施工費（労務＋機械経費）は含まない。

2. ロックボルトを設置する場合は「第Ⅵ編第2章市場単価⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工)」，グラウンドアンカーを設置する場合は，「第Ⅱ編第2章共通工⑬アンカー工（ロータリーパーカッション式）」により別途計上すること。

- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は，別途考慮する。
なお，量の判定は各梁ごとに行う。
- (9) 施工規模は，コンクリート吹付け，モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
- (10) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい，これを超えるものについては別途考慮する。

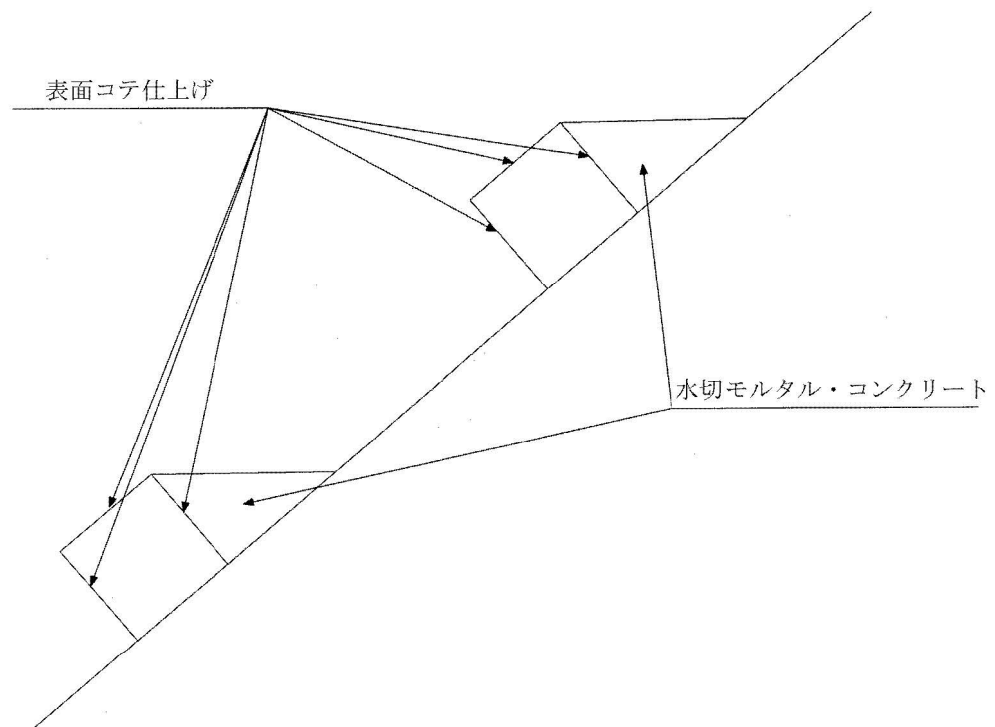
表3.2 標準設計アンカー力

梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)	
	二 方 向	一 方 向
400 × 400	150 (15.3) 以下	75 (7.7) 以下
500 × 500	400 (40.8) 以下	200 (20.4) 以下
600 × 600	600 (61.2) 以下	300 (30.6) 以下

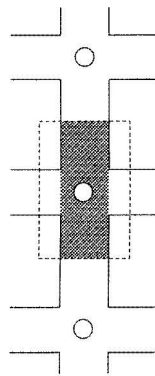
- (11) 菱形金網は，線径 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは $\phi 9$ (D10) × L = 200mm・1.5 本/㎡及び $\phi 16$ (D16) × L = 400mm・0.3 本/㎡をそれぞれ標準とする。
- (12) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。

<参考図>

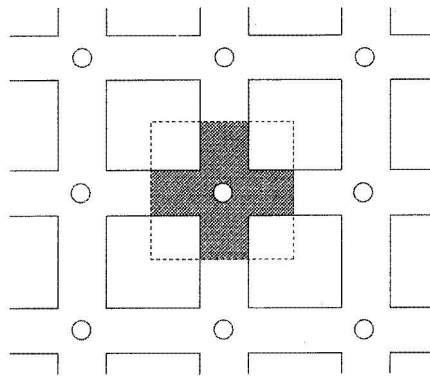
梁断面図



アンカーの荷重分担



一方向



二方向

⑤ 道路植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高 3 m 以上、中木とは樹高 60 cm 以上 3 m 未満、低木とは樹高 60 cm 未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ 1.2m での幹の周囲長とし、幹が枝分かちしている場合の幹周は各々の総和の 70% とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

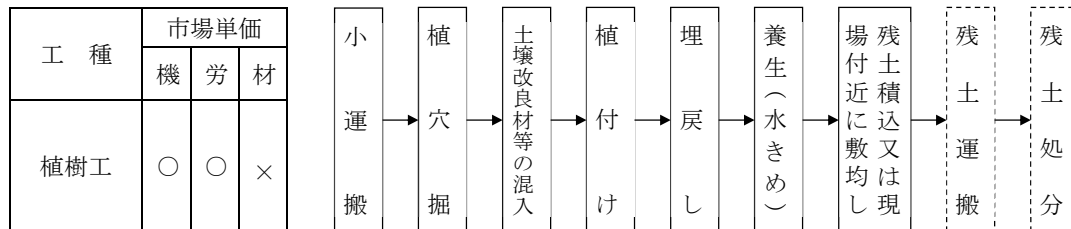
(1) 特別調査等別途考慮するもの。

- 1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
- 2) 植樹工の高木幹周 60cm 以上 90cm 未満を人力施工する場合。
- 3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。
- 4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える被地類、または高さ(長さ) 60cm を超える地被類を使用する場合。
- 5) 植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合
- 6) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。
- 7) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。
- 8) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。



(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。

2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
地被類植付工	○	○	×

小
運
搬

地
拵
え

土
壤
改
良
材
等
の
混
入

植
付
け

養
生
（
水
き
め
）

(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 せん定	○	○	/

せ
ん
定

集
積
・
積
込

運
搬

せ
ん
定
枝
処
分

(注) 1. せん定枝処分における運搬を含む。

2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 施 肥	/	○	×

小
運
搬

施
肥

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 抜根除草	○	○	/

障
害
物
の
除
去

抜
根
除
草

集
積
・
積
込

運
搬

処
分

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 芝刈	○	○	/

障
害
物
の
除
去

芝
刈

集
積
・
積
込

運
搬

処
分

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 灌 水	○	○	/

給
水

灌
水

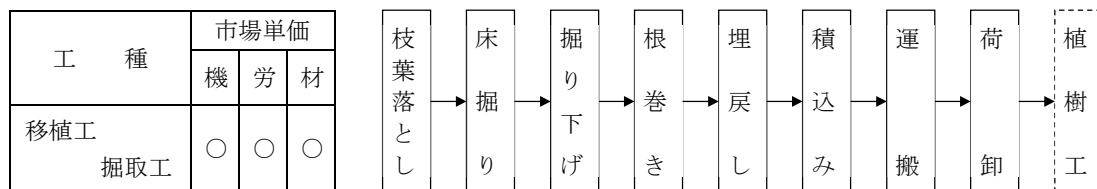
工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 防 除	○	○	×

防
除

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。

2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。

3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。



- (注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
 2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。
 3. 低木は根巻きを含まない。
 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が 30 kmを超える場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹 高 60cm未満	本
中 木	樹 高 60cm以上100cm未満	本
	樹 高 100cm以上200cm未満	本
	樹 高 200cm以上300cm未満	本
高 木	幹 周 20cm未満	本
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

表2.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm以上	本
	八ッ掛(竹) 樹高 100cm以上	本
	添柱形(1本形・竹) 樹高 100cm以上	本
	布掛(竹) 樹高 100cm以上	m
	生垣形 樹高 100cm以上	m
高 木	二脚鳥居 添木付 幹周 30cm未満	本
	二脚鳥居 添木無 幹周 30cm以上40cm未満	本
	三脚鳥居 幹周 30cm以上60cm未満	本
	十字鳥居 幹周 30cm以上	本
	二脚鳥居組合せ 幹周 50cm以上	本
	八ッ掛 幹周 40cm未満	本
	八ッ掛 幹周 40cm以上	本

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表2.3 支柱撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位
中 木	二脚鳥居 添木付 八ッ掛(竹)	本
	添柱形(1本形・竹)	
	布掛(竹) 生垣形	m
高 木	各 種	本

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱撤去延長とする。

表2.4 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
地被類植付工	各 種	鉢

表2.5 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
高木せん定	夏期せん定	幹周 30cm 未満	本
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本
	冬期せん定	幹周 30cm 未満	本
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。

冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)

表2.6 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
低木・中木せん定	球 形	樹高 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	円筒形	樹高 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
寄植せん定	低 木		m ²
	中 木		m ²

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。

2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積（表面積）とする。（図－1 参照）

3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図－1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

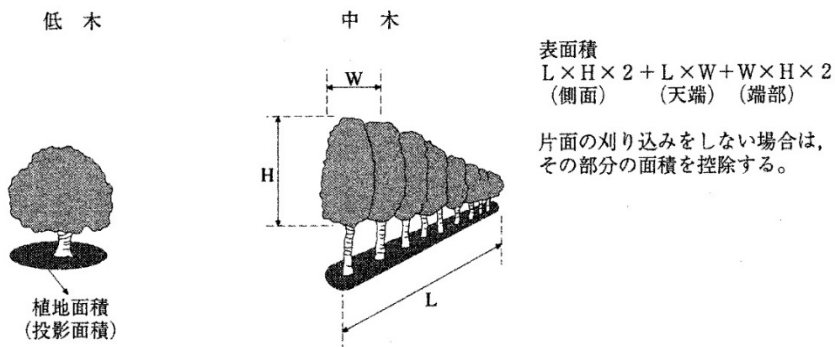


表2.7 植樹管理(施肥, 除草, 芝刈, 灌水)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
施 肥	高木	幹周 60 cm 未満	本
		幹周 60 cm 以上 120 cm 未満	本
	中木	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	低木 中木	樹高 200 cm 未満	本
	寄植	中木及び低木	m ²
	芝		m ²
除 草	抜根除草	植込み地	m ²
		芝生	m ²
芝 刈	芝 刈		m ²
灌 水	トラック使用		m ²
	散水車使用 (貸与車)		m ²

- (注) 1. 低木には, 株物, 一本立を含む。
 2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
 3. 灌水で散水車を持込む場合は, トラック使用を適用する。

表2.8 植樹管理(防除)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
防 除	低木	樹高 60 cm 未満	本
	中木	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本
		樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本
		樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本
	高木	幹周 60 cm 未満	本
		幹周 60 cm 以上 120 cm 未満	本
	寄植	低木	m ²
		中木	m ²
	芝		m ²

- (注) 1. 低木には, 株物, 一本立を含む。
 2. 防除で寄植低木の面積は, 植地面積とし, 寄植中木の面積は表面積とする。(図-1 参照)

表2.9 移植工(掘取工)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹高 60 cm 未満	本	高 木	幹周 30 cm 未満	本
中 木	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本		幹周 30 cm 以上 60 cm 未満	本
	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本		幹周 60 cm 以上 90 cm 未満	本
	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本			

- (注) 1. 低木には, 株物, 一本立を含む。
 2. 寄植については個々の樹木の樹高で判断し, 市場単価を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.10 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	記号	備考
加算率	施 工 規 模		標準	S ₀	対象数量
			1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象数量
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業		通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	対象数量
			環 境 緑 地 帯	K ₄	対象数量
		未 供 用 区 間		K ₅	対象数量
	補 植 の 場 合	低 木		K ₆	対象数量
		中 木		K ₇	対象数量
	支 柱 補 修	支 柱 補 修 (部 分 取 替)		K ₈	対象数量
	幹 巻 き		移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₉	対象数量

(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。

- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量（補修の数量も含める）で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱設置延長（補修の数量も含める）で判定する。
- 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
- 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
- 6) せん定低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
- 7) せん定寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
- 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
- 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
- 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
- 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
- 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
- 15) 防除寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。

- 18) 移植工中木及び低木は、1 工事の中木、低木の合計数量で判定する。
- (2) 加算率・補正係数の数値

表2. 11 加算率・補正係数の数値

区 分				記 号	植 樹 工		支 柱 設 置		支 柱 撤 去		地 被 類 植 付 工
					低 木	高木・中木	二脚鳥居添木付 ハッ掛(竹) 添柱形 (1 本形・竹) 及び高木用支柱	布掛 (竹) 生 垣 形	二脚鳥居添木付 ハッ掛(竹) 添柱形 (1 本形・竹) 及び高木用支柱	布掛 (竹) 生 垣 形	
加 算 率	施 工 規 模			S ₀	1000 本以上 0%	50 本以上 0%	50 本以上 0%	30m以上 0%	50 本以上 0%	30m以上 0%	2000 鉢以上 0%
				S ₁	100 本以上 1000 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500 鉢以上 2000 鉢未満 10%
				S ₂	100 本未満 20%	10 本未満 20%	10 本未満 20%	5m未満 20%	10 本未満 20%	5m未満 20%	500 鉢未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合			K ₁	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10
	夜 間 作 業			K ₂	1. 50	1. 40	1. 30	1. 30	1. 50	1. 50	1. 50
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1. 15	1. 15	1. 10	1. 10	1. 15	1. 15	1. 15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0. 80	0. 80	0. 85	0. 85	0. 80	0. 80	0. 80
		未 供 用 区 間		K ₅	0. 80	0. 80	0. 85	0. 85	0. 80	0. 80	0. 80
	補 植	低 木		K ₆	1. 30	—	—	—	—	—	—
		中 木		K ₇	—	1. 25	—	—	—	—	—
	支柱補修		支柱補修 (部分取替)	K ₈	—	—	0. 60	0. 60	—	—	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 補植の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
3. 支柱補修の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
4. 補植には、枯れ木の撤去の有無にかかわらず適用出来る。
5. 支柱補修には、支柱の撤去を含んでいる。
6. 支柱の全取替の場合は、支柱撤去費と支柱設置費を合算する。

表2. 12 加算率・補正係数の数値

区 分				記 号	せ ん 定	
					高 木 ・ 中 木 低 木	寄 植 中木 ・ 低木
加 算 率	施 工 規 模			S ₀	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%
				S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%
				S ₂	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合			K ₁	1. 10	1. 10
	夜 間 作 業			K ₂	1. 40	1. 35
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1. 15	1. 15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0. 85	0. 85
		未 供 用 区 間		K ₅	0. 85	0. 85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2. 13 加算率・補正係数の数値

区 分				記 号	施 肥		
					高 木 中 木 低 木	寄 植	芝
加 算 率	施 工 規 模			S ₀	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%
				S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%
				S ₂	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合			K ₁	1. 10	1. 10	1. 10
	夜 間 作 業			K ₂	1. 50	1. 50	1. 50
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1. 15	1. 15	1. 15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0. 80	0. 80	0. 80
		未 供 用 区 間		K ₅	0. 80	0. 80	0. 80

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2. 14 加算率・補正係数の数値

区 分				記号	抜根除草	芝 刈	灌 水	防 除		
								高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木	芝
加 算 率	施 工 規 模			S ₀	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%	50 本以上 0%	1000 m ² 以上 0%	1000 m ² 以上 0%
				S ₁	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%	100 m ² 以上 1000 m ² 未満 10%
				S ₂	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%	10 本未満 20%	100 m ² 未満 20%	100 m ² 未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合			K ₁	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10	1. 10
	夜 間 作 業			K ₂	1. 35	1. 35	1. 30	1. 40	1. 35	1. 35
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15	1. 15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85
		未供用区間		K ₅	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85	0. 85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2. 15 加算率・補正係数の数値

区 分				記 号	移植工（掘取工）	
					高木	中木 低木
加 算 率	施 工 規 模			S ₀	5 本以上 0%	10 本以上 0%
				S ₁	3 本以上 5 本未満 10%	6 本以上 10 本未満 10%
				S ₂	3 本未満 20%	6 本未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合			K ₁	1. 10	1. 10
	夜 間 作 業			K ₂	1. 35	1. 35
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1. 15	1. 15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0. 85	0. 85
		未供用区間		K ₅	0. 85	0. 85
		幹 巻 き			K ₁₂	1. 05

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

$$\begin{aligned}\text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\%\end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

$$\begin{aligned}(\text{注}) \quad \text{設計単価} &= \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \\ &\quad \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_n)\end{aligned}$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 道路植栽工の単価及び施工場所区分は、下記のとおりとする。

- 1) 各規格の単価は、供用区間・歩道及び交通島を標準とする。
- 2) 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯、未供用区間の場合は、補正係数を適用する。
- 3) 施工場所の定義は、下記のとおりとする。

① 供用区間：車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で、下記のとおり区分する。

歩 道	歩道又は、車道と歩道の間に設置した植栽地
交 通 島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地
中 央 分 離 帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地
環 境 緑 地 帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地

② 未供用区間：バイパス施工中等で、車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所

(注) 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所(通行止区間等)は未供用区間とする。

(2) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし、地被類（グラウンドカバー類）及び草花類には、適用しない。
- 2) 高木の幹周 60 cm 以上 90 cm 未満は、機械施工（バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³））としている。ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。
- 3) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 4) 残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(3) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。

(4) 地被類植付は、下記の仕様とする。

- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ（長さ）60 cm 以下の地被類に適用する。

(5) 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず、材料費のみ植樹の市場単価に加算する。

(6) 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は、直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額、現場環境改善費対象額、現場管理費対象額に加算する。

なお、散水車（貸与）の m² 当り運転時間は、「散水車の運転日当り標準運転時間 ÷ 日当り作業量」とする。

(7) 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用出来る。

(8) 移植工において、掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第 1 章②土工」による。この場合の運搬土量は、必要量を計上する。

- (9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (10) 植樹工及び地被類植付工は土壤改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壤改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。
- (参考)

$$Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$$

Q：運搬土量（m³）

r：100 本当り埋戻し不足土量（m³／100 本）

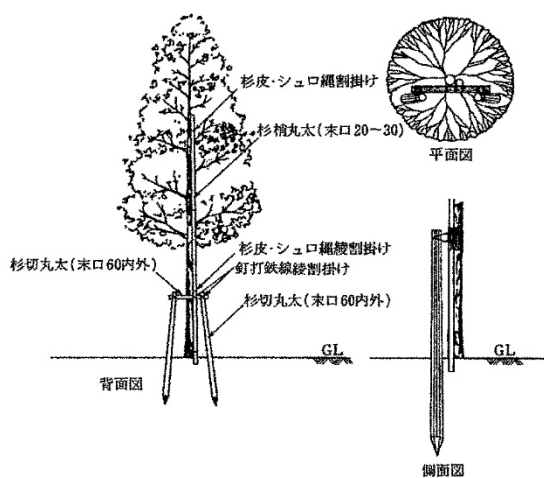
v：掘取本数（本）

表3. 1 埋戻し不足土量(r) (100 本当り)

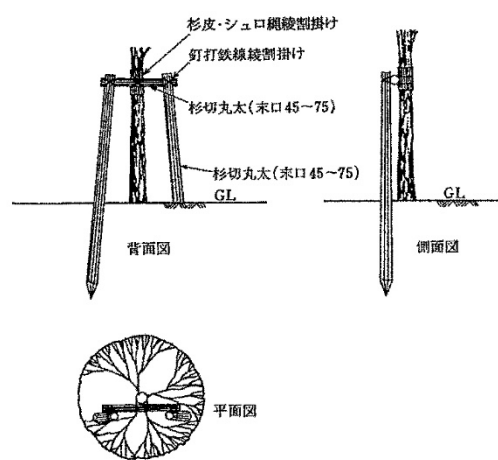
形状寸法	単位	中 低 木			高 木		
	cm	樹高 100 未 満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未 満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99

- (11) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

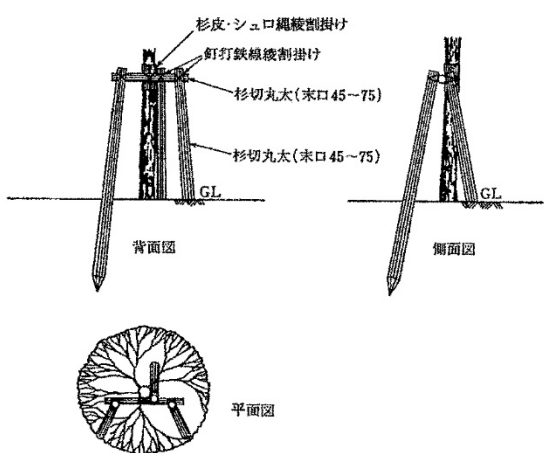
二脚鳥居添木付



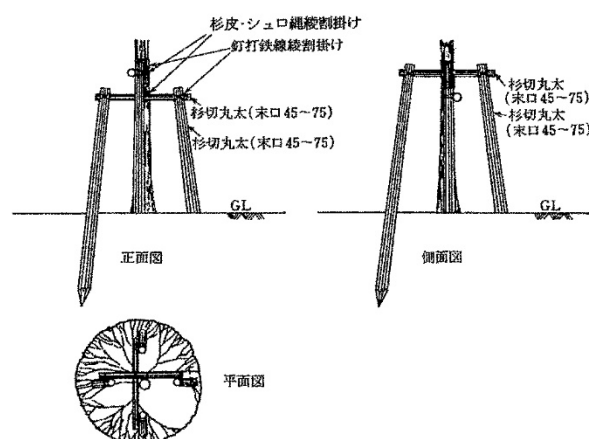
二脚鳥居添木無



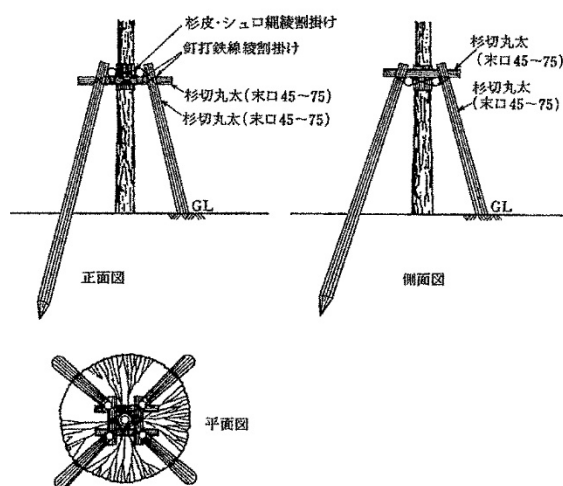
三脚鳥居



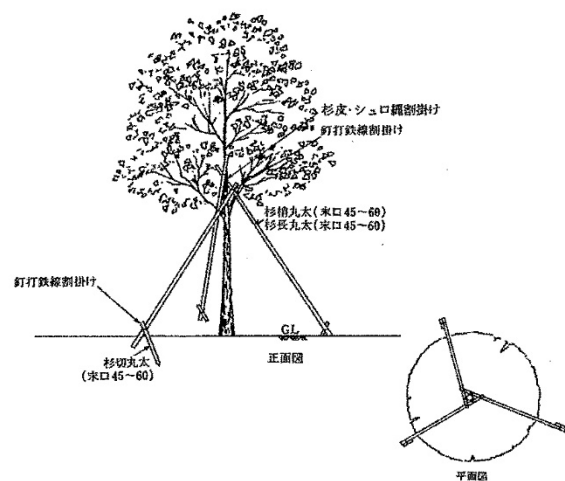
十字鳥居



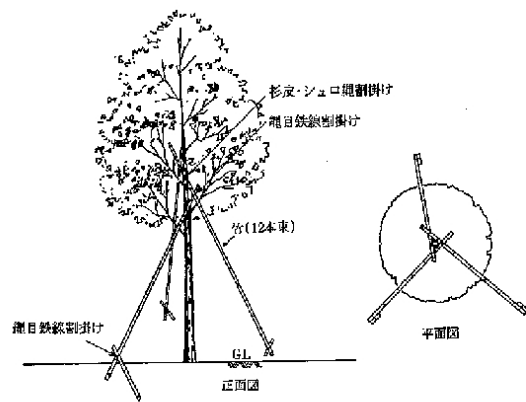
二脚鳥居組合せ



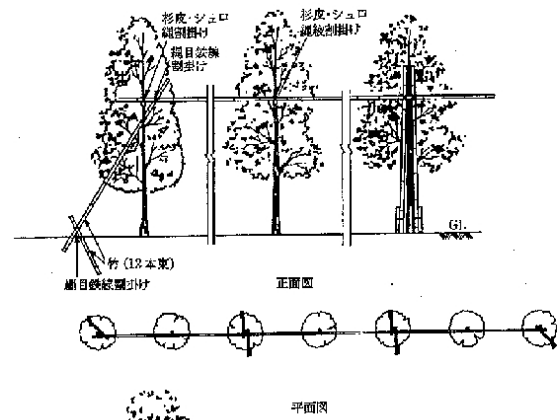
ハッ掛(丸太)



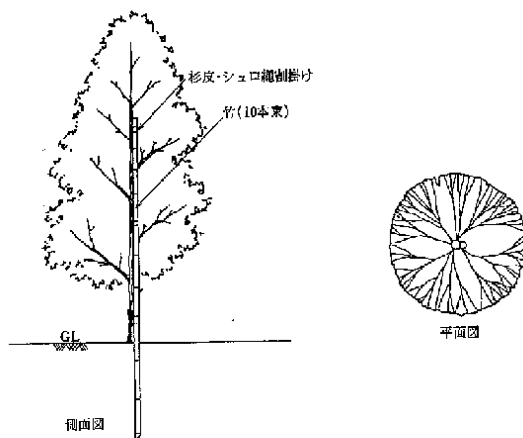
ハッ掛(竹)



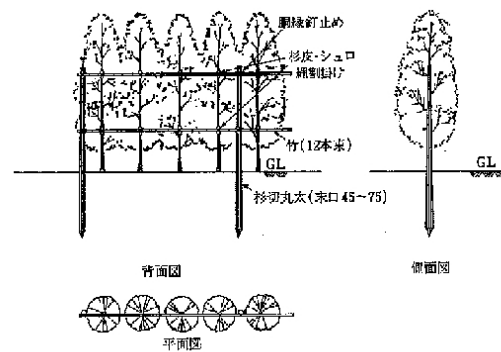
布掛(竹)



添柱形(1本形・竹)



生垣形



⑥橋梁付属物工

⑥ー１ 橋梁用伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。

1－１ 市場単価が適用出来る範囲

（１）伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。

- １）未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。
- ２）１日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。
- ３）上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。

1－２ 市場単価を適用出来ない範囲

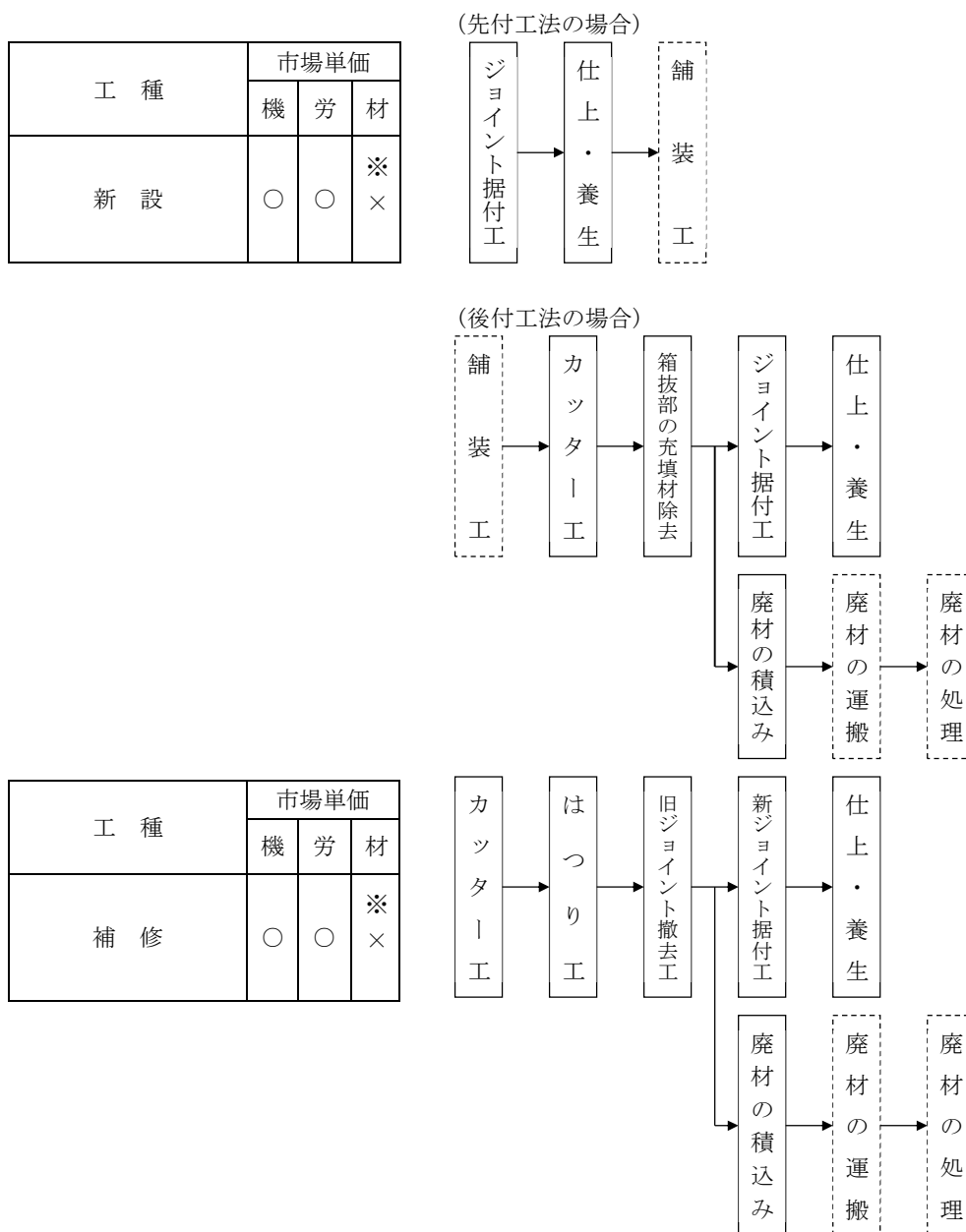
（１）特別調査等、別途考慮するもの。

- １）旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。
- ２）旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。
- ３）打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
- ４）新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。
- ５）補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは繊維補強コンクリートの場合。
- ６）仮復旧等を伴う作業。
- ７）ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。
- ８）離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ９）鋼床版の場合。
- 10）補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
- 11）ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。
- 12）その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



(注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。

2. 伸縮装置本体及び本体に付属するアンカーボルトは、別途計上する。

3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。

1) 打設コンクリート(新設は、普通コンクリート〔普通又は高炉又は早強セメント〕，補修は超速硬コンクリート)

2) 補強鉄筋

3) 削孔式アンカー（補修の場合は含む。新設で必要な場合は別途計上する）

4) その他作業に必要な資材

5) 施工に伴う諸資材のロス等

4. ※については、別途計上する。

2-2 市場単価の規格・仕様

橋梁用伸縮継手設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様			単 位
新 設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m
	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m
補 修	軽 量 型	1 車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1 日当りの施工が、1 車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m
		2 車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1 日当りの施工が、2 車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 未満	m
	普 通 型	1 車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1 日当りの施工が、1 車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m
		2 車線相当 1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1 日当りの施工が、2 車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50 kg 以上 180 kg 以下	m

2-3 補正係数

（1）補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

（2）補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分	記 号	新 設 工 事	補 修 工 事
夜間作業	K ₁	1.40	1.25

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量＋本体材料費

（注） 設計単価＝標準の市場単価×K₁

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。

- （１） 補修工事の場合、１日当りの実施工量（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- （２） 補修工事における施工数量は、表 2.1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- （３） 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。
なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。
- （４） 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- （５） 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。
- （６） 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。
- （７） 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。
（材料費は別途計上）
- （８） 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第２章㊟殻運搬」により別途計上する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置		【用途関係】						摘要											
			歩車道区分		積雪地対応		設置方向		遊間部形状		伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)	分類		形式		本体価格に含む	
	名称	型番	車道用	歩道用	専用型	仕様有り	道路縦断方向	道路横断方向	直線型	歯型					軽量型	普通型	ボルト後締め	本体溶接済み		
橋梁メンテナンス	KMS ジョイント	KMSⅢ-20, 35, 50, 50W	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	68.4～161.1		○		○	○	誘導板別途
		KMSⅢ-20D, 35D, 50D, 50WD	○			○	○	○		○	20～50	○	6.24	72.0～164.7		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	KMA ジョイント	KMA-60, 80, 110, 160	○			○	○	○		○	60～160	○	17.36～33.55	57.60～169.74		○		○	○	誘導板別途
		KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○			○	○	○		○	60～160	○	17.52～33.71	61.20～174.96		○		○	○	二重止水構造付き誘導板別途
	シーベックジョイント	SP-60KMA, 80KMA, 110KMA, 160KMA		○				○	○		60～160	○	12.86～14.36	81.36～151.92		○		○	○	
		TR-50		○				○	○	○	50	○	1.99	13.86	○			○	○	
ショーボンド建設	3S-V ジョイント	3S-20V, 30V	○	○				○	○		20～30	○	6.2	55.0～56.5		○		○	○	
		3S-40V	○					○	○		40	○	6.2	67.5		○		○	○	
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○					○		○	20～80	○	6.2～9.4	54.2～156.5		○		○	○	
		ST-80G	○		○			○		○	80	○	9.4	162.3		○		○	○	誘導板付き
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○		○			○		○	20～100	○	6.2	61.1～129.5		○		○	○	〃
	VM ジョイント	VM	○	○				○	○	○	20	○	6.2	31.5	○			○	○	鉛直伸縮量 20 mm
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V		○				○	○	○	20～30	○	6.2	37.8～39.3	○			○	○	
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○					○		○	20～30	○	4.0	42.3～44.8	○			○	○	
		AIJ-40, 50	○					○		○	40～50	○	6.2	55.3～58.1		○		○	○	
	SBH ジョイント	SBH-40		○				○	○		40	○	4.0	40.5	○			○	○	
		SBH-60, 80		○				○	○		60～80	○	4.0	53.8～60.1		○		○	○	
山陽化学	チューリップジョイント SKJ 型	20, 35, 50, 60	○			○	○	○		○	20～60	○	1.56	50～100		○		○	○	誘導板別途
	チューリップジョイント SKJ-F 型	20, 35, 50		○		○	○	○			20～50	○	1.56	41～48	○			○	○	
		60, 80, 100		○		○	○	○			60～100	○	1.56	68～77		○		○	○	
	チューリップジョイント SKJ-U 型	20, 30	○			○		○		○	20～30	○	1.56	41.4～45	○			○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会社名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】					摘 要												
			歩車道 区 分		積雪地 対 応		設 置 方 向		遊間部 形 状		伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)		本体付属パーツ				
	車 道 用	歩 道 用	専 用 型	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	直 線 型	歯 型	分類							形式				
									軽 量 型	普 通 型				ボル ト 後 締 め	本 体 溶 接 済 み	本 体 価 格 に 含 む				
新日本構研	スーパーリードジョイント	iG-1s, 1sw, 1v	○	○		○	○	○		80	○	10.58	95～180		○		○	○	誘導板含む, 二次止水構造別途	
		F	○	○		○		○	○		60	○	7.86	63.00		○		○	○	誘導板, 二次止水構造別途
		T	○	○				○	○		60	○	5.15	71.00		○		○	○	誘導板, 二次止水構造別途
			○	○			○		○		60	○	3.53	49.00	○			○	○	鉛直伸縮量±30mm, 二次止水構造別途
中 外 道 路	ガイスライドジョイント	GS-20, 25, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200, 220		○			○	○	○		20～220	○	4.0	83～119		○		○	○	
		GS-NL20, 30, 40, 50, 60, 70		○			○	○	○		20～70	○	6.2	91.0～110.0		○		○	○	
	スーパーガイトップジョイント	SGTd-20, 25, 30, 50	○			○	○	○		○	20～50	○	6.2	50～56		○		○	○	誘導板別途
		SGTd-80, 100	○			○	○	○		○	80～100	○	12.5	70～83		○		○	○	〃
	メタルガージョイント	NL-20FL, 30FL, 40FL, 50FL, 60FL, 70FL	○			○	○	○		○	20～70	○	6.2	59～149		○		○	○	〃
		NT-80FFL	○			○	○	○		○	80	○	12.5	91		○		○	○	〃
		NLt-30FL, NLt-50FL, NLt-70FL	○			○	○	○		○	30～70	○	6.2	86.0～169.0		○		○	○	
	C G スチールジョイント	NL-20F, 30F, 40F, 50F, 60F	○			○	○	○		○	20～60	○	6.2～12.5	50～79		○		○	○	〃
	ラバエースジョイント	RTH-35, 60	○	○		○	○	○	○		35～60	○	6.2	41～47	○			○	○	誘導板別途
		RT-AS	○	○		○	○	○	○		20	○	6.2	41	○			○	○	〃
	P C J スーパージョイント	PCJ-20	○			○	○	○		○	20	○	6.2	49	○			○	○	〃
		PCJ-25, 35	○			○	○	○		○	25～35	○	6.2	50～58		○		○	○	〃
秩父産業	メタルジョイント	LC-A40, A60, A90, A120, A170		○			○	○	○		40～170	○	6.2	77.5～129.0		○		○	○	
		KC-A20, A30, A40, A50, A70, A90	○	○			○	○		○	20～80	○	6.2	65.7～179.8		○		○	○	
		SC-A30	○	○			○	○	○		30	○	4.0	33.3	○			○	○	
		KC-A20G, A30G, A40G, A50G, A70G	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	70.8～148.7		○		○	○	片側誘導板付き
		KC-A20WG, A30WG, A40WG, A50WG, A70WG	○	○	○		○	○		○	20～70	○	6.2	76.8～156.2		○		○	○	両側誘導板付き
		SC-A30WG	○	○	○		○	○	○		30	○	4.0	39.6	○			○	○	〃

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

VI-2-⑥-7

製 作 会社名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】						摘 要														
			歩車道 区 分		積雪地 対 応		設 置 方 向		遊間部 形 状		伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)			本体付属アンカー						
	名 称	型 番	車 道 用	歩 道 用	専 用 型	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	直 線 型	歯 型					分類		形式		本 体 価 格 に 含 む				
															軽 量 型	普 通 型	ボ ルト 後 締 め	本 体 溶 接 済 み					
東京 フアブリック工業	プロフジョイント	Nx型20, 30, 40, 50, 60	○				○	○	○		20～60	○	6. 24	63～102		○		○	○				
		Nx型20, 30, 40, 50, 60, 80, 100		○				○	○	○		20～100	○	6. 24	53～96		○		○	○			
		Nx型20, 30, 40, 50, 60, 80, 100		○				○	○	○		20～100	○	6. 24	67～122		○		○	○	二重止水構造付き		
		Cdx型20, 30, 40, 50, 60	○					○		○	20～60	○	6. 24	61～117		○		○	○				
		Cdx型20, 30, 40, 50, 60	○		○			○		○	20～60	○	6. 24	66～121		○		○	○	誘導板付き			
		Cdx型20, 30, 40, 50, 60	○					○		○	20～60	○	6. 24	84～143		○		○	○	二重止水構造付き			
		Cdx型20, 30, 40, 50, 60	○		○			○		○	20～60	○	6. 24	88～147		○		○	○	二重止水構造付き、誘導板付き			
		V-R型20, 30	○	○				○		○	20～30	○	3. 12	58～59		○		○	○				
		V-R型20, 30	○	○				○		○	20～30	○	3. 12	66～69		○		○	○	二重止水構造付き			
		V-M型20, 30	○	○				○		○	20～30	○	3. 12	57～62		○		○	○				
		V-M型20, 30	○	○				○		○	20～30	○	3. 12	81～87		○		○	○	二重止水構造付き			
ニ ッ タ	トランスフレックスジョイント	TF-S, TF-S50	○	○				○	○	○		35～40	○	8. 4	22. 0～39. 1	○		○		○			
		HTF-S, HTF-S50	○	○					○	○	○		35～40	○	5. 0	22～39	○		○		○		
	S P ジョイント	20N, 30N, 36N, 50N, 70N, 80N	○	○					○	○		○	20～80	○	6. 2	52. 8～133. 2		○		○	○		
		20S, 30S, 36S, 50S, 70S, 80S	○	○	○					○	○		○	20～80	○	6. 2	59. 2～142. 4		○		○	○	誘導板付き
	C W ジョイント	20R, 30R, 40R, 50R, 60R	○	○						○	○		○	20～60	○	6. 2	51. 3～111. 6		○		○	○	
		20S, 30S, 40S, 50S, 60S	○	○	○						○	○		○	20～60	○	6. 2	59. 2～119. 2		○		○	○
A F ジョイント	50, 70, 100, 160		○						○	○	○		50～160	○	2. 0	19. 3～31. 7	○		○		○		
日本鋳造	マウラージョイント	E-80	○	○						○	○		80	○	25. 0	117. 0		○		○	○		積雪地兼用、誘導板別途
日之出 水道機器	ヒノダクタイジョイントα	HDJ-CCV20, 40, 60, 80	○								○		20～80	○	4. 0	79. 5～132. 3		○		○	○		
		HSJ-SW-R40, 80		○							○	○		40～80	○	4. 0	50. 6～78. 2		○		○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会社名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】						摘 要		非 排 水 構	補 強 鉄 筋 重 (kg/m)	※ 本 体 重 (kg /1.8 m)	本体付属アンカー				
			歩車道 区 分		積雪地 対 応		設 置 方 向		遊間部 形 状					分類			形式	
	名 称	型 番	車 道 用	歩 道 用	専 用 型	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	直 線 型	歯 型				縮 (mm)	軽 量 型		普 通 型	ボ ルト 後 締 め
横 浜 ゴ ム M B ジ ャ パ ン	YMタイプ	YMN-1		○			○	○	○		20	○	4. 98	11. 88	○		○	○
		YM-1		○			○	○	○		50	○	5. 17	23. 94	○		○	○
		YMG-20	○	○			○	○	○		20	○	3. 98	20. 16	○		○	○
	YHTタイプ	YHT-20, 30	○	○			○	○		○	20～30	○	6. 24	60. 12～60. 84		○	○	○
	YHT-Nタイプ	YHT-50-N, 70-N, 90-N	○	○		○	○	○		○	50～90	○	6. 24	102. 6～156. 6		○	○	○
		YHT-90-N改	○	○		○	○	○		○	90	○	6. 24	158. 4		○	○	○
	YFSタイプ	YFS-20, 30	○	○	○		○	○		○	20～30	○	6. 24	66. 96～67. 68		○	○	○
	YMFタイプ	YMF-20, 25, 35, 50, 60	○	○		○	○	○	○		20～60	○	6. 24	50. 76～62. 64		○	○	○
ア オ イ 化 学 工 業	ラバトップジョイント (車道用)	GY-S20, S25, S35, S50, S60	○					○	○		20～60	○	4. 0	59. 4～72. 7		○	○	○
	ラバトップジョイント (歩道用)	GY-H20, H25, H35, H50, H60		○				○	○		20～60	○	4. 0	41. 2～45. 9	○		○	○
	ラバトップジョイント (耐グレーダー用)	GY-G20, G25, G35, G50, G60	○		○			○	○		20～60	○	4. 0	69. 7～83. 0		○	○	○
		GY-GL20, GL25, GL35	○		○			○	○		20～35	○	4. 0	76. 1～82. 6		○	○	○
	ラバトップジョイント	GT	○	○			○		○			○	4. 0	14. 8	○		○	○
	ラバトップジョイント ZAKU	ZAKU25	○			○		○		○	25	○	3. 98	49	○		○	○
		ZAKU35, 60	○			○		○		○	35～60	○	3. 98	70. 0～98. 0		○	○	○
中 川	ウェイビーフックジョイント	W-V-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○				○	○		○	20～200	○	6. 24～12. 48	51. 0～ 153. 0		○	○	○
	ウェイビーフックリブジョイント	W-V-R-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○		○			○		○	20～200	○	6. 24～12. 48	65. 0～ 164. 0		○	○	○

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

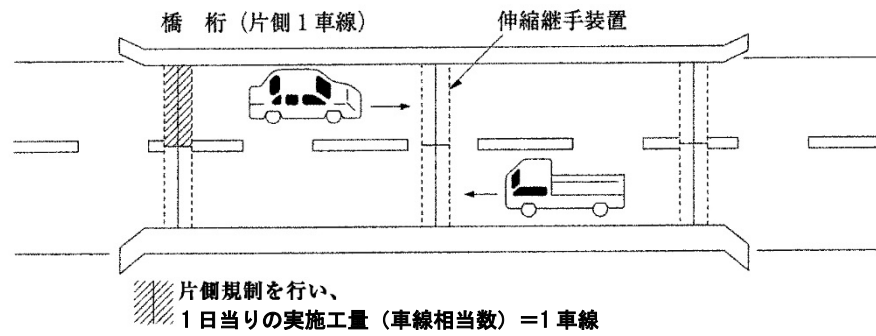
＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会社名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】						摘 要		非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分類		本体付属/カー				
			歩車道 区 分		積雪地 対 応		設 置 方 向		遊間部 形 状					伸 縮 量 (mm)	軽 量 型	普 通 型	ボル ト 後 締 め		本体 溶 接 済 み	本体 価 格 に 含 む
	車 道 用	歩 道 用	専 用 型	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	直 線 型	歯 型												
ク リ エ ー ト 中 川	ウェルタージョイント	W・T-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○				○	○		○	20～100	○	6.24～12.48	76.0～115.0		○		○	○	
	ウェルターリブジョイント	W・T・R-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○		○			○		○	20～100	○	6.24～12.48	83.0～122.0		○		○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W・T・K-20, 25, 35, 50	○	○			○	○		○	20～50	○	6.24	52.0～59.0		○		○	○	
	ウェルタージョイントG型	WT-G20, G30, G50, G70	○			○	○	○		○	20～70	○	6.24	70.0～161.0		○		○	○	二重止水構造付き
	ウェルターリブジョイントG型	WTR-G20, G30, G50, G70	○		○			○		○	20～70	○	6.24	80.0～171.0		○		○	○	二重止水構造, 誘導板付き
	ウェルタージョイントGNS型	WT-G20NS, G30NS, G50NS, G70NS		○				○	○		20～70	○	6.24	76.0～172.0		○		○	○	二重止水構造付き
	シーアールティジョイント	C・R・T-20, 30, 35, 50, 60	○	○			○	○	○		20～60	○	6.24	47.0	○			○	○	
ノンステップジョイント	N・S-20, 30, 50		○				○	○		20～50	○	6.24	41.0～46.0	○			○	○		
	N・S-80, 100, 125, 150, 175, 200, 220, 230		○					○	○	80～230	○	6.24	51.0～83.0		○		○	○		
ク リ テ ク 工 業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○		○	○	○	○		20	○	6.24	28.1	○			○	○	二次止水材, 誘導板別途
		NS-20	○			○	○	○		○	20	○	6.24	32.8	○			○	○	〃
		S-30, 40, 50	○			○	○	○		○	30～50	○	15.6	55.1～58.3		○		○	○	〃
		L-60, 70, 80, 90, 100	○			○	○	○		○	60～100	○	15.6	79.0～83.3		○		○	○	〃
		LL-125, 150, 175	○			○	○	○		○	125～175	○	15.6	100.3～131.0		○		○	○	〃
		PS-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 125, 150, 175, 200, 250, 300, 350, 400		○			○	○	○		20～400	○	6.24	63.0～135.7		○		○	○	二次止水材別途
		NPS-30		○			○	○	○		30	○	6.24	23.0	○			○	○	
		NRC-20, 35	○	○		○	○	○	○		20～35	○	3.1	33.5～40.3	○			○	○	誘導板別途
		HS-20	○				○			○	20	○	6.24	24.7	○			○	○	
川金 コアテック	マゲバジョイント	RS	○	○		○		○	○	80	○	11.0	102.6		○		○	○	積雪地兼用, 誘導板別途	

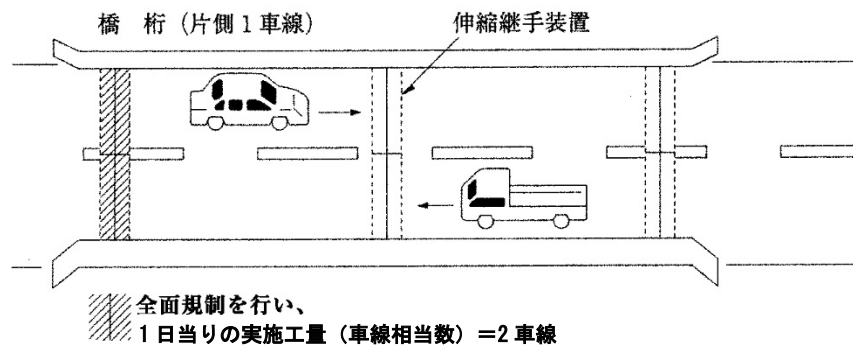
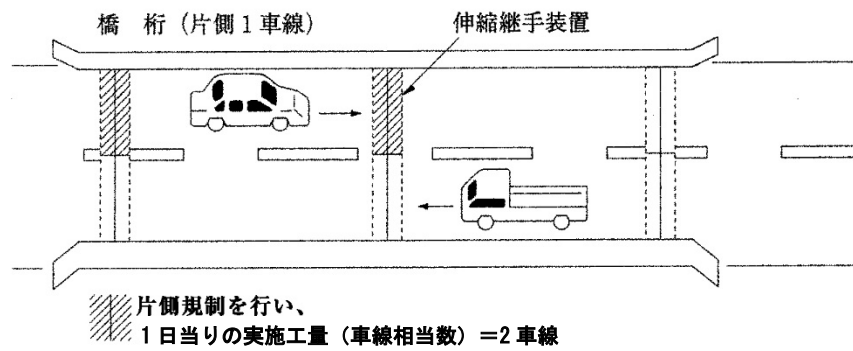
※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

概要図〔参考〕

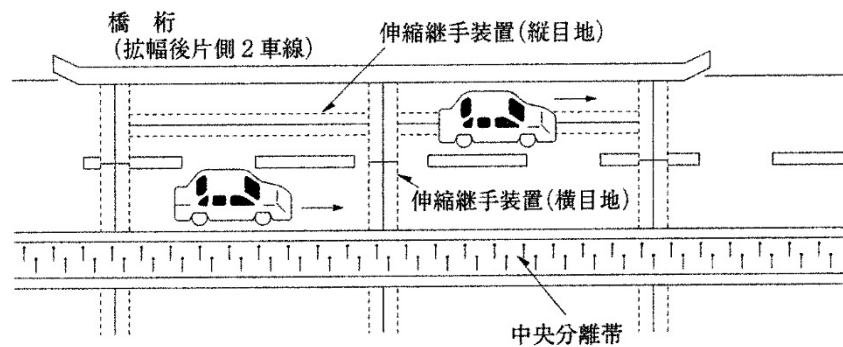
1) 1車線単価（補修）



2) 2車線単価（補修）



3) 横目地及び縦目地



⑥ー2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 伸縮量が 50 mm (± 25 mm) 以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。
 - 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。
 - 2) 1 日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。
 - ① 「市場単価⑥ー1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。
 - ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。
 - ③ 埋設型伸縮装置である場合。

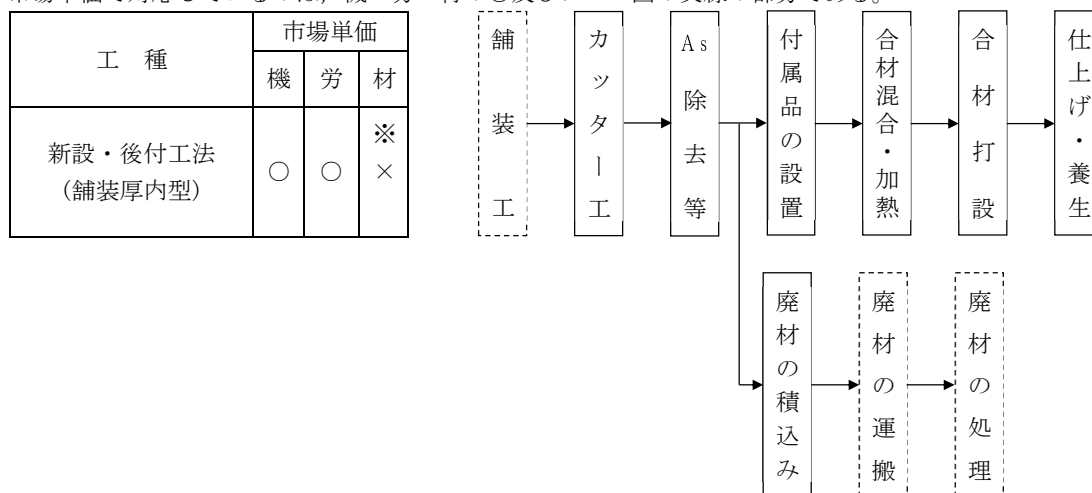
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
 - 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。
 - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合
 - 3) ヘキサロック工法の場合。
 - 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
 - 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは繊維補強コンクリートの場合。
 - 6) 仮復旧を伴う作業。
 - 7) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
 - 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

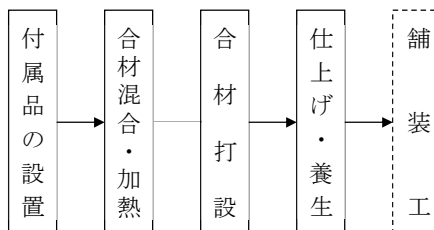
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



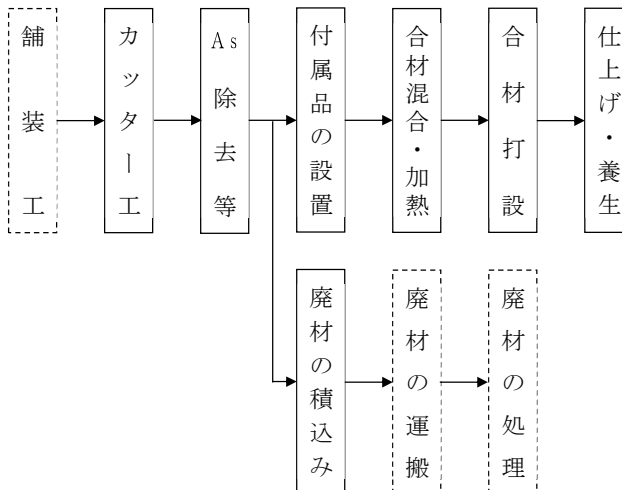
- (注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。
 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。
 3. ※については、加算額(本体材料費)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
新設・先付工法 (床版箱抜型)	○	○	※ ×

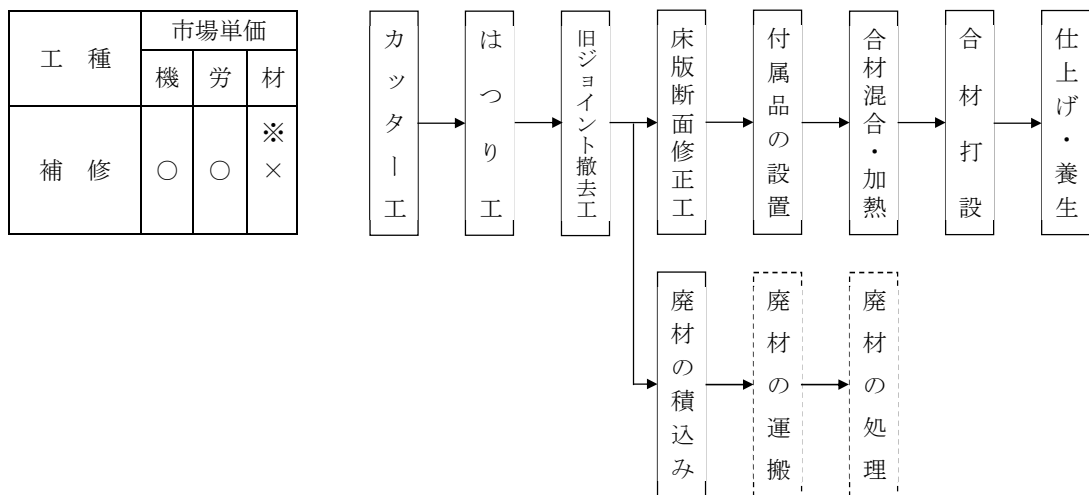


- (注) 1. 表層のA s 舗装は、別途計上する。
 2. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 3. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。
 4. ※については、加算額(本体材料費)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
新設・後付工法 (床版箱抜型)	○	○	※ ×

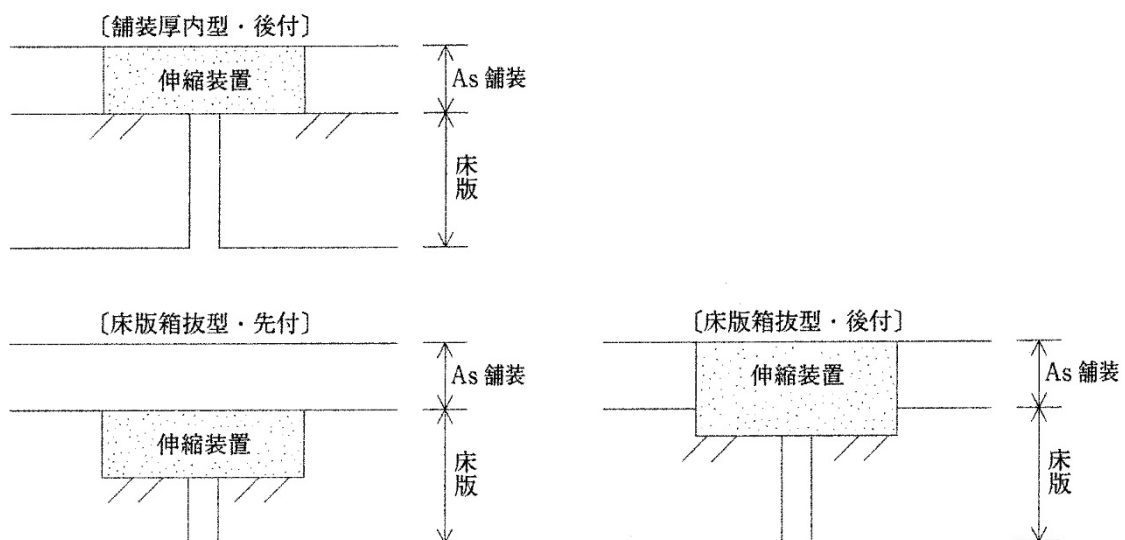


- (注) 1. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、加算額(本体材料費)により計上する。
 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。
 3. ※については、加算額(本体材料費)で考慮されているため別途計上する必要はない。

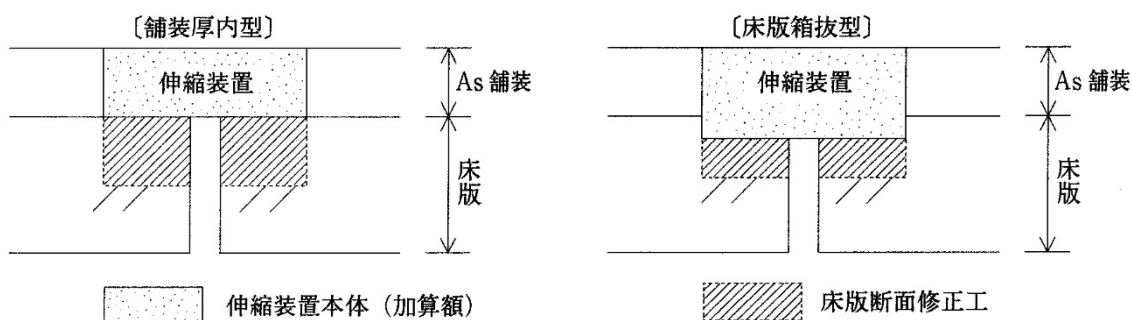


- (注) 1. 特殊合材を舗装面まで打設せず、表層に通常のAs舗装をする場合は、表層のみ別途計上する。
2. 補修工事の舗装厚内型及び床版箱抜型の加算額(本体材料費)は以下のとおりである。
- ① 舗装厚内型の伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 - ② 床版箱抜型の伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
- ① 補修工事で、床版断面修正工(レベル調整)に用いるジェットモルタル、あるいはジェットコンクリート(手練り)。
 - ② その他作業に必要な資材。
 - ③ 施工に伴う諸資材のロス等。
4. ※については、加算額(本体材料費)で考慮されているため別途計上する必要はない。

○ 新設工事参考図



○ 補修工事参考図



2-2 市場単価の規格・仕様

埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様				単位
新 設	舗 装 厚内型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m
		先付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m
	床 版 箱抜型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m
補 修	舗 装 厚内型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m標準）	m
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m標準）	m
	床 版 箱抜型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、1車線相当（3.6m標準）	m
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工（埋設型伸縮継手装置設置） 2. 1日当りの施工が、2車線相当（7.2m標準）	m

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
補 正 係 数	夜間作業の場合	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合（補修のみ）	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

規 格 ・ 仕 様		記号	新設工事	補修工事
補 正 係 数	夜間作業の場合	K ₁	1.40	1.30
	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合（補修のみ）	K ₂	—	0.90

2-4 加算額

表2.4 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位
加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m³) に従って、本体材料費（特殊合材及び付属する金具等一式を含む）を加算する。	m³
	床版箱抜型	本体材料費 特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m³) に従って、特殊合材費（伸縮金物を除く）を加算する。	m³
		伸縮金物費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費（特殊合材を除く）を加算する。	m

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × K₁ × K₂

(注2) 舗装厚内型の場合 加算額総金額 = 設計数量 (m) × 設計断面積 (m²) × 本体材料加算額 (m³)

床版箱抜型の場合 加算額総金額 = {設計数量 (m) × 設計断面積 (m²)

× 特殊合材加算額 (m³)

+ 設計数量 (m) × 伸縮金物加算額 (m)} }

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、下記の点に留意すること。

- (1) 補修工事の場合、1日当りの実施工量（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- (2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- (3) 加算額（本体材料費）の計上において、設計断面積 (m²) は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材、及びロスを含まない）とする。
- (4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。
(材料費は別途計上)
- (5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	【 構 造 関 係 】													摘 要	
		歩車道 区 分		設 置 方 向		製品取 付部位		新 設 施工法		伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	材 料 区 分			
		車 道 用	歩 道 用	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	舗 装 厚 内 型	床 版 箱 抜 型	先 付	後 付				種 類 (合材)	標 準 断 面 寸 法		
														B (mm)	H (mm)	
ア オ イ 化 学 工 業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○			○	30.0	○		RTコバウツ [※]	500	75	
	ラバトップジョイント 250MJ	○	○		○	○			○	20	○		MJコバウツ [※]	250	50	
山 王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○			○	40.0	○		D S 合材	400	75	表層材：表面散布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○			○	30(±15)	○		パインター樹脂	500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS J-M	○	○	○	○		○		○	50.0	○	5.4	ファルコン	400(400)	120(40)	遊間 60mm 超えは別途見積
	シームレスジョイントS J-P	○	○	○	○		○	○		30.0	○	5.4	ファルコン	400(400)	40(40)	遊間 60mm 超えは別途見積
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○		○	○			○	40	○		マトリクス 502	500	50	
山 陽 化 学	Filler joint	○	○	○	○		○		○	30	○	1.56	ロックファルト	400	80	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。

※2. 標準断面寸法が（ ）となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

⑦ 薄層カラー舗装工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、薄層カラー舗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋、側道橋、歩道及び自転車道の舗装。
- (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。
- (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯、スクールゾーンを含む）の舗装。

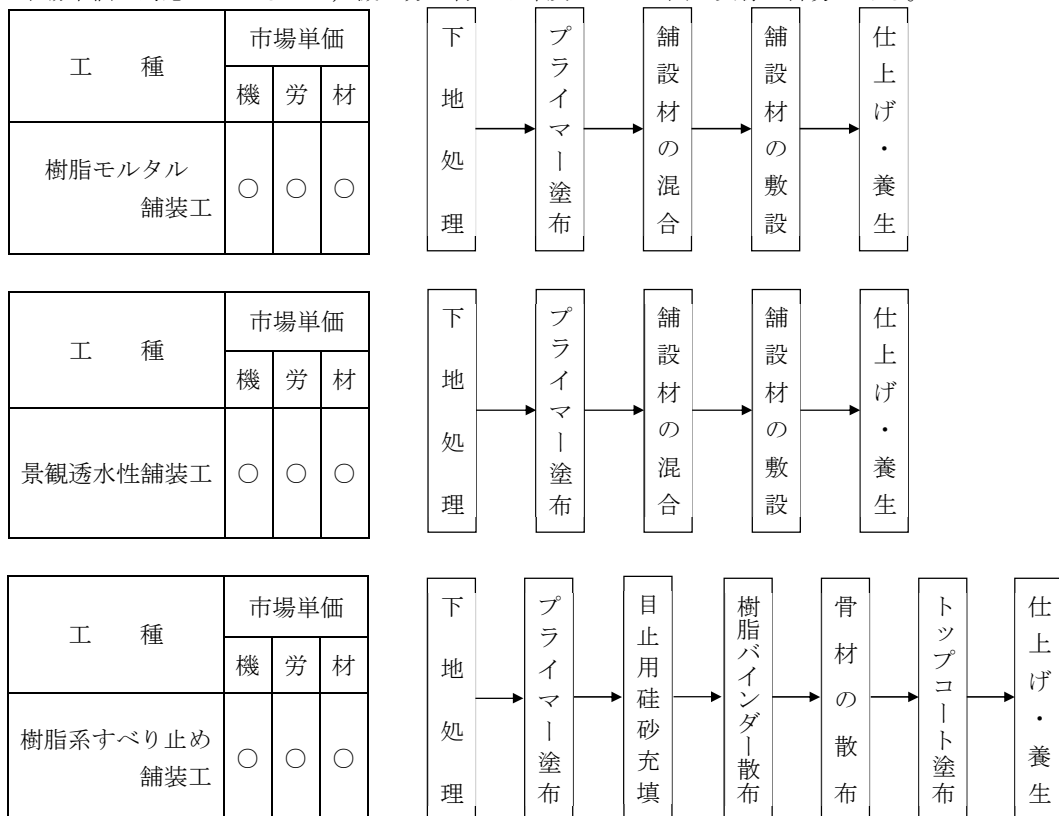
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。
 - 2) 型枠式カラータイル舗装。
 - 3) 壁面、階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。



(注) 1. 樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は、コンクリート面への敷設の場合に施工。

2. 樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は、規格・仕様区分によって施工。

3. 樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は、規格・仕様区分によって施工。

2-2 市場単価規格・仕様

薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単位
樹 脂 モ ル タ ル 舗 装 工	厚6mm以下	m ²
	厚6mm超え8mm以下	
	厚8mm超え10mm以下	
景 観 透 水 性 舗 装 工	厚10mm以下	
	厚10mm超え15mm以下	
樹脂系すべり止め舗装工	R P N-1 0 1	
	R P N-1 0 2	
	R P N-1 0 3	
	R P N-1 0 4	
	R P N-2 0 1	
	R P N-2 0 2	
	R P N-2 0 3	
	R P N-2 0 4	
	R P N-3 0 1	
	R P N-3 0 2	
	R P N-3 0 3	
	R P N-3 0 4	
	R P N-4 0 1	
	R P N-4 0 2	
	R P N-5 0 1	
	R P N-5 0 2	
	R P N-6 0 1	
	R P N-6 0 2	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格・仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して, 作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	トップコート無しの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	施工幅員が0.5m超1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	
	施工幅員が0.5m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₈	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	樹脂モルタル舗装工	景観透水性舗装工	樹脂系すべり止め舗装工
加算率	施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%
		S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	—	1.10
	トップコート無しの場合	K ₆	—	—	0.90
	施工幅員が0.5m超1.0m以下の場合	K ₇	—	—	1.20
	施工幅員が0.5m以下の場合	K ₈	—	—	1.50

(注) 1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。

ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たり

の施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。

2. 施工規模加算率（ S_1 ）と時間的制約を受ける場合の補正係数（ K_1 ）が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。
3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数（ K_1 ）は適用可能とする。
4. 既設アスファルト舗装面の施工（ K_4 ）の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注）設計単価＝標準の市場単価×（1 + S_0 or $S_1/100$ ）×（ $K_1 \times K_2 \times \dots \times K_8$ ）

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

（1） 共通事項

- 1) 各区分の工法は次のとおりとする。

表3.1 工法の内容

区 分	目 地 模 様
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。

- 2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。（下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。）
- 3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施 工 面		内 容	トップコート の 有 無	仕上げ区分	備 考
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
	R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
	R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
	R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カーキラキラを含む
	R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カーキラキラを含む
	R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	
	R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	排水機能なし
	R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	ゼブラ施工	
	R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	Wゼブラ	
	R P N-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	Wゼブラ	排水機能なし
	R P N-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	
	R P N-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	透水機能なし
	R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	全面施工	排水機能あり
	R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	ゼブラ施工	排水機能あり

(3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑧ 道路標識設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- (3) 道路標識の更新工事

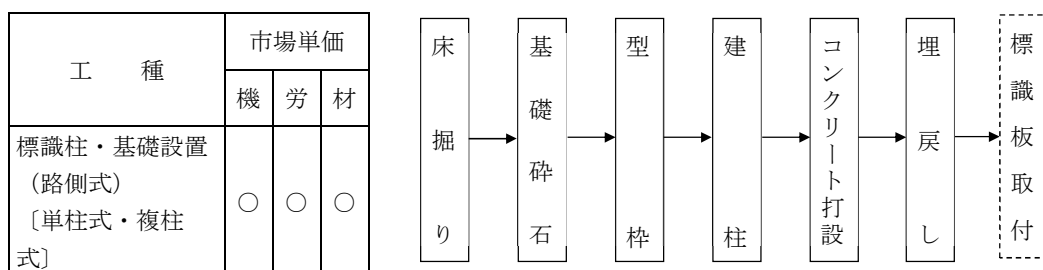
1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
 - 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
 - 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 道路管理者以外が行う標識工事
 - 2) 着雪防止板の設置及び撤去
 - 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合
 - 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
 - 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合
 - 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合
 - 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合
 - 8) 標識板設置において、部分補修（アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど）の場合
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

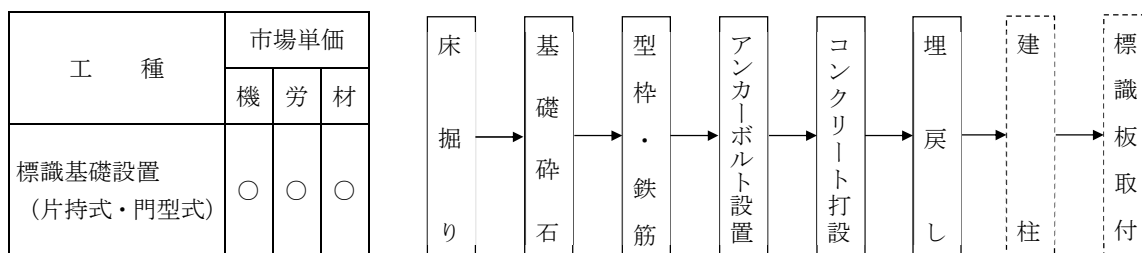
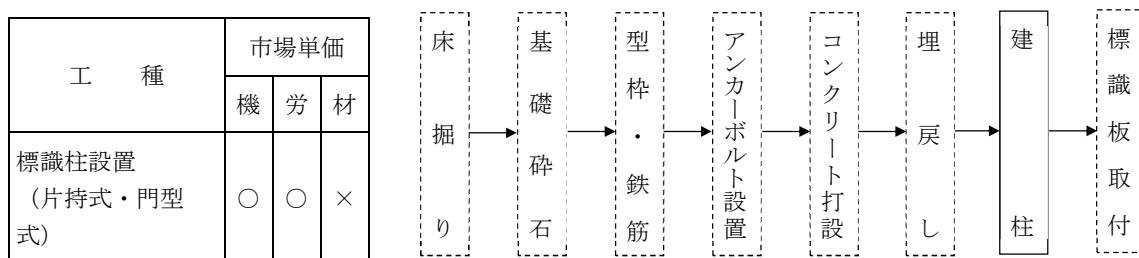
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。



- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。

2. 型枠は、スパイラル形式を含む。
3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標 識 板 設 置	案内標識（新設） （〔路線番号除く〕）	○	○	○
	案内標識（移設） （〔路線番号除く〕）	○	○	×
	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	×

標
識
板
取
付

- (注) 1. 案内標識（新設）（〔路線番号除く〕）で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。
2. 路線番号は、国道番号（118），都道府県番号（118 の 2）に適用する。なお、「118, 118 の 2」は「道路標識設置基準・同解説（公益社団法人 日本道路協会）」による。

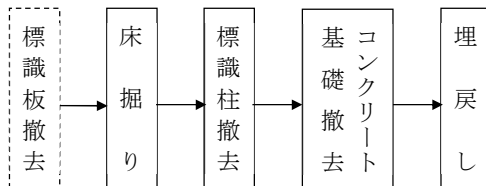
工 種		市場単価		
		機	労	材
添 架 式 標 識 板 取 付 金 具 設 置	信号アーム			
	照明柱	○	○	○
	既設標識柱			
	歩道橋	○	○	×

金
具
取
付

標
識
板
取
付

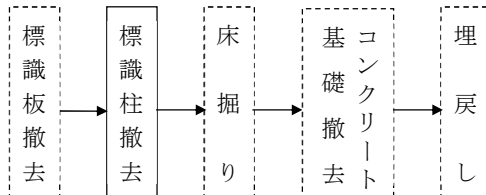
- (注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱・基礎撤去 （路側式） 〔単柱式・複柱式〕	○	○	/



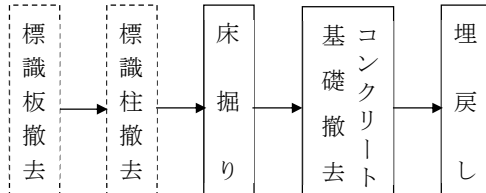
- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、ともに処分費は含まない。
2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識柱撤去 （片持式・門型式）	○	○	/



- (注) 撤去後において、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識基礎撤去 （片持式・門型式）	○	○	/



- (注) 1. 撤去後において、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、処分費は含まない。
2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標識板撤去	案内標識 （〔路線番号除く〕）	○	○	/
	警戒・規制・指示 ・路線番号標識			

標
識
板
撤
去

（注） 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標識板撤去（添架式） 〔取付金具撤去含む〕		○	○	/

標
識
板
撤
去

金
具
撤
去

（注） 撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 標識柱・基礎設置（路側式〔単柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路 側 式 《材工共》	単 柱 式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ ＋静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表2.2 標識柱・基礎設置（路側式〔複柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識柱・基礎設置 路 側 式 《材工共》	複 柱 式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
			柱径 φ 101.6	基
		下地亜鉛メッキ ＋静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基
		静電粉体塗装（白色）	柱径 φ 60.5	基
			柱径 φ 76.3	基
			柱径 φ 89.1	基

表2.3 標識柱設置(片持式)

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 片持式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1基当りの総質量	400 kg未満	基
			400 kg以上	基

表2.4 標識柱設置(門型式)

区 分		規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 門型式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg
	《設置手間》 基礎別途計上	1スパンの長さ	10m未満	基
			10m以上 20m未満	基
			20m以上	基

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0 m ³ 未満	m ³
			4.0 m ³ 以上 6.0 m ³ 未満	m ³
			6.0 m ³ 以上	m ³

表2.6 標識板設置(案内標識・新設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様					単 位
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具（クラン プ型ブラケット を除く）を含む	新設	広角プリズム	1 枚 当 り の 面 積	2.0 m ² 未満	m ²
					2.0 m ² 以上	m ²
			カプセルプリズム・ カプセルレンズ		2.0 m ² 未満	m ²
					2.0 m ² 以上	m ²
			封入プリズム・ 封入レンズ		2.0 m ² 未満	m ²
					2.0 m ² 以上	m ²

表2.7 標識板設置(案内標識・移設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1枚当りの面積	2.0 m ² 未満	m ²
				2.0 m ² 以上	m ²

表2.8 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指 示・路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表2.9 添架式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材 工 共》	信号アーム部に取付け	基
		照明柱・既設標識柱に取付け	基
	《設置手間》	歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。

取付金具の数量については、3.適用にあたっての留意事項(3),(5)を参照。

表2. 10 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

区 分		規 格 ・ 仕 様				単 位
路 側 式	単柱式 (基礎含む)	柱径	φ 60. 5,	φ 76. 3,	φ 89. 1, φ 101. 6	基
	複柱式 (基礎含む)	柱径	φ 60. 5,	φ 76. 3,	φ 89. 1, φ 101. 6	基

表2. 11 標識柱撤去(片持式, 門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
片 持 式	1 基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満		基
		400kg以上		基
門 型 式	1 スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満		基
		10m以上20m未満		基
		20m以上		基

表2. 12 標識基礎撤去(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
基 礎 撤 去	コンクリート基礎	m ³

表2. 13 標識板撤去(路側式, 片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識板撤去 (添架式は除く)	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1 枚当りの面積	2.0㎡未満	㎡
			2.0㎡以上	㎡
	警戒・規制・指示・路線番号標識			基

表2. 14 標識板撤去(添架式標識板)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
標識板撤去 (添架式標識板)	添架式標識板取付金具撤去含む	信号アーム部		基
		照明柱・既設標識柱		基
		歩道橋		基

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2. 15 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備 考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	
補正係数	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	障害物のある場合	基礎設置において, 地下構造物等の障害物がある場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ³)を係数で補正する。	K ₃	
	門型式標識柱の基礎の場合	門型式標識柱の基礎の場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ³)を係数で補正する。	K ₄	
	景観色塗装柱の場合	標識柱・基礎設置(路側式)において, 景観色塗装柱を使用する場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/基)を係数で補正する。	K ₅	

(注) 施工規模加算 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2. 16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板			添架式標識板 取付金具		基 礎
			路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	信号・ 照明柱	歩道橋	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	10 m ² 以上 0%	10 m ² 以上 0%	5 基以上 0%	—	—	—
		S ₁	3～4 基 25%	2 基 40%	2 基 40%	10 m ² 未満 5%	10 m ² 未満 30%	3～4 基 15%	—	—	—
		S ₂	2 基以下 35%	1 基 100%	1 基 100%	—	—	2 基以下 25%	—	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1. 10	1. 10	1. 05	1. 00	1. 05	1. 15	1. 05	1. 05	1. 05
	夜間作業	K ₂	1. 30	1. 35	1. 35	1. 05	1. 35	1. 50	1. 15	1. 25	1. 25
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	—	1. 25
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	—	1. 10
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1. 10	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。
2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表2. 17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分		記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板		添架式 標識板	基 礎
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	10 m ² 以上 0%	5 基以上 0%	—	—
		S ₁	3～4 基 25%	2 基 40%	2 基 40%	10 m ² 未満 30%	3～4 基 15%	—	—
		S ₂	2 基以下 35%	1 基 100%	1 基 100%	—	2 基以下 25%	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1. 10	1. 10	1. 05	1. 05	1. 15	1. 05	1. 05
	夜 間 作 業	K ₂	1. 50	1. 35	1. 35	1. 35	1. 50	1. 25	1. 35

- (注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2-4 加算額

表2.18 加算額の適用基準

区 分		適 用 基 準	単 位	備 考
加 算 額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別 を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる 支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対 象 数 量
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象と なる面積に金額を加算する。	m ²	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルト の質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取 付 金 具 の 材 料 価 格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2 段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超え る場合、1段増量する毎に金額を加算する。	段	

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝(設計単価)(注1)×(設計数量)＋(材料費)(注2)＋(加算額総金額)(注3)

(注1) 設計単価＝(標準の市場単価)×(1＋S₀ or S₁ or S₂/100)
×(K₁×K₂×……×K_n)

ただし、S₁ or S₂とK₁は重複使用しない。

(注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

(注3) 加算額総金額＝加算額×総数量

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。

オフグレー(薄灰色)は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。

路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。

門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。

片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。

案内標識(新設)は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。

クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

案内標識(移設)は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置(移設)費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。

嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。

(4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

(5) 加算額

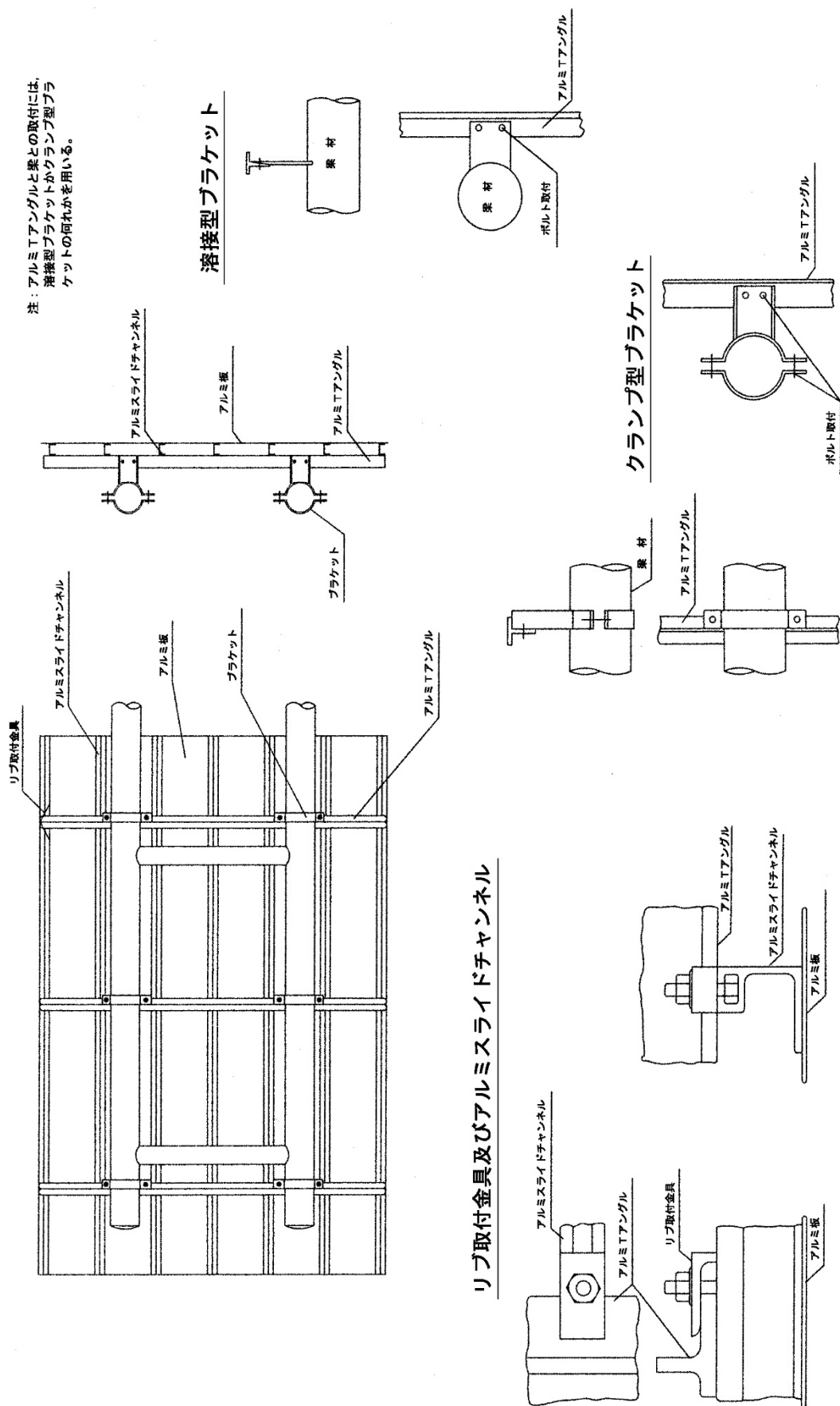
照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。

(6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。

大型標識取付金具

標 識 板 表 面



注：アルミTアングルと板との取付には、溶接型ブラケットかクランプ型ブラケットの何れかを用いる。

リブ取付金具及びアルミスライドチャンネル

⑨ 道路付属物設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鋲、車線分離標、境界鋲の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 以下の設置及び撤去作業

- 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）
- 2) 境界杭（コンクリート製）
- 3) 道路鋲
- 4) 車線分離標（ラバーポール、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）
- 5) 境界鋲（金属製）

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合
- 2) 自発光式及び電気式の製品を用いる場合
- 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）
- 4) 特別調査による場合（表 1.1）
- 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合
- 6) 道路鋲のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合
- 7) 車線分離標のうち、ポール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）
- 8) 境界鋲のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合
- 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

表 1.1 特別調査によるもの

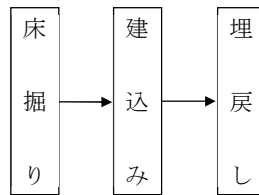
視線誘導標	二眼視線誘導標
	三眼視線誘導標
	線形誘導標示板
道路鋲	交差点鋲

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

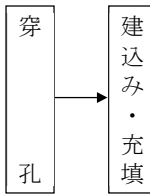
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視 線 誘 導 標 (土中建込用)	○	○	○



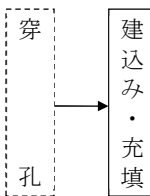
(注) スノーポール併用型を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視 線 誘 導 標 (コンクリート建込用) (穿孔含む)	○	○	○



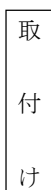
- (注) 1. スノーポール併用型を含む。
2. 充填材 (労務費・材料費) を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視 線 誘 導 標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない)	/	○	○

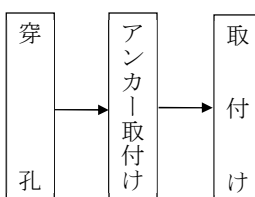


- (注) 1. スノーポール併用型を含む。
2. 充填材 (労務費・材料費) を含む。

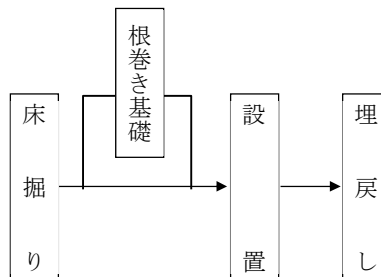
工 種	市場単価		
	機	労	材
視 線 誘 導 標 (防護柵取付用)	/	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
視 線 誘 導 標 (構造物取付用)	○	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
境 界 杭	/	○	×



(注) 1. 河川境界杭を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋳 (穿 孔 式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材（労務費・材料費）を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋳 (貼 付 式)	/	○	○

貼

付

(注) 接着材（労務費・材料費）の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (可変式・脱着式) (穿 孔 式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材（労務費・材料費）を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (固 定 式) (貼 付 式)	/	○	○

貼

付

(注) 接着剤（労務費・材料費）の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
境 界 鋳	○	○	×

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 1. 充填材（労務費・材料費）を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 視線誘導標設置

規 格 ・ 仕 様				単位
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	
			支柱径 φ60.5	
			支柱径 φ89	
		反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5	
防 護 柵 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式	本
			ボルト式	
			かぶせ式	
		反射体 径 φ300	バンド式	
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式	
			ボルト式	
			かぶせ式	
		反射体 径 φ300	バンド式	
構 造 物 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用	本
			ベースプレート式	
	片面反射	反射体 径 φ300	ベースプレート式	
		反射体 径 φ100 以下	側壁用	
			ベースプレート式	
			ベースプレート式	

(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

表2. 2 視線誘導標設置(スノーポール併用型)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
土 中 建 込 用 (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	
コンクリート建込用 (穿孔含む) (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	
コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2 段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 1 個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数 2 個	
			反射体数 1 個	

表2. 3 境界杭設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
境 界 杭	コンクリート製(根巻き基礎あり)	本
	〃 (根巻き基礎なし)	本

表2. 4 道路鋲設置

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位
大 型 鋲 高さ 30 mmを超え 50 mm以下	両面反射	穿孔式	ア ル ミ 製	設置幅 30cm	個
				設置幅 20cm	
	片面反射	穿孔式	ア ル ミ 製	設置幅 30cm	
				設置幅 20cm	
小 型 鋲 高さ 30 mm以下	両面反射	穿孔式	ア ル ミ 製	設置幅 15cm	個
		貼付式	樹 脂 製	設置幅 10cm	
	片面反射	穿孔式	ア ル ミ 製	設置幅 15cm	
		貼付式	樹 脂 製	設置幅 10cm	

表2. 5 車線分離標(ラバーポール)設置

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
車線分離標 (ラバーポール)	可変式 (穿孔式) (1 本脚)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	着脱式 (穿孔式) (3 本脚)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	
	固定式 (貼付式)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本
			高さ 650mm	
			高さ 800mm	

表2. 6 境界鋲設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
境 界 鋲	金属製	枚

表2.7 道路付属物撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
視線誘導標 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境 界 杭		本
道 路 鋲	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式（穿孔式・1本脚）	本
	着脱式（穿孔式・3本脚）	
	固定式（貼付式）	
境 界 鋲		枚

（注）境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

表2.8 加算率・補正係数の適用基準

区 分		記号	適 用 基 準	備 考
加算率	施 工 規 模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S ₂		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜 間 作 業	K ₂	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～ 6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2. 9 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分		記 号	視線誘導標	境 界 杭	道 路 鋲	車線分離標	境 界 鋲
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける 場 合	K ₁	1. 10	1. 20	1. 05	1. 05	1. 20
	夜間作業	K ₂	1. 20	1. 50	1. 15	1. 15	1. 50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2. 10 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分		記 号	視線誘導標	境 界 杭	道 路 鋲	車線分離標	境 界 鋲
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	夜間作業	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表2.11 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様				適 用 基 準	単位	備 考
加 算 額	視線誘導標	防 塵 型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	防塵型の製品を使用する場合は、 対象となる規格・仕様の単価に加 算額を加算する。	面	対象数量
			反射体 径 φ300			
		さ や 管		対象となる規格・仕様の単価に加 算額を加算する。	本	

(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当りの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)

(注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く)

設置手間＝{設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}－材料費

(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。

2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。

(3) 境界杭の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

1) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。

2) 根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし、根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価値を用いる。また、プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。

(5) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑩ 公園植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3 m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。

1-2 市場単価を適用出来ない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの

1) 日本庭園における植栽工事の場合。

2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。

3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。

4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ) 60cm を超える地被類を使用する場合。

5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

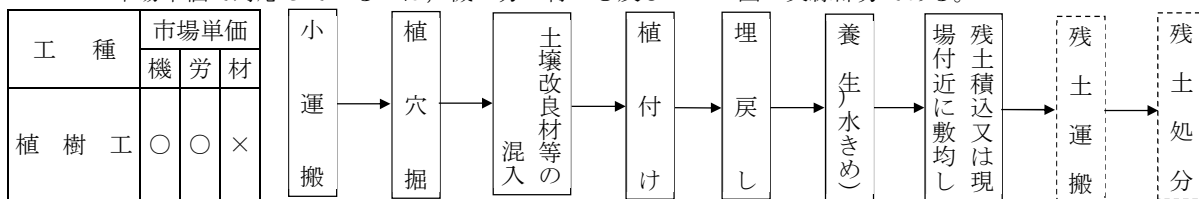
6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

7) 夜間作業の場合。

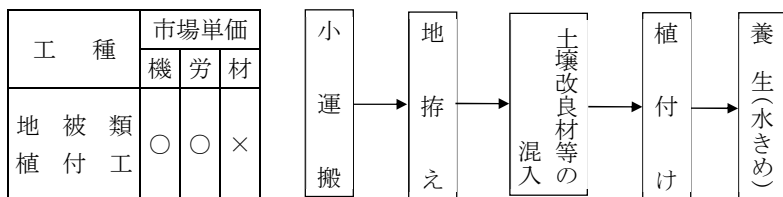
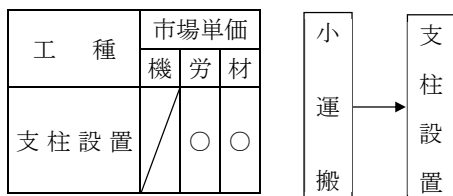
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。



(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2-2 市場単価の規格・仕様

公園植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹高 60 cm未満	本
中 木	樹高 60 cm以上 100 cm未満	本
	樹高 100 cm以上 200 cm未満	本
	樹高 200 cm以上 300 cm未満	本

(注) 低木には、株物、一本立を含む。

表2.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250 cm以上	本
	ハッ掛（竹） 樹高 100 cm以上	本
	添柱形（1本形・竹） 樹高 100 cm以上	本
	布掛（竹） 樹高 100 cm以上	m
	生垣形 樹高 100 cm以上	m

(注) 1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。

2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表2.3 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
地被類植付工	各 種	鉢

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	対象 数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象 数量
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象 数量

(注) 施工規模の加算率は次の事項に注意し決定すること。

- ・植樹工低木は、1 工事の低木数量で判定する。
- ・植樹工中木は、1 工事の中木の数量で判定する。
- ・支柱設置は、1 工事の支柱を設置する中木の数量で判定する。ただし、布掛（竹）と生垣形については、1 工事の支柱設置延長で判定する。
- ・地被類植付は、1 工事の地被類の植付数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	植 樹 工		支 柱 設 置		地被類植付
			低 木	中 木	二 脚 鳥 居 八 ッ 掛 (竹) 添柱形 (1 本形・竹)	布掛 (竹) 生 垣 形	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000 本以上 0%	50 本以上 0%	50 本以上 0%	30m以上 0%	2000 鉢以上 0%
		S ₁	100 本以上 1000 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500 鉢以上 2000 鉢未満 10%
		S ₂	100 本未満 20%	10 本未満 20%	10 本未満 20%	5m未満 20%	500 鉢未満 20%
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増計算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。
ただし、移植及び根回し工事にかかわるものは除く。

$$\begin{aligned}\text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\%\end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

$$(\text{注}) \text{設計単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \times K_1$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木 (コンテナプランツ又はポット樹木) にも適用する。ただし、草花類には、適用しない。
- 2) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 3) 残土 (発生土) の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(2) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされていれば適用出来る。

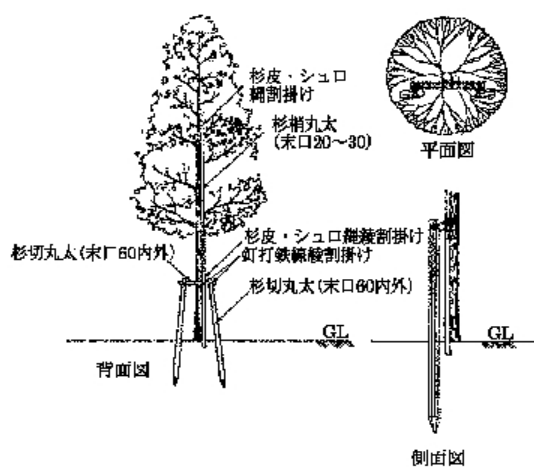
(3) 地被類植付は、下記の仕様とする。

- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ (長さ) 60 cm 以下の地被類に適用する。

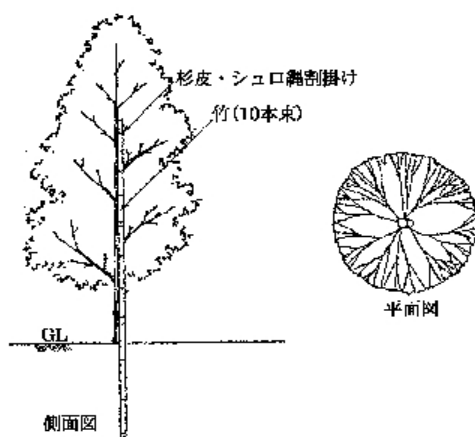
(4) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(5) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

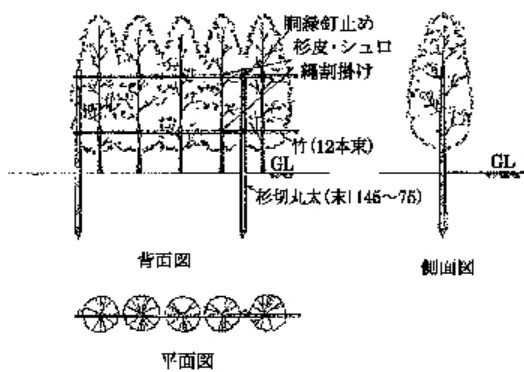
二脚鳥居添木付



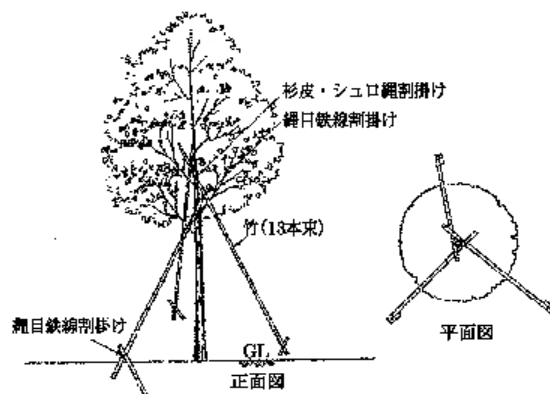
添柱形(1本形・竹)



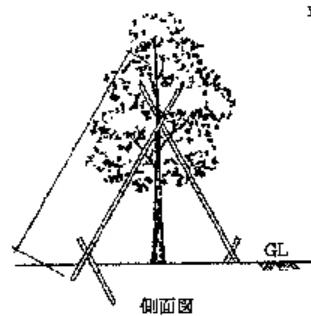
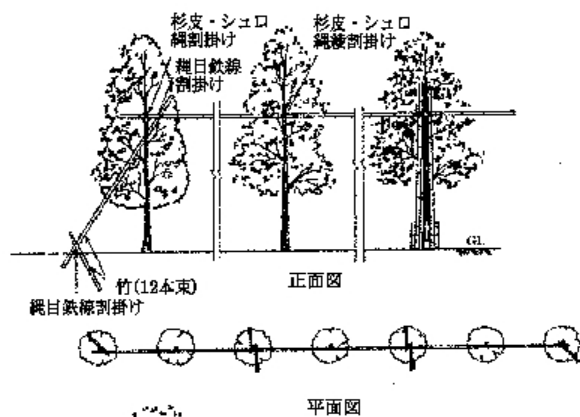
生垣形



八ッ掛(竹)



布掛(竹)



⑪ 軟弱地盤処理工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工，サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。
- (2) サンドドレーン工は杭径400mm 及び500mm, サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm, 杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。

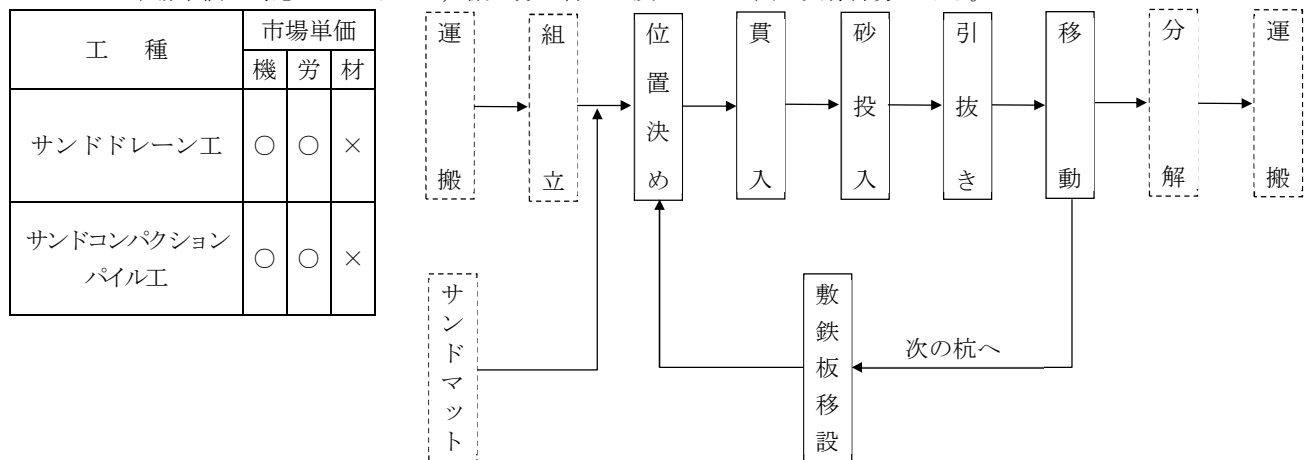
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) サンドマット工
 - 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。
 - 2) 砂地盤を対象とする場合。
 - 3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。
 2. 材料費（砂、碎石）の費用は含まない。

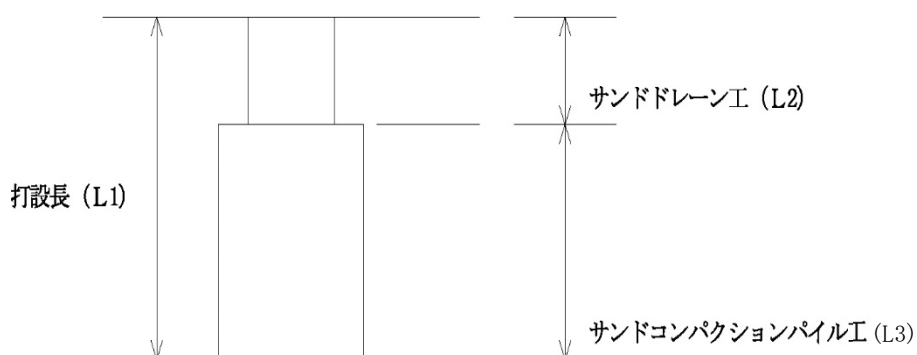
2-2 市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

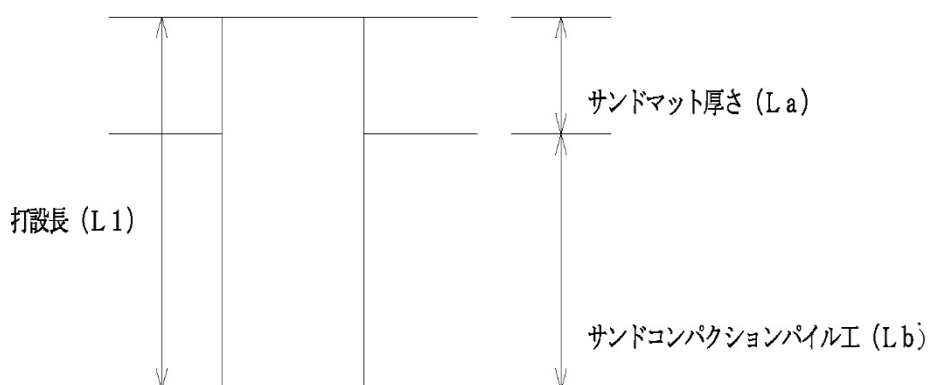
表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m未満	m
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	
	10m以上 20m未満	
	20m以上 35m未満	

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長(L2・L3)で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長(L1)を対象とする。(L1<35m)



3. サンドマットがある場合、サンドマット(La)の厚みを含む長さ(L1=La+Lb)とする。



4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(3,000m以上)	0%
		S ₁	(3,000m未満)	15%
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	
	夜 間 作 業	K ₂	1.05	

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率 (S₁) のみを対象とする。

2. 併用工の施工規模は、区分 (L 2・L 3) 毎の総延長で判断せず、1 工事における総延長 (L 1) の合計で判断する。(表 2.1 (注) 2 の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量＋材料費（注 2）

(注) 1. 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁／100）×（K₁×K₂）

2. 材料費は必要に応じて計上。

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 市場単価には材料費（砂，碎石）を含まない。材料費の計上は次による。

材料費＝ $\pi/4 \times \text{杭径}^2 \times (1 + \text{ロス率 (注 1)}) \times \text{工種別打設長 (注 2)} \times \text{材料単価}$

表3.1 砂のロス率

サ ン ド ド レ ー ン 工	+0.26
サンドコンパクションパイル工	+0.41

(注) 1. 碎石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

2. サンドマットの厚みも含む。

(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。

(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参 考 資 料

(1) 適用機種

打設長（規格・仕様）毎の機種の選定は下表を標準とする。

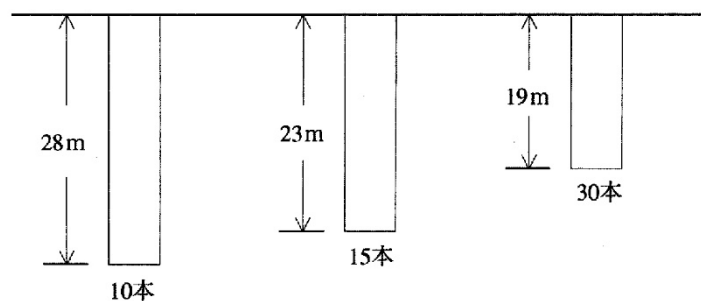
打 設 長	機 種	規 格
10m未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式 75kW
10m以上 20m未満		リーダ長 30m (35～37 t 吊り)
20m以上 35m未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40 t 吊り)

(注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。

2. サンドドレーン、サンドコンパクションパイル、併用工についても使用機械は変わらない。

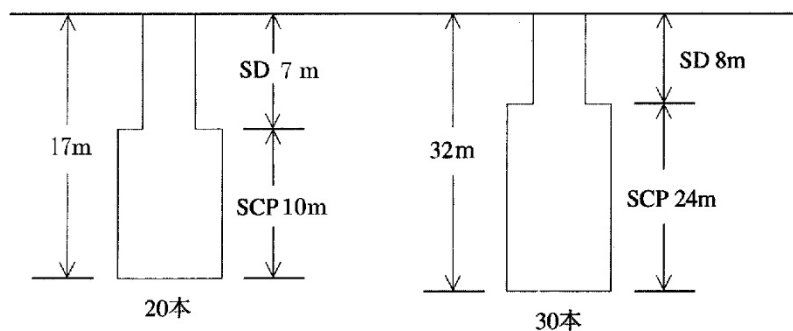
(2) 積算例

・一工事においてSCPで以下の砂杭を造成した場合



{SCP・20m以上 35m未満の単価} × 28m × 10 本 + {SCP・20m以上 35m未満の単価} × 23m × 15 本 + {SCP・10m以上 20m未満の単価} × 19m × 30 本

・一工事においてSDとSCPの併用工で以下の砂杭を造成した場合



{SCP・10m以上 20m未満の単価} × 10m + {SD・10m以上 20m未満の単価} × 7m) × 20 本 + {SCP・20m以上 35m未満の単価} × 24m + {SD・20m以上 35m未満の単価} × 8m) × 30 本

〔凡例〕

SD：サンドドレーン工

SCP：サンドコンパクションパイル工

⑫ 橋面防水工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。

(1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事

- 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。
- 2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。

(2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事

- 1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。

1-2 市場単価が適用できない範囲

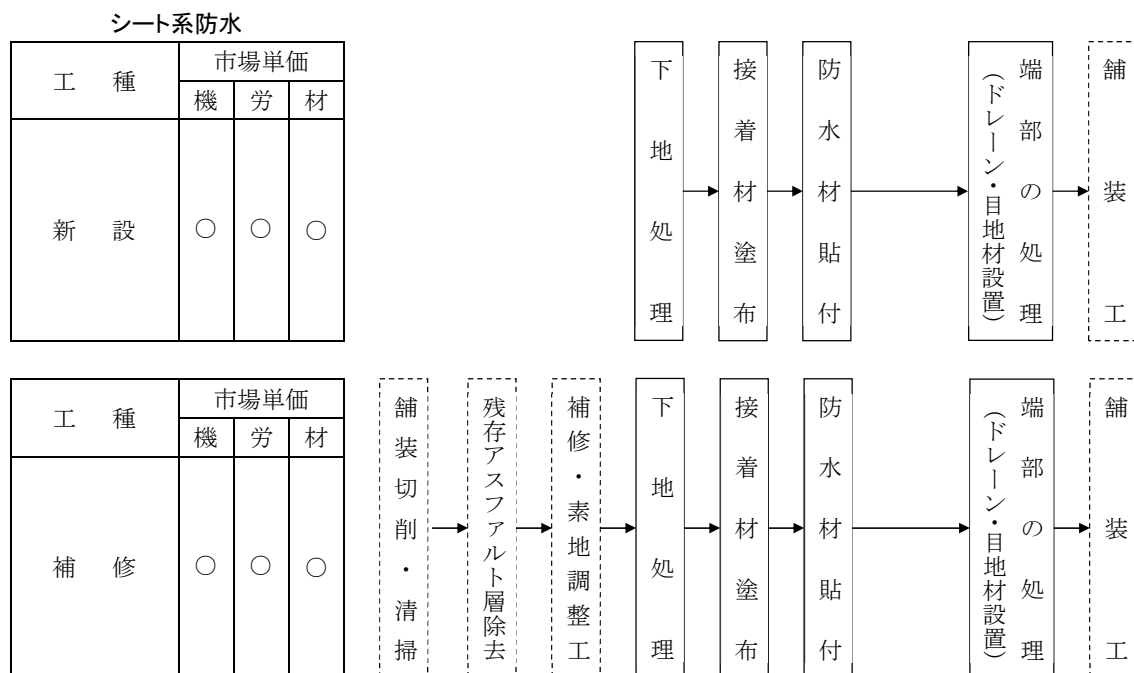
(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 舗装系防水による防水工事の場合。
- 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。
- 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。
- 4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。
- 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。
- 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。
- 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

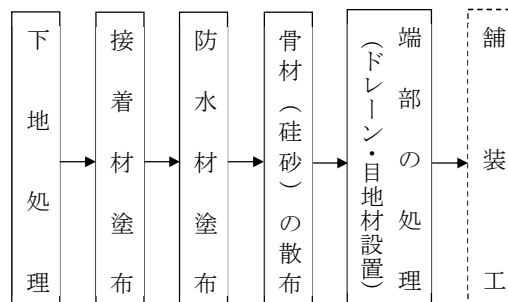
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

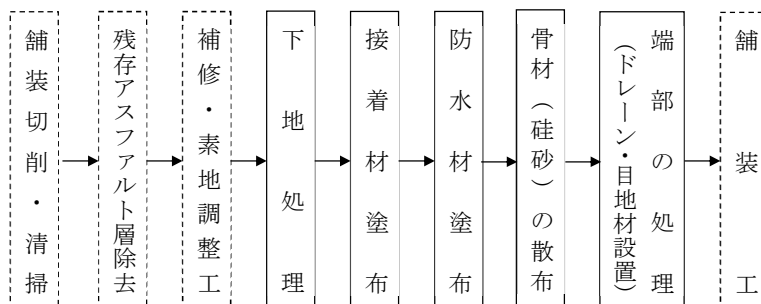


塗膜系防水

工 種	市場単価		
	機	労	材
新 設	○	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
補 修	○	○	○



2-2 市場単価の規格・仕様

橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様

規 格 ・ 仕 様			単 位
橋 面 防 水 工	シート系防水(アスファルト系)	新 設	㎡
		補 修	
	塗膜系防水(アスファルト系)	新 設	㎡
		補 修	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	対象数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は, 各規模・仕様別に判定する。	S ₁	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して, 作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	シ ー ト 系 防 水		塗 膜 系 防 水	
			新 設	補 修	新 設	補 修
加算率	施 工 規 模	S ₀	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%	—
		S ₁	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	—	1.15	—
	夜 間 作 業	K ₂	1.15	1.15	1.15	1.15

(注) 1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ1工事の全体数量で判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価 (注) ×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1 + S₀ or S₁ /100) × (K₁×K₂)

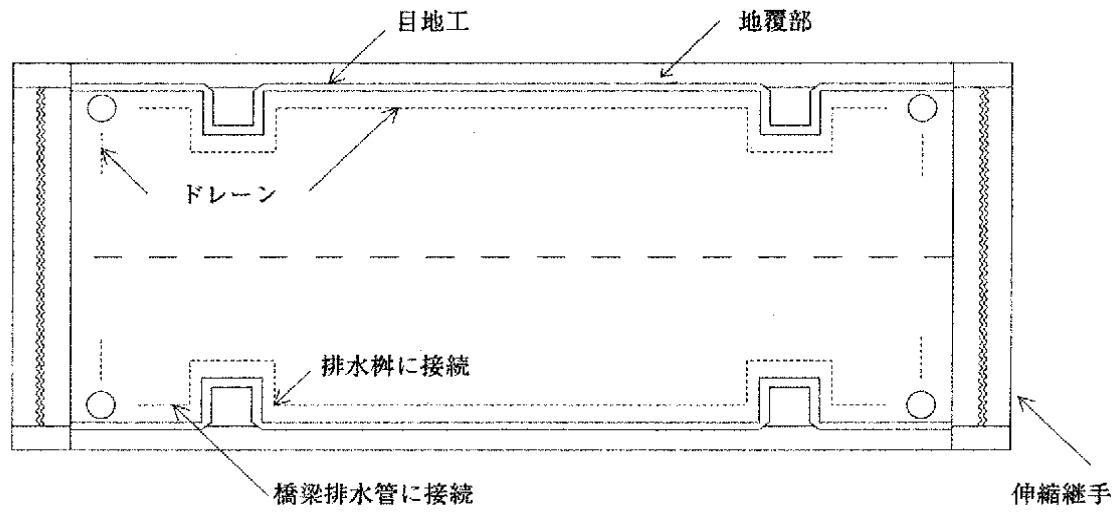
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

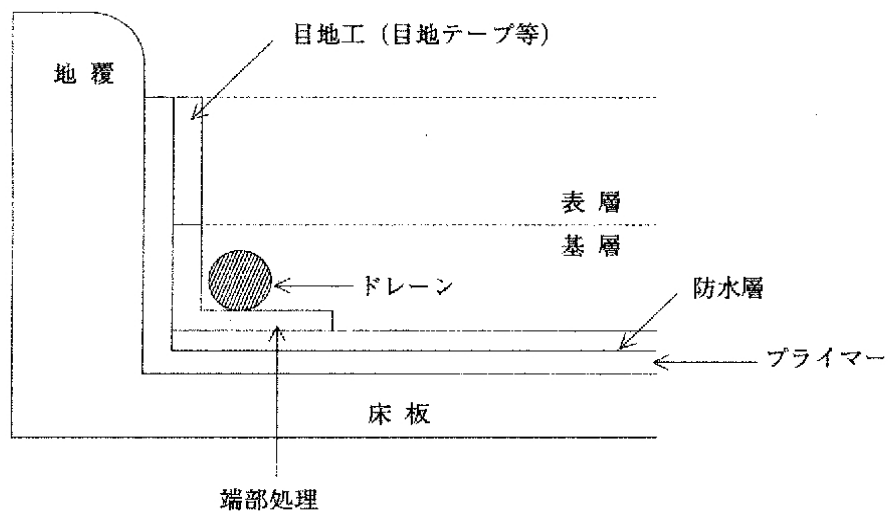
- (1) 下地処理とは、コンクリート床版面のレイトンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。
- (2) 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。
- (3) 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしろ）を含む。
- (4) 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。
- (5) ドレーン・目地工の有無にかかわらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。
ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。
材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価
- (6) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

[参考図]

■床版排水工（ドレーン）配置図



■断面図



⑬ グルーピング工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

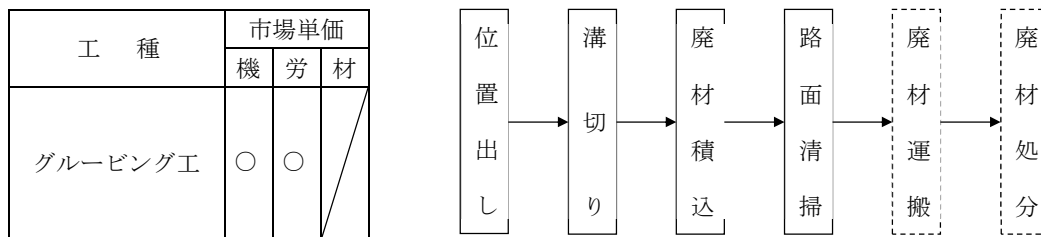
(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。
- 2) 空港の滑走路、誘導路のグルーピングの場合。
- 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 4) 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。
- 5) その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

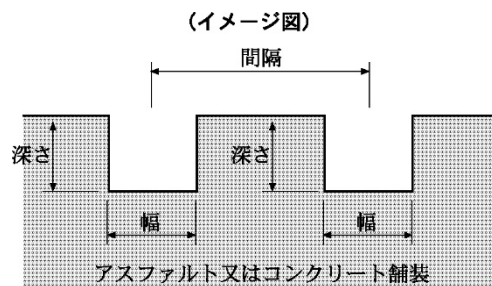
グルーピング工の市場単価の規格・仕様は、下記のとおりとする。

表2.1 規格・仕様

規 格 ・ 仕 様		単 位
縦 方 向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	㎡
	幅9mm－深さ4mm－間隔60mm	
横 方 向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	m
	幅36mm－深さ10mm(路面排水用)	

(注) 1. 間隔とは、溝の中心間距離である。

2. 横方向 幅 36 mm－深さ 10 mmは、路面排水を目的とする場合に適用する。



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量

- (注) 1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの数量で判断すること。
 2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。
 3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。
 4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	グルーピング工
加算率	施工規模	S ₀	100㎡以上 0%
		S ₁	100㎡未満 20%
補正係数	舗装面	K ₁	1.70

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁／100）×（K₁）

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。
 (2) 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。

⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合
- 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 30m以下
 - 2) 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 40m以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1 m以下）
 - 3) 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1 m以上 2 m以下、削孔径 42 mm以上 50 mm以下、法面垂直高さ 40m以下

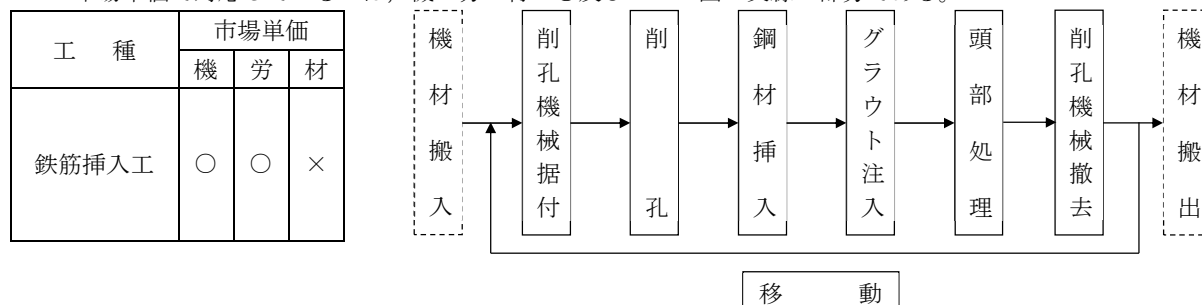
1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 自穿孔材による施工の場合
 - 2) 逆巻き施工の場合
 - 3) 土質が硬岩、玉石混じり土を含む場合
 - 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合
 - 5) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 6) 夜間作業の場合
 - 7) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。
 2. 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
 3. 市場単価には、頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用出来る。

工 種	市場単価		
	機	労	材
削孔機械の 上下移動		○	

上
下
移
動

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
仮設足場の 設置・撤去		○	○

設
置
・
撤
去

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は3.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

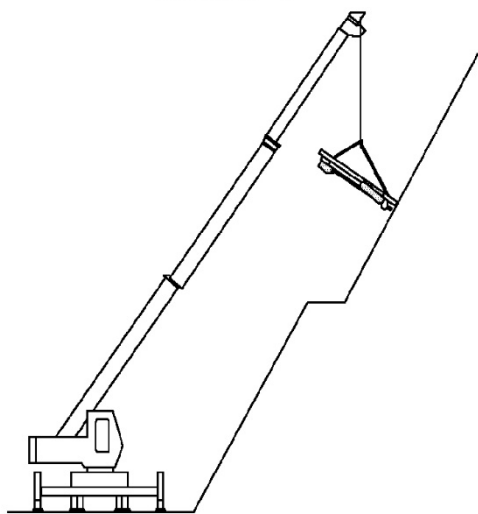
区分	規格・仕様					単位
現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別(鋼材挿入・ グラウト注入・頭部処 理時)	法面垂直高さ	削孔長	削孔径	
I	—	ロープ足場 (命綱)	30m以下	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	m
II	仮設足場(単管足場) または土足場		40m以下 (ただし、機 械設置基面か ら削孔位置ま での高さが1m 以下)	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	m
III	ロープ足場(命綱)		40m以下	$1\text{m} \leq L \leq 2\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 50\text{mm}$	m

現場条件Ⅰ：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

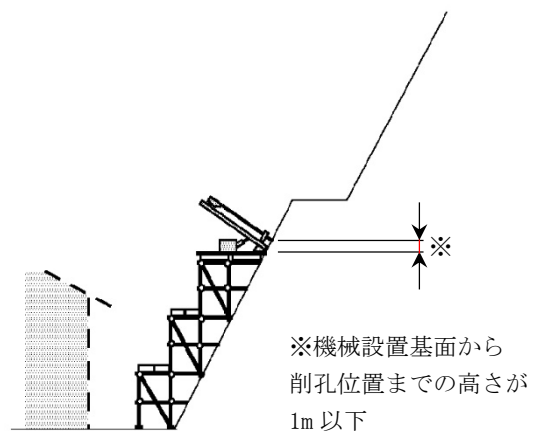
Ⅱ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

Ⅲ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場（単管足場）の設置、土足場の確保が困難である場合

《現場条件Ⅰ》



《現場条件Ⅱ》



《現場条件Ⅲ》

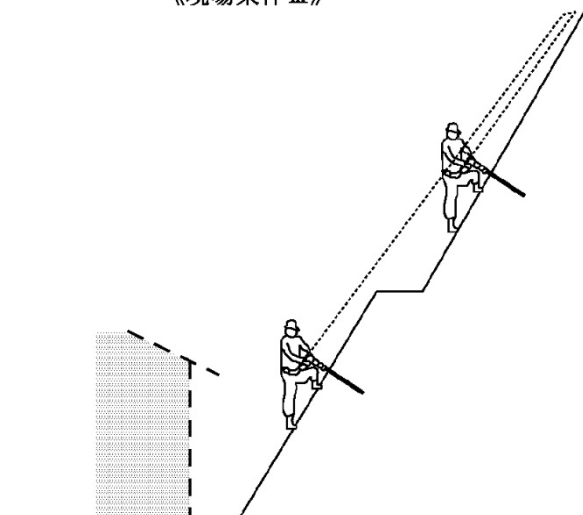


表2. 2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動

規格・仕様	単位
上下移動	回

表2. 3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去

規格・仕様	単位
設置・撤去	空m ³

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	施工基面からの法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合	現場条件Ⅰにおいて、法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	現 場 条 件		
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
加算率	施工規模	S ₀	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
		S ₁	(100m以上 200m未満) 20%	(100m以上 200m未満) 20%	—
		S ₂	(100m未満) 35%	(100m未満) 35%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.15
	法面垂直高さが 20mを超え、 30m以下の場合	K ₂	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀. or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水 (W/C)	混 和 材
重量配合比	1	0.5 ～ 0.55	必 要 量
1 m ³ 当り配合	1,230 kg		

- (3) グラウト注入材の1 m当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

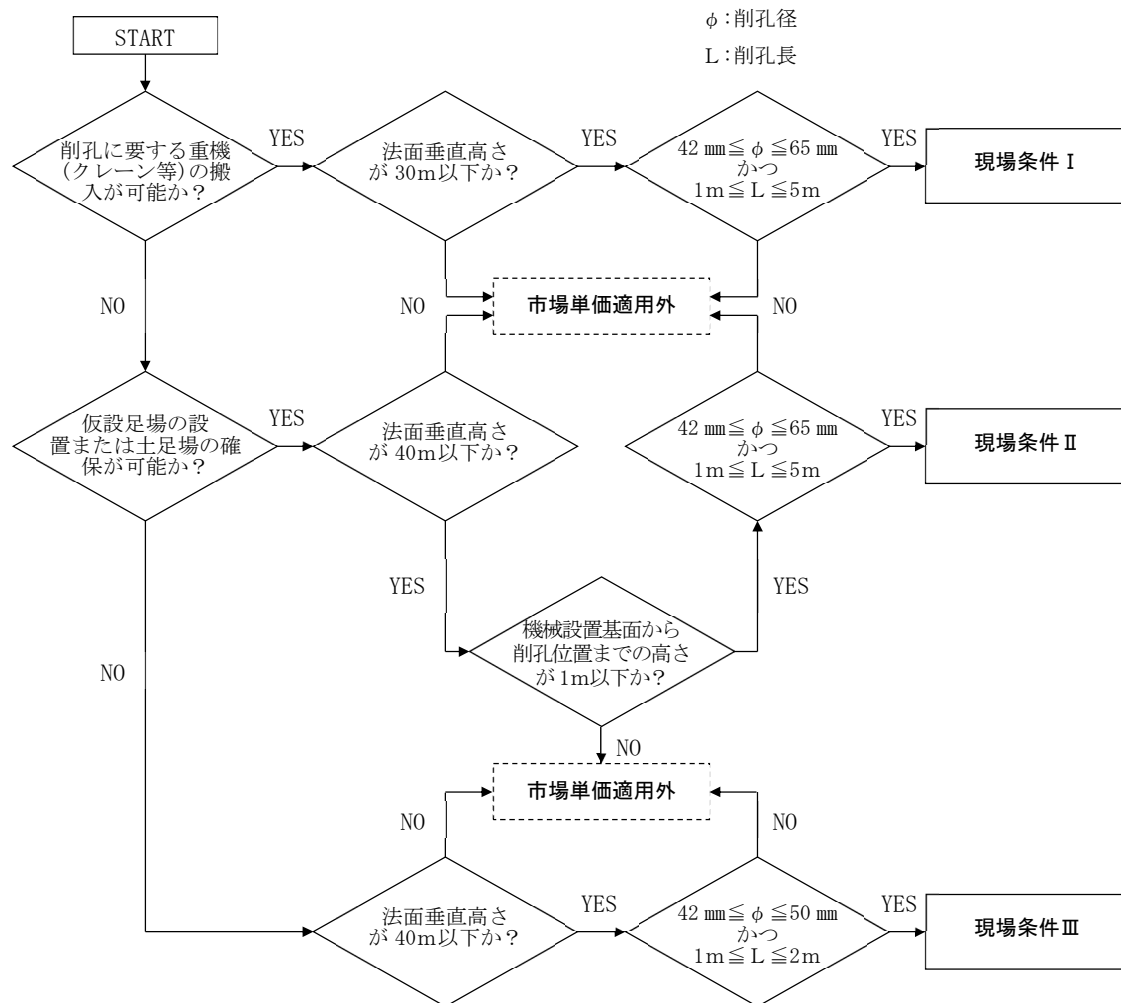
V：グラウト注入量 (m³)

D：削孔径 (mm)

K：ロス率 (0.4 を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

《市場単価適用のフロー図(参考)》



⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 表 1.1 に示す工種。
 - 2) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 特別調査によるもの

コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合
洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合
構造物の削孔を目的とする場合	

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価			仮 設 工	飛 散 防 止	W J 表 面 処 理 作 業	清 掃 ・ 廃 材 回 収	廃 材 積 込 み	廃 材 運 搬 ・ 処 理
	機	労	材						
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○						

(注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする(必要に応じて別途計上)。

2. 材料費は清水等とする。

3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。

4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

5. WJは、ウォータージェットの略

2-2 市場単価の規格・仕様

コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様	単位
コンクリート表面処理	m ²

図 2.1 コンクリート表面処理(参考図)



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁ S ₂	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して, 作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	上向き施工の場合	床版裏, 構造物天井等の作業方向が上向きとなる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	濁水処理費用を別途計上する場合	トンネル工事やグラウト工事のように本体工事にて濁水処理に関する費用を一式計上している場合は, 市場単価の濁水処理費用を減額するため, 対象となる規格仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	表面処理
加算率	施工規模	S ₀	500 m ² 以上 0%
		S ₁	300 m ² 以上 500 m ² 未満 20%
		S ₂	300 m ² 未満 55%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10
	上向き施工の場合	K ₃	1.15
	濁水処理費用を別途計上する場合	K ₄	0.90

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は, 1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。

2. 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取り扱い, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。